

第3部

計画の内容

基本計画施策体系

基本目標Ⅰ 「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

政策110 伝統文化を継承、発展させ、新たな文化・芸術を創造する

- 施策111 郷土の歴史・文化を継承し、発展させる
- 施策112 すみだの新しい文化・芸術を育てる

政策120 すみだの多彩な魅力を内外に発信し、成熟した国際観光都市をつくる

- 施策121 すみだの魅力を広く発信し、訪れたいまちをつくる
- 施策122 区内の観光資源を連携させ、楽しめるまちをつくる
- 施策123 訪れる人をやさしく迎える、おもてなしのまちをつくる

政策130 水と緑を活かした、美しい景観をつくる

- 施策131 地域ごとの特色を活かしたまちなみをつくる
- 施策132 水と緑に親しみ、うるおいとやすらぎが実感できる空間をつくる

基本目標Ⅱ 地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

政策210 多様な都市機能が調和したまちをつくる

- 施策211 職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める
- 施策212 多様な世帯に対応した、魅力的な住環境を形成する

政策220 区民が安全・快適・便利に暮らし、人々の交流が生まれ、移動しやすいまちをつくる

- 施策221 主要駅を中心とした広域拠点と、身近な生活拠点を形成する
- 施策222 安全で快適な暮らしを支える、便利な交通環境を形成する

基本目標Ⅲ 新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

政策310 新しい価値を創造し、産業の進化・発展を図る

- 施策311 グローカルに活躍できる人材を育て、技術・技能を継承・発展させる
- 施策312 新規参入・異分野との連携・融合を促進し、次代のものづくりを育む
- 施策313 「ものづくりのまち すみだ」をプロモーションする

政策320 こだわりをもった魅力ある商業・サービス業の集積を進める

- 施策321 消費者から選ばれる魅力ある個店の集積を進める
- 施策322 地域の資源を活かした、特色ある商業空間を創出する

政策330 誰もが輝きをもって働けるしくみをつくる

- 施策331 誰もが能力を発揮できるよう就労支援を展開する

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策410 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

- 施策411 災害に強い安全なまちづくりを進める
- 施策412 地域で連携し、さまざまな災害に対する防災行動力を高める
- 施策413 地域で連携し、犯罪抑止力・対応力を高める

政策420 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる

- 施策421 福祉に対する理解を深め、地域活動への参加を促す
- 施策422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る
- 施策423 生活に困った人を支え、自立を促す
- 施策424 消費者の自立を支援し、安心・安全な消費生活を守る

政策430 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

- 施策431 元気で生きがいに満ちた高齢期の暮らしを支援する
- 施策432 高齢者の自立した生活を支援する
- 施策433 高齢者の地域包括ケアを進める
- 施策434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる

政策440 障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる

- 施策441 障害者の自立した生活を支援する
- 施策442 障害者の社会参加を支援し、生きがいを創出する

政策450 健康寿命を大きく伸ばし、誰もが健康に暮らすまちをつくる

- 施策451 区民みずからが健康に暮らせるしくみをつくる
- 施策452 すべての親と子の切れ目ない健康づくりを支援する
- 施策453 保健衛生における安全と安心を確保する
- 施策454 地域の連携を深め、保健医療体制を確立する

政策460 安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる

- 施策461 必要な子育て支援サービスを適切に利用できる環境をつくる
- 施策462 地域のなかで子どもを健全に育成できる環境をつくる
- 施策463 支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる

政策470 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う

- 施策471 意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む
- 施策472 子どもの個性を活かし、健やかな心とからだを育てる
- 施策473 地域に開かれた魅力ある学校環境をつくる
- 施策474 家庭の教育力向上と、地域で子どもを育てるしくみをつくる

政策480 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる

- 施策481 地域にやさしい、環境に配慮した暮らしをともにつくる
- 施策482 環境の保全や改善に努める
- 施策483 廃棄物を減量し、循環型社会を実現する

基本目標Ⅴ 区民と区が協働で「すみだ」をつくる**政策510 コミュニティの輪を広げ、協働によるまちをつくる**

- 施策511 地域や多様なコミュニティを支える人材・団体を育てる
- 施策512 地域や多様なコミュニティを育む場や機会を増やす
- 施策513 地域コミュニティのなかで、外国人にとっても暮らしやすい環境をつくる

政策520 生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる

- 施策521 区民が生涯にわたり学ぶことができる環境をつくる
- 施策522 区民が自由にスポーツを楽しむ機会をつくる

政策530 世界の平和を願い、人権を尊重するまちをつくる

- 施策531 人権教育・啓発を進める
- 施策532 男女共同参画を推進する
- 施策533 国際理解を深め、平和への意識を高める

政策540 多様な主体が参加する区政のしくみをつくる

- 施策541 情報を戦略的に発信し、多様な主体と共有する
- 施策542 区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する

施策ページの見方

墨田区基本構想に定めるまちづくりの基本目標です。

基本目標Ⅰ 「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

政策110 伝統文化を継承、発展させ、新たな文化・芸術を創造する

政策は、「基本目標」を実現するためのみちすじです。

施策111

郷土の歴史・文化を継承し、発展させる



施策は、政策をどのような手段で実現していくかを示します。

—10年後のすみだ—

すみだの歴史や文化に区民がふれることで、郷土に対する理解・愛着が深まり、さらに区民が将来にわたり伝統文化を継承、発展させ、文化財が大切に保護されています。

施策を講じることによって、10年後のすみだの姿がどのようなかを示します。

現状とこれまでの取り組み

世界的に評価の高い浮世絵師・葛飾北斎の生誕地である本区では、北斎の作品等の紹介や北斎とすみだの関わりを伝える「すみだ北斎美術館」を2016(平成28)年11月に開館します。

また、旧安田庭園は2015(平成27)年度に中期整備計画を策定し整備・保存管理を進めるとともに、公益財団法人により刀剣博物館が設置されます。さらに、歴史文化公園については、勝海舟をテーマとした両国公園の整備など、現在2公園で整備が完了しています。

このほか、区内に存する有形・無形文化財の調査・登録・保存活用に努めるとともに、普及啓発事業や埋蔵文化財の調査・保存を積極的に行っていきます。



今後の課題

すみだ北斎美術館の開館を契機として、これまで以上に区民が郷土の歴史・文化にふれる機会は充実することになりますが、すみだ郷土文化資料館とあわせて、今後も資料の収集・保存、展示、調査研究等の活動を積極的に展開していく必要があります。これらの施設では、所有する文化財等の資源の多様な活用を通して、すみだの歴史・文化を継承・保存するとともに、観光客を含む多くの人々に積極的にその魅力を発信する必要があります。また、東京都の指定名勝である旧安田庭園については文化財庭園としての魅力を高める整備を行い、さらに、区内各所への史跡説明板や歴史文化公園の整備を通じ、広くすみだの歴史・文化にふれることのできる場を提供することが求められています。

「10年後のすみだ」を実現するために、これまでの取り組みや今後の課題を示し、なぜこの施策を講じるのかを明らかにします。

※ 基本目標・政策・施策は、それぞれが目的と手段の関係になっており、「基本目標」を達成するために「政策」を行い、「政策」を達成するために「施策」を行うと言い換えることができます。

施策を講じた結果、区民の暮らしやまちの姿はどのようになるかというモノサシ(成果指標)を設定し、施策の達成度をはかります。

施策の達成をはかる指標

●「伝統文化が保護、継承されている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
71.6%	77.0%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「墨田区の歴史や文化を学んでいる」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
24.1%	39.0%	

データ出所：区民アンケート調査

「10年後のすみだ」を実現するために、区が担う役割を示します。

施策達成のために区が取り組むこと

歴史・文化拠点の整備・運営に取り組むとともに、郷土の歴史・文化や文化財について区民が理解し、愛着をもち、将来に継承できるよう支援します。

区が取り組む主な事業

旧安田庭園再整備事業

旧安田庭園の整備・保存管理を行うとともに、さらなる魅力向上を図ります。また、庭園内の両国公会堂跡地を活用し、「刀剣博物館」を誘致します。

「主要な公共施設等整備事業」は網掛けで示します。

公共施設等整備事業」です。

「10年後のすみだ」を実現するうえで関連がある事業を抽出し、主な事業として示します。

すみだ北斎美術館事業

葛飾北斎に関する総合的な美術館として作品等の資料収集・保存・展示、調査研究等の活動を行うことにより、地域文化の継承と発展の場、美術館・博物館プロムナードの中核となる本区の観光拠点となるよう運営します。また、「墨田区北斎基金」を設置し、寄付キャンペーンを展開することで、施設管理や展覧会事業をはじめとする運営の充実を図ります。

歴史文化公園整備事業

公園内の石碑や銅像、周辺に点在する文化財等を活かした修景改修することにより、訪れた利用者に歴史・文化を伝えていく場所として整備します。

すみだ郷土文化資料館事業

区の郷土文化や歴史に対する区民の理解を深め、郷土意識の高揚を図るとともに、広く教育、学術及び文化の発展に資するため、資料の収集・保存及び展示や講演会、年間特別企画事業、児童への郷土学習、ボランティア養成等の事業を行います。

文化財の保護、保存、普及及び活用事業

「墨田区文化財保護条例」に基づき、歴史的文化財、史跡や伝統工芸について調査・研究し、登録文化財や指定文化財にするとともに、刊行物の発行やパネル展示を行うことで、保護、保存、普及や活用等を行います。また、登録文化財等の史跡説明板を設置する等、観光振興にも活用します。

埋蔵文化財の発掘調査・保管事業

文化財保護法に基づき、区内の開発事業に伴う、埋蔵文化財発掘調査と報告書の作成、出土物の保管と整理を行います。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、相撲や寺社仏閣などの郷土の歴史・文化や文化財について理解・愛着を深め、次世代への伝承の担い手となります。

事業者は、歴史・文化に関する展示会等のイベントを実施、協賛するとともに、メセナ活動[※]に取組み、郷土の歴史・文化を活用・発展させた新たな事業を展開します。

「10年後のすみだ」を協働で実現するために、区民、事業者が担う役割を示します。

※ メセナ活動とは、文化・芸術活動に対する企業の支援を指します。企業名や商品名を冠する音楽会・演劇公演・美術展等を催して直接に援助する場合と、財団法人や社団法人を設立して援助する場合があります。

「すみだ」らしさの 息づくまちをつくる

— 将来の姿 —

江戸から受け継がれている「すみだ」に関わる歴史や文化が再発見されるとともに守り伝えられ、その時々ニーズをとらえた形で国の内外に発信されています。また、歴史によって培われた文化や、隅田川をはじめとする豊かな水辺、まちの雰囲気、人とのふれあい、ものづくりの技など、区民が誇りと愛着をもてる「すみだ」の魅力によって、多くの人々が訪れる、にぎわいのあるまちになっています。

政策110 伝統文化を継承、発展させ、新たな文化・芸術を創造する

政策120 すみだの多彩な魅力を内外に発信し、成熟した国際観光都市をつくる

政策130 水と緑を活かした、美しい景観をつくる

政策110

伝統文化を継承、発展させ、 新たな文化・芸術を創造 する



すみだの特色ある伝統文化が大切に保護・継承され、着実に発展しているとともに、すみだに新しい創造性豊かな文化が生まれ、文化・芸術のもつ力に培われた魅力と活力あふれるまちになっています。

施策の体系

政策110 伝統文化を継承、発展させ、新たな文化・芸術を創造する

施策111 郷土の歴史・文化を継承し、発展させる

- ☆旧安田庭園再整備事業 ●すみだ北斎美術館事業
- 歴史文化公園整備事業 ●すみだ郷土文化資料館事業
- 文化財の保護、保存、普及及び活用事業 ●埋蔵文化財の発掘調査・保管事業

施策112 すみだの新しい文化・芸術を育てる

- すみだトリフォニーホール事業 ●文化・芸術活動のネットワーク構築事業
- 「すみだ文化芸術情報サイト」運営事業
- 区民や団体等の文化・芸術活動支援事業 ●文化交流促進事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

本区は、1982(昭和57)年3月に「墨田区文化財保護条例」を制定し、区内にある有形・無形の文化財の調査・登録・保存に努めるとともに、広くその意義の普及と継承に取り組んできました。また、区民の郷土文化に対する理解を深め、郷土意識の高揚を図るため、1998(平成10)年4月に「すみだ郷土文化資料館」を開設し、小中学校の社会科学習の支援等さまざまな事業を展開してきました。

また、次世代にすみだの歴史と文化を魅力的に伝えていくとともに、観光回遊性を高めるため、旧安田庭園の再整備や歴史文化公園の整備にも取り組んでいます。

さらに、すみだの偉大な浮世絵師・葛飾北斎を区民の誇りとして顕彰するため、2016(平成28)年11月には「すみだ北斎美術館」を開館することとしています。

一方、本区は、1988(昭和63)年3月に「墨田音楽都市構想」を発表し、これを踏まえ、墨田区文化振興財団を設立するとともに、音楽都市づくりの拠点として「すみだトリフォニーホール」を開館し、新日本フィルハーモニー交響楽団とのフランチャイズ提携に基づき、音楽文化の振興を図ってきました。また、近年は、東京スカイツリーの開業等を契機として、まちににぎわいをもたらす多彩な文化・芸術活動が活発に行われるなど、アートに対する機運の高まりを踏まえ、2012(平成24)年9月には「墨田区文化芸術振興基本条例」を制定、翌年6月には「墨田区文化芸術の振興に関する基本指針」を策定し、区民の幅広い文化芸術活動の支援に取り組んでいます。

政策実現に向けての課題

すみだの歴史のなかで育まれてきた特色ある伝統文化を次世代に確実に継承していくだけでなく、より魅力的なものとして発展させていくことが求められています。このため、文化財等のより適切な保護・保存・活用に努めることはもとより、すみだ北斎美術館や歴史文化公園、そして2017(平成29)年度に開館予定の刀剣博物館等を通じて、すみだに息づく歴史・文化の魅力を広く発信していく必要があります。

また、これまで進めてきた本区独自の文化・芸術施策をさらに発展させていくために、条例や指針に示された理念・施策の方向性に基づき、新たなすみだらしい多様な文化・芸術活動が幅広く区内で展開され、多くの区民に浸透していくことが求められています。そして、人々の生活にうるおいや心の豊かさ等をもたらすとともに、人々をつなぐことのできる文化・芸術の持つ力を区政のさまざまな分野において活用し、地域の活性化や人と地域とのきずなづくりを積極的に進めていく必要があります。



施策111

郷土の歴史・文化を継承し、 発展させる



—10年後のすみだ—

すみだの歴史や文化に区民がふれることで、郷土に対する理解・愛着が深まり、さらに区民が将来にわたり伝統文化を継承、発展させ、文化財が大切に保護されています。

現状とこれまでの取り組み

世界的に評価の高い浮世絵師・葛飾北斎の生誕地である本区では、北斎の作品等の紹介や北斎とすみだの関わりを伝える「すみだ北斎美術館」を2016(平成28)年11月に開館します。

また、旧安田庭園は2015(平成27)年度に中期整備計画を策定し整備・保存管理を進めるとともに、公益財団法人により刀剣博物館が設置されます。さらに、歴史文化公園については、勝海舟をテーマとした両国公園の整備など、現在2公園で整備が完了しています。

このほか、区内に存する有形・無形文化財の調査・登録・保存活用にあつめるとともに、普及啓発事業や埋蔵文化財の調査・保存を積極的に行っていきます。



今後の課題

すみだ北斎美術館の開館を契機として、これまで以上に区民が郷土の歴史・文化にふれる機会は充実することになりますが、すみだ郷土文化資料館とあわせて、今後も資料の収集・保存、展示、調査研究等の活動を積極的に展開していく必要があります。これらの施設では、所有する文化財等の資源の多様な活用を通して、すみだの歴史・文化を継承・保存するとともに、観光客を含む多くの人々に積極的にその魅力を発信する必要があります。また、東京都の指定名勝である旧安田庭園については文化財庭園としての魅力を高める整備を行い、さらに、区内各所への史跡説明板や歴史文化公園の整備を通じ、広くすみだの歴史・文化にふれることのできる場を提供することが求められています。

施策の達成をはかる指標

●「伝統文化が保護、継承されている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
71.6%	77.0%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「墨田区の歴史や文化を学んでいる」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
24.1%	39.0%	50.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

歴史・文化拠点の整備・運営に取り組むとともに、郷土の歴史・文化や文化財について区民が理解し、愛着をもち、将来に継承できるよう支援します。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

旧安田庭園再整備事業

旧安田庭園の整備・保存管理を行うことで、文化財庭園としての価値を高めるとともに、さらなる魅力向上を図ります。また、庭園内の両国公会堂跡地を活用し、「刀剣博物館」を誘致します。

すみだ北斎美術館事業

葛飾北斎に関する総合的な美術館として作品等の資料収集・保存、展示、調査研究等の活動を行うことにより、地域文化の継承と発展の場、美術館・博物館プロムナードの中核となる本区の観光拠点となるよう運営します。また、「墨田区北斎基金」を設置し、寄付キャンペーンを展開することで、施設管理や展覧会事業をはじめとする運営の充実を図ります。

歴史文化公園整備事業

公園内の石碑や銅像、周辺に点在する文化財等を活かした修景改修することにより、訪れた利用者に歴史・文化を伝えていく場所として整備します。

すみだ郷土文化資料館事業

区の郷土文化や歴史に対する区民の理解を深め、郷土意識の高揚を図るとともに、広く教育、学術及び文化の発展に資するため、資料の収集・保存及び展示や講演会、年間特別企画事業、児童への郷土学習、ボランティア養成等の事業を行います。

文化財の保護、保存、普及及び活用事業

「墨田区文化財保護条例」に基づき、歴史的文化財、史跡や伝統工芸について調査・研究し、登録文化財や指定文化財にするとともに、刊行物の発行やパネル展示を行うことで、保護、保存、普及や活用等を行います。

また、登録文化財等の史跡説明板を設置する等、観光振興にも活用します。

埋蔵文化財の発掘調査・保管事業

文化財保護法に基づき、区内の開発事業に伴う、埋蔵文化財発掘調査と報告書の作成、出土物の保管と整理を行います。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、相撲や寺社仏閣などの郷土の歴史・文化や文化財について理解・愛着を深め、次世代への伝承の担い手となります。

事業者は、歴史・文化に関する展示会等のイベントを実施、協賛するとともに、メセナ活動[※]に取り組み、郷土の歴史・文化を活用・発展させた新たな事業を展開します。

※ メセナ活動とは、文化・芸術活動に対する企業の支援を指します。企業名や商品名を冠する音楽会・演劇公演・美術展等を催して直接に援助する場合と、財団法人や社団法人を設立して援助する場合があります。

施策112

すみだの新しい文化・芸術を 育てる



—10年後のすみだ—

区民がいつでも身近に文化・芸術にふれ、活動できる環境となっているとともに、多くの担い手がすみだで育ち、集い、幅広い分野での新しいすみだの文化・芸術が創造されています。

現状とこれまでの取り組み

区では、1988(昭和63)年3月に「墨田音楽都市構想」を発表し、音楽都市づくりに取り組んできました。そして、音楽文化振興の拠点として、1997(平成9)年10月に「すみだトリフォニーホール」を開館し、公益財団法人墨田区文化振興財団等と連携して、鑑賞機会の提供や区民の文化芸術・活動の育成・支援等を行っています。

これらを踏まえ、さらに幅広い文化・芸術分野での区民の自発的な活動を支援するため、2012(平成24)年9月に「墨田区文化芸術振興基本条例」を、翌年6月には「墨田区文化芸術の振興に関する基本指針」を策定しました。この条例及び指針に示された文化・芸術の振興に関する基本理念及び施策の方向性にに基づき、情報の発信や人材ネットワークの構築などに積極的に取り組んでいます。

今後の課題

「墨田区文化芸術振興基本条例」及び「墨田区文化芸術の振興に関する基本指針」では、「文化芸術は人々の生活に楽しみやうるおい、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ連携させる力がある」としており、今後、さらに活動を促進し、区政のさまざまな分野で文化・芸術のもつ力を活用することが期待されています。

そして、地域の活性化や人と地域とのきずなづくりを進めるために、来街者を含めた本区に関わる誰もが等しく文化を享受するとともに、自発的で自主的な創造活動を行う環境が求められています。



施策の達成をはかる指標

●「過去1年間に文化・芸術活動に参加した」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
16.0%	25.0%	30.0%

データ出所：区民アンケート調査

●区内アーティスト・文化芸術団体及び施設の「すみだ文化芸術情報サイト」登録数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
139件	180件	200件

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

文化・芸術の振興を図るため、必要な場の提供、情報の収集・提供等の体制の整備を行います。また、区民等の意見を反映させながら、地域の活性化に向けて、文化・芸術がもつ創造性を積極的に活用します。

区が取り組む主な事業

すみだトリフォニーホール事業

区民の音楽文化振興の拠点施設、すみだトリフォニーホールの管理運営を行い、区民が良質な音楽を通じ、身近に文化に親しめる環境をつくります。

文化・芸術活動のネットワーク構築事業

公益財団法人墨田区文化振興財団やNPO法人等と連携し、区内に点在するアーティスト等のニーズや課題を掘り起こすとともに、「人」「施設」「組織」のネットワークの拡充・強化を図り、新たな文化・芸術活動の創造・発展を促進します。

「すみだ文化芸術情報サイト」運営事業

「すみだ文化芸術情報サイト」に区内の文化・芸術情報を集約し、区民や国内外からの来街者等に、すみだの魅力を戦略的に発信するとともに、文化・芸術関連団体等への情報提供を行います。

区民や団体等の文化・芸術活動支援事業

子ども、高齢者や障害者等、誰もが等しく文化・芸術にふれることができるよう、活動の場や鑑賞機会の提供、育成支援等を行います。また、区民団体・区内企業等が区内で開催する文化・芸術行事(国技館5000人の第九コンサート等)や文化祭を区が共催・後援し、区民が文化・芸術活動に接する機会を創出します。

文化交流促進事業

外国人を含む新住民が地域に溶け込むきっかけづくりとして、また、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、区民と協働して文化交流事業を実施します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、互いの文化・芸術活動を尊重しつつ、自主的な活動を通じて、文化・芸術の活性化に取り組めます。

事業者は、保有する資源を活用し、自主的な活動を展開するとともに、区民等による文化・芸術活動を支援します。

政策120

すみだの多彩な魅力を内外に発信し、成熟した国際観光都市をつくる



すみだらしさにあふれた多彩な魅力が広く伝わることで、まちに多くの人が訪れています。また、「おもてなし」の心で迎える区民と来街者の交流が生まれ、まちがにぎわっています。

施策の体系

政策120 すみだの多彩な魅力を内外に発信し、成熟した国際観光都市をつくる

施策121 すみだの魅力を広く発信し、訪れたいまちをつくる

- 海外での観光プロモーション事業 ●訪日外国人への情報発信事業
- 他地域との広域連携による観光プロモーション事業 ●修学旅行誘致事業
- すみだならではの魅力の発掘・再編集事業
- 多様な情報媒体を活用した情報発信事業

施策122 区内の観光資源を連携させ、楽しめるまちをつくる

- 美術館・博物館等観光ネットワーク構築事業
- 北斎・江戸文化等を活かした観光回遊性向上事業
- 両国観光まちづくりグランドデザイン推進事業
- 3M運動等と連動した「ものづくり観光」推進事業
- 地域ブランド戦略推進事業 ●水辺を活用した舟運事業
- 観光施設等回遊性向上事業

施策123 訪れる人をやさしく迎える、おもてなしのまちをつくる

- ☆道路バリアフリー等整備事業
- 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成事業
- 次世代の観光まちづくりの担い手育成事業 ●国際交流推進事業
- 観光案内所の機能強化事業 ●情報インフラ整備事業
- ユニバーサルツーリズム推進事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

本区は、隅田川の花火や大相撲等をはじめとする江戸に起源する伝統文化を有し、東京スカイツリー等の新しい文化観光拠点も整備される等、多彩な観光資源に恵まれたまちです。

近年、国では、観光振興を重要な国家戦略の一つとして掲げており、特に、外国人観光客の獲得に向けた訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)を継続的に実施しています。

本区でも、すみだの資源を最大限に活かし、来街者の増加やにぎわいの創出による地域経済の活性化を図るため、2008(平成20)年に観光振興プランを改定しました。この計画に基づき、2012(平成24)年5月に開業した東京スカイツリーをはじめとする多彩な観光資源を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

さらに、2016(平成28)年のすみだ北斎美術館の開館や2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、本区を訪れる外国人観光客の増加が見込まれることから、2015(平成27)年4月に観光振興プランを改定しました。このプランでは、重点的・先導的に取り組むテーマとして、本区の数ある観光資源のなかでも「北斎・江戸文化」「産業と観光の融合」「水都すみだ」を掲げています。

また、2009(平成21)年5月に、一般社団法人墨田区観光協会が設立され、民間の柔軟な動きと専門分野のノウハウを活かしながら観光の活性化に取り組んでおり、同協会と連携し、東京スカイツリーを活かした、暮らしてよく、訪れてよい「国際観光都市すみだ」の実現をめざしています。

政策実現に向けての課題

本区の特徴ある多彩な観光資源をさらに磨き上げ、すみだの魅力を効果的に発信することが必要です。また、すみだらしい魅力をもった観光資源や観光ルートを再構築し、すみだの魅力を十分に楽しめるしくみづくりが求められています。

さらに、区を挙げて国内外からの来街者をおもてなしの心で迎える必要があります。

その実現のためには、区内の回遊を促進し、都市型観光地としての魅力を高めることや、区民と国内外からの来街者の交流の促進、効果的なPRの実施、他都市との広域的な連携、そして地域産業との連携による「産業と観光の融合」をめざした取り組みが課題となります。東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えながら、その後のレガシーを継承できるように、成熟した国際観光都市を実現することが求められています。



施策121

すみだの魅力を広く発信し、訪れたいまちをつくる



—10年後のすみだ—

さまざまな媒体からすみだの魅力が発信され、これまで以上に国内外から多くの人々が「国際観光都市すみだ」にあこがれ、訪れています。

現状とこれまでの取り組み

2012(平成24)年5月に東京スカイツリーが開業し、国内外から多くの観光客が本区を訪れています。また、2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、今後、ますます本区を訪れる外国人観光客の増加が見込まれています。

区では、このような状況を踏まえて2015(平成27)年4月に墨田区観光振興プランを改定し、東京スカイツリーを活かし、暮らしてよく、訪れてよい「国際観光都市すみだ」の実現を目標に掲げて各種の観光施策を展開しています。また、本区の魅力や観光情報を国内外へ発信して誘客を促進する観光プロモーションを強化してきました。

今後の課題

東京スカイツリーや国技館等、個々の施設として認知度が高い観光スポットはあるものの、史跡や寺社仏閣、庭園等の歴史・文化的な施設や、本区の産業・すぐれたものづくりの技術にふれることができる小さな博物館、下町情緒あふれるにぎわいのある商店街等、本区ならではの魅力的な資源の認知度が十分に高まっているとはいえない状況です。そのため、今後は本区の魅力的な観光資源やそれを発信する観光拠点の存在について、広く国内外に積極的にPRする観光プロモーションを展開し、観光振興を図っていくことが求められます。



施策の達成をはかる指標

●墨田区観光協会のホームページ年間訪問者数

現状値(平成27年)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
323,985人	335,000人	350,000人

データ出所：所管課データ

●区内を訪れる観光客数(観光関連施設入込客数及びイベント入込客数)

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
9,097,423人	9,800,000人	10,000,000人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

本区の認知度を向上させるとともに、来訪者を増加させるために、区民をはじめ、国や東京都、他自治体、民間事業者との広域的な連携による観光プロモーション活動を推進します。

区が取り組む主な事業

海外での観光プロモーション事業

出発前に旅程を組む割合が高いという外国人観光客の特徴を踏まえ、国、東京都、近隣自治体や民間事業者等と連携し、海外のマスメディアや旅行会社への誘客活動の実施や海外各国の観光ガイドブック等への情報提供を行います。

訪日外国人への情報発信事業

区内外の宿泊施設や観光施設と連携し、訪日外国人に向けて、多言語に対応した本区の観光マップやパンフレット等の配布による情報の発信を行い、本区への来訪を促進します。

他地域との広域連携による観光プロモーション事業

近隣自治体等と連携した観光情報の発信や、国及び東京都が主体となって実施する事業等と連携し、効果的かつ効率的な誘客活動を行います。

修学旅行誘致事業

自治体や旅行会社に向け、ものづくりや平和教育など修学旅行に適した豊富な学習素材の情報提供を行って、本区への修学旅行を誘致します。

すみだならではの魅力の発掘・再編集事業

新たな観光資源やまち歩きコースの発掘や開発、再編集を継続的に実施して観光資源や観光プログラムの魅力の磨き上げを行うとともに、これらの魅力を伝え、本区への誘客を促進します。

多様な情報媒体を活用した情報発信事業

さまざまな媒体を活用して本区の魅力を発信するとともに、観光案内所の充実及び広域的な展開を行うことで、国内外から本区を訪れる観光客に充実した情報を提供します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、本区の観光資源や歴史・文化への理解を深めることで愛着や誇りをもち、区とともに観光PR活動を積極的に展開します。

事業者は、区内施設等と連携を強化することで、MICE^{*}誘致をはじめとする、にぎわい創出を推進します。

※ MICE とは、会議・セミナー(Meeting)、招待旅行(Incentive tour)、大会・学会・国際会議(Convention またはConference)、展示会(Exhibition)の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一形態を指します。

施策122

区内の観光資源を連携させ、 楽しめるまちをつくる



—10年後のすみだ—

区内に点在する観光拠点・資源の連携により、観光地としての魅力が向上するとともに観光プログラムが充実し、多くの人々がすみだを訪れ、まちがにぎわっています。

現状とこれまでの取り組み

本区は、これまで多彩な観光資源を活かすため、墨田区観光振興プランに基づくさまざまな取り組みを行ってきました。東京スカイツリーの開業を契機に、2012(平成24)年には、東京スカイツリータウン内に、すみだの産業をはじめとする観光情報を来街者に発信する場、「産業観光プラザ すみだ まち処」を開設しました。また、観光客等が区内回遊を楽しむため、区内循環バス「すみだ百景 すみまるくん、すみりんちゃん」の運行を開始しました。さらに、まち歩き観光の充実に向けて、道路のバリアフリー化や水辺空間の整備等を推進してきました。

このほか、両国地域では、2013(平成25)年に「両国観光まちづくりグランドデザイン」を策定し、豊富に存在する観光資源等を活かし、連携させることで、まち歩きによる観光振興を推進しています。

今後の課題

区内における回遊性の向上は進んでいるものの、東京スカイツリーの集客力を区内全域に波及させるまでには至っていません。

今後は、区内各地において、本区ならではの魅力や資源をさらに磨き上げるとともに、新たなプログラムを創出することで、多くの観光客のニーズに応える「こだわり観光」を実現していくことが重要です。また、開館が迫る「すみだ北斎美術館」や、公益財団法人日本美術刀剣保存協会の「刀剣博物館」の開設等、本区にはさらに美術館・博物館の集積が進むことを踏まえ、点在する観光拠点や資源間のネットワークづくり、回遊性の向上をいっそう進める必要があります。



施策の達成をはかる指標

●観光客による区内観光施設等の平均立寄り地数

現状値(平成26年)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
2.93箇所	3.5箇所	4.0箇所

データ出所：所管課データ

●墨田区における来訪者の観光消費額推計

現状値(平成26年)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
約4,110億円／年	4,500億円／年	4,750億円／年

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

本区の特色を活かした「ものづくり観光」や「まち歩き観光」を推進するとともにビジターズ・インダストリー(観光の視点を活かした幅広い産業群)の創出をめざし、産業と観光を融合させた観光振興を積極的に展開します。

区が取り組む主な事業

美術館・博物館等観光ネットワーク構築事業

区内に点在する美術館や博物館等のさまざまな文化施設を相互に連携させ、文化施設が集積する「美術館・博物館プロムナード」として積極的な情報発信を行う等、回遊促進のための取り組みを推進します。

北斎・江戸文化等を活かした観光回遊性向上事業

江戸時代から残る文化や観光資源等を活用し、観光地としての魅力の向上や観光プログラムの充実を図り、江戸をテーマにした「こだわり観光」を推進します。

両国観光まちづくりグランドデザイン推進事業【再掲：131】

「両国観光まちづくりグランドデザイン」の基本方針である「水辺のにぎわいの再生と創出」、「地域資源の活用と発信力の強化」及び「おもてなしの気運の醸成とまち歩き観光の推進」の3施策を展開し、両国地域のにぎわいを創出します。

3M運動等と連動した「ものづくり観光」推進事業

本区のものづくりの魅力を観光客に伝えるため、すみだ3M運動等と連動し、すみだファクトリーめぐりなど工場・工房を見学するイベントの開催やものづくり体験のプログラムを充実させ、産業と観光の融合を図ります。

地域ブランド戦略推進事業【再掲：313、321】

「すみだモダン」認証商品・メニュー(飲食)のPR・販売を行う等、すみだ地域ブランド戦略推進事業を観光に活かし、外国人を含む新たな観光客の誘致を図ります。

水辺を活用した舟運事業

イベントの開催やカフェの誘致等、水辺空間のにぎわいを創出するとともに、舟運を取り入れた区内回遊ルート of 構築や広域連携による観光舟運の活性化を図ります。

観光施設等回遊性向上事業

観光客の区内回遊性を高め、より広い範囲で本区の魅力を楽しんでもらうため、区内循環バス及び観光舟運の利用等を促進します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、住民ならではの視点で観光資源を掘り起こし、連携に向けたアイデアを提供します。

事業者は、観光客のニーズに応じた商品やサービスの提供を行うとともに、まち歩きをしやすい環境づくりを支援します。

施策123

訪れる人をやさしく迎える、 おもてなしのまちをつくる



—10年後のすみだ—

来街者をやさしく迎えることで、誰もが安全に、安心して区内回遊を楽しめる「おもてなし」のまちとなるとともに、区民と来街者のさまざまな交流が生まれる「国際観光都市」となっています。

現状とこれまでの取り組み

2008(平成20)年の墨田区観光振興プランの改定以降、区内回遊性の向上を目的に、東京スカイツリー周辺を中心とした主要道路の景観整備や道路のバリアフリー化、多言語に対応した案内サインの設置等により、区民や国内外からの観光客が安心して楽しめるよう、ハード面のまちづくりを進めてきました。

また、墨田区観光協会の法人化、観光ガイドなどの観光の担い手となる人材育成や、地元店舗が案内所を兼ね備える「街あるき案内処」の設置など、観光客に対するおもてなし体制の充実等、総力を挙げて観光まちづくりを図ってきました。

さらに、観光振興プランでは、観光施策を先導するプロジェクトとして、「おもてなしの展開」を掲げ、国際観光都市の実現に向けた、区民の交流機会の創出や受け入れ体制の強化等、外国人観光客に対するおもてなしを積極的に推進しています。

今後の課題

東京2020オリンピックにおいて、両国国技館がボクシングの競技会場となること等により、今後、来街者のさらなる増加が予想されることを踏まえ、歩行空間の整備や回遊性向上のための交通インフラの充実、ICTを活用した情報インフラの拡充、美しいまちなみや景観整備、バリアフリーの推進等ハード面のまちづくりを着実に推進していくことが求められます。

一方、誰もが訪れやすく、何度でも訪れたいまちになるように、地域の観光振興を支え、「おもてなし」の担い手となる人材・団体の発掘や育成が求められています。また、こうした人材等が集まり、観光振興に向けた取り組みについて意識や理解を共有し、互いがアイデアを持ち寄り、相乗効果をもたらすプラットフォームづくりが必要です。

施策の達成をはかる指標

●外国人観光客の墨田区に対する来訪満足度

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
80.3%	83.0%	85.0%

データ出所：所管課データ

●まち歩きガイドツアー参加者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
4,374人	4,600人	4,800人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

来街者が安全に安心して楽しめるよう道路、公園や水辺空間等を整備するほか、観光まちづくりの担い手の発掘・育成や交流機会の創出等を行います。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

道路バリアフリー等整備事業【再掲：222】

「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、駅を中心とした徒歩圏の優先整備路線のバリアフリー化を進めます。また、自転車レーンの整備により、歩行者と自転車の通行空間を分離し、安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成事業【再掲：522】

東京2020オリンピック・パラリンピックを、区を挙げて歓迎・応援するため、各種スポーツイベント等において、オリンピック・パラリンピアンを招いた気運醸成事業を実施します。

次世代の観光まちづくりの担い手育成事業

東京2020オリンピック・パラリンピックやその先を見据え、観光の取り組みに参加できるしくみを導入することにより、観光まちづくりの担い手を育成します。

国際交流推進事業

外国人観光客との交流イベントの実施や、海外からの修学旅行の誘致、区内の学生との交流プログラムの構築等によって、区民と外国人観光客が交流する機会を創出し、国際交流の推進を図ります。

観光案内所の機能強化事業

イベント・ワークショップ等により、観光客にすみだの魅力を効果的にPRするとともに、今後、増加する外国人観光客への観光案内機能の向上やインバウンド対応、観光案内ガイドの育成等により、誘客と区内回遊の促進を図ります。

情報インフラ整備事業

史跡等の観光資源の案内表示や公共サイン等の情報を充実するとともに、多言語対応を行う等、情報インフラの充実を図ります。

ユニバーサルツーリズム推進事業

誰もが安心して楽しめる観光モデルコースを構築し、本区におけるユニバーサルツーリズムの普及につなげます。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、来街者をおもてなしの心をもって迎えるとともに、積極的な交流を行います。

事業者は、商品やサービスの提供のなかで、消費者を楽しませるこだわり等を発信し、何度も訪れたい事業所・店舗づくりを進めます。

政策130

水と緑を活かした、 美しい景観をつくる



区民や来街者にうるおいとやすらぎを与える水辺空間が創出されるとともに、まちのなかに豊かな緑が広がる等、すみだらしい調和のとれた美しい景観を多くの人が楽しんでいます。

施策の体系

政策130 水と緑を活かした、美しい景観をつくる

施策131 地域ごとの特色を活かしたまちなみをつくる

- ☆主要道路景観整備事業 ●景観まちづくり推進事業
- 両国観光まちづくりグランドデザイン推進事業

施策132 水と緑に親しみ、うるおいとやすらぎが実感できる空間をつくる

- ☆荒川自然生態園整備事業 ☆北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業
- ☆江東内部河川整備事業 ☆公園等新設・再整備事業
- 緑と花のまちづくり地域推進事業 ●緑と花の学習園事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

本区は、隅田川や荒川をはじめとする縦横に走る内河川など豊かな水辺空間に囲まれ、下町情緒あふれるまちなみが残る一方で、大規模な開発により新たな魅力ある拠点が形成されつつあります。東京スカイツリーの開業や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、「水と緑」を活かした国際観光都市にふさわしい景観の創出が求められています。

2005(平成17)年の景観法の施行により、良好な景観形成への規制・誘導が明確にされ、2009(平成21)年5月に景観行政団体[※]となり、景観計画を策定しました。この計画に基づき景観まちづくり像である「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」の実現をめざしています。また、東京都景観条例においても広域的な景観として「隅田川景観軸」が指定されており、すみだの景観形成は東京の景観づくりにおいても重要な役割を担っています。

江東内部河川においては水辺に親しめる施設の整備にあわせて水辺公園として開放するとともに、2010(平成22)年度に改定した「墨田区公園マスタープラン」に基づき、市街地において人々がうるおいとやすらぎを享受できるように水と緑を活かした施設整備を進めています。また、緑化についても、まちの魅力のひとつとして、建物の周りを緑と花で飾る取り組みを推進しています。

※ 景観行政団体とは、景観法において、地域の景観行政を担う主体として設けられたもので、法に基づき景観計画の策定等を行います。

政策実現に向けての課題

美しい景観をつくるために、地域ごとの特色をまちなみに反映させ、それぞれのまちの魅力、そしてその集合体であるすみだの魅力を高めるものとして、水と緑に親しめる等、うるおいとやすらぎが実感できる空間をつくる必要があります。

その実現のためには、区民や事業者の協力によってすみだの魅力を高め、建物や工作物、屋外広告物等に対し、きめ細かな景観に関するルールづくりが求められます。また、景観法における景観行政団体としての取り組みや景観形成重点地区の指定を適切に行っていくことも課題となっています。

このほか、水と緑をより身近に感じられるように、まち歩き観光を楽しめる回遊ルートとしての道路整備や江東内部河川のテラス整備を進めるとともに、公園の整備面積の拡充、特色のある公園づくり、緑被率の向上等水辺や緑のネットワーク化に取り組むことが求められています。あわせて、地域や区民との協働により、公園等の維持管理や緑化推進活動等を引き続き推進していく必要があります。



施策131

地域ごとの特色を活かした まちなみをつくる



—10年後のすみだ—

地域ごとに、区民が愛着を感じることができる個性と風格のあるまちなみが広がり、区外からもその美しいまちなみを楽しむために多くの人が訪れています。

現状とこれまでの取り組み

区では、2009(平成21)年5月に景観法に基づく景観行政団体になり、景観計画を施行しました。この計画で定めた景観まちづくり像の実現に向けた方針及び基準、建築行為等の事前協議・届出の義務化等に基づき、地域ごとに特徴ある風景を活かしたすみだらしい景観形成に取り組んでいます。また、都市計画によりまちなみのスカイラインを整えるため、2004(平成16)年及び2010(平成22)年に、建築物の絶対高さを定める高度地区を指定しました。

このほか、言問通り、桜橋通り及びタワービュー通りでは電線類の地中化を実施し、景観形成の向上に取り組みました。

今後の課題

本区は江戸文化の伝統や下町情緒があふれ、また、豊かな水辺空間に囲まれる等、さまざまな特徴ある景観資源が存在しています。しかし、市街地における用途の混在により建築物等のさまざまな外観が形成されていることに加え、電線類や屋外広告物の氾濫等、まちの美観についての課題があります。すみだ北斎美術館の開館や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて市街地への屋外広告物の増設が想定されることから、広告物の設置に関するルールに基づき、適切に管理していく必要があります。

このほか、まち歩き観光を彩る道路景観の整備を進めていく必要があります。

施策の達成をはかる指標

●「墨田区のまちなみが美しい」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
42.1%	47.0%	52.0%

データ出所：区民アンケート調査

●電線類の地中化整備延長

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
6,915m	7,955m	8,670m

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

魅力的な景観づくりに向けたルールづくりに必要な支援を行うとともに、道路等の景観整備に着手します。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

主要道路景観整備事業【再掲：222】

歩行者空間の快適性や安全性を高めるため、東京2020オリンピックのボクシング会場(両国国技館)周辺の道路等で、電線類の地中化や歩道のバリアフリー化等の道路景観整備を行います。

景観まちづくり推進事業

景観計画及び地区計画の見直しにより建築物や屋外広告物を適切に誘導するルールをつくるとともに、区民が自主的に行うまちづくりに対して、その活動を支援します。

両国観光まちづくりグランドデザイン推進事業【再掲：122】

「両国観光まちづくりグランドデザイン」の基本方針である「水辺のにぎわいの再生と創出」、「地域資源の活用と発信力の強化」及び「おもてなしの気運の醸成とまち歩き観光の推進」の3施策を展開し、両国地域のにぎわいを創出します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、住むまちに愛着と誇りをもち、魅力あるまちなみを創出するために、区や事業者と協働し地域のルールづくりを行い、実践します。

事業者は、区民が決めた地域のルールを守り、地域のまちなみの創出や地域の活性化に向けた開発や事業活動を行います。



施策132

水と緑に親しみ、うるおいとやすらぎが実感できる空間をつくる



—10年後のすみだ—

魅力的な水辺空間や緑豊かな公園が、区民や来街者にうるおいとやすらぎをもたらし、にぎわうとともに、まちの至るところに緑が増え、水と緑を親しむまちになっています。

現状とこれまでの取り組み

すみだの象徴の一つである隅田川では、緩傾斜型堤防やテラス整備が進む等、誰もが水辺に親しめる遊歩道の連続性が確保されています。ほかの河川においても、うるおいとやすらぎのある親水空間の整備が進められ、旧中川の河川敷は旧中川水辺公園として、北十間川の東京スカイツリーに面した護岸テラスはおしなり公園として多くの人々に利用されています。公園の面積は、2015(平成27)年4月現在で約779,000㎡となり、10年間で約74,000㎡の面積が拡大しています。一方、緑化についても1972(昭和47)年の緑化宣言を契機に、緑化施策の推進を図り、2014(平成26)年の緑被率※は推計で11.4%と2009(平成21)年の10.5%と比較し着実に増加しています。また、地域の方々によるハンギングバスケットや花壇管理等による緑化の取り組みも進められています。

※ 緑被率とは、樹木地、草地及び屋上緑化の合計面積が行政面積に占める割合を指します。

今後の課題

区民が、水と緑の豊かさを十分に感じるために、水辺に親しめるテラス整備を進める必要があります。また、公園は幅広い世代に利用される場所であり、今後も拡充する必要があるため、墨田区公園マスタープランで掲げる公園整備目標(2025(平成37)年に113ヘクタール)を達成するための面積拡大に努める必要があります。あわせて、既設公園の質の向上のために、特色ある公園づくりや協治(ガバナンス)により区民とともに公園を育てていくしくみづくりが必要となります。公園整備等の施策に加えて、開発や建て替え時に地上部、屋上・壁面などの緑を増やしていくことが求められます。



施策の達成をはかる指標

●「墨田区の公園や水辺を日常的に利用している」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
43.8%	50.0%	60.0%

データ出所：区民アンケート調査

●緑被率

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
11.4%(推計値※)	12.2%	13.0%

データ出所：所管課データ

※ 緑と生物の現況調査10.5%(平成21年度)に、開発指導要綱等の緑化指導による増加分を含めた推計値。

施策達成のために区が取り組むこと

河川や公園等が、うるおいとやすらぎの空間となるよう整備を行うとともに、地域で緑化活動等を行う区民・事業者等の支援を行います。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

荒川自然生態園整備事業

「荒川将来像計画」に基づき、隅田水門付近の自然地について、ヨシ原を中心とした自然度の高い空間を再生し、自然観察や体験活動ができる自然豊かな拠点として整備します。

北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業

「北十間川水辺活用構想」に基づき、浅草・東京スカイツリー間のまち歩き観光回遊のため、水辺、舟運や道路の整備、また、景観に配慮した隅田公園の整備を行います。

江東内部河川整備事業

水と緑に親しめる空間づくりのため、水辺に恵まれた立地条件を活かし、東京都の河川整備の進捗にあわせ、護岸テラス等の修景整備を行います。

公園等新設・再整備事業

「墨田区公園マスタープラン」に基づき、公園利用者に親しまれ、多種多様なニーズに応えられる特色ある魅力的な公園を整備します。

緑と花のまちづくり地域推進事業

緑と花があふれるうるおいとやすらぎのあるまちを創出するとともに、区民の緑化に対する意識向上を図るため、地域の緑化活動を行う団体に対し、緑化資材の補助や指導等の支援を行います。

緑と花の学習園事業

緑化推進の拠点として緑化ボランティアの協力を得て、講習会や相談など啓発を行います。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、屋上緑化や地域の緑化推進活動に関わり、うるおいとやすらぎあるまちづくりの担い手となります。

事業者は、敷地内の緑をまとめたものとして、まちに向けた魅力発信を担います。

地域で快適に暮らせる 「すみだ」をつくる

— 将来の姿 —

多様な都市機能が調和したまちになっており、
職・住・遊のバランスが取れた快適な居住環境のなかで、
区民は心豊かに暮らしています。
主要駅周辺では商業・業務・サービス・文化などの
機能が集中しているとともに、
それぞれの地域においては日々の生活に必要な商品やサービスが
容易に手に入る便利なまちになっています。
また、誰もが快適に移動できる交通機関や道路が整備されるなど、
人々が活動しやすいまちになっています。

政策210 多様な都市機能が調和したまちをつくる

政策220 区民が安全・快適・便利に暮らし、人々の交流が生まれ、移動しやすいまちをつくる

政策210

多様な都市機能が 調和したまちをつくる



職・住・学・遊など、多様な都市機能が調和し、バランスが取れた便利で快適なまちとなっており、誰もが心豊かに暮らしています。

施策の体系

政策210 多様な都市機能が調和したまちをつくる

施策211 職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める

- 都市計画マスタープラン推進事業 ●まちづくり活動支援事業
- 民間開発・大規模建築物の開発計画指導事務 ●大学誘致推進事業

施策212 多様な世帯に対応した、魅力的な住環境を形成する

- 新住宅マスタープラン推進事業 ●すみだ良質な集合住宅認定事業
- マンション維持管理支援事業 ●区営住宅の維持管理事業
- 高齢者向け住宅の供給・維持管理事業 ●住宅困窮者への居住支援事業
- 民間集合住宅の開発計画指導事務

政策を取り巻く現状

本区は、住宅、商業、工業の混在した市街地を形成しており、居住環境と産業環境の調和は本区特有の課題となっています。良好な市街地の形成と住環境の向上、産業との調和を図るため、区の土地利用の方針を定める「墨田区都市計画マスタープラン(1998(平成10)年3月策定、2008(平成20)年3月改定)」を策定し、各地域の特性に応じたまちづくりを進めてきました。昨今の都心回帰を背景として、東京メトロ半蔵門線の全面開通等による交通利便性の向上、東京スカイツリーの開業等さまざまなまちづくりの進展により、本区でも住宅需要が高まっており、工場跡地等の土地利用転換からマンションが多く建設されています。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、土地・建物の開発動向がますます高まっており、これまで以上に居住環境と産業環境の調和に配慮していく必要があります。多様な都市機能が調和したまちをつくるためには、区民・事業者・区の三者の協働によるまちづくりを進める必要があります。「墨田区まちづくり条例」により、区民の自主的なまちづくりやルールづくり等の区民が主体となったまちづくり活動を支援しています。

政策実現に向けての課題

多様な都市機能が調和したまちをつくるためには、職・住・学[※]・遊が調和する総合的・計画的な土地利用を進め、居住環境の向上を図っていかなくてはなりません。また、まちづくりのなかで、地域の学びあいや生涯スポーツを支える「学」や「遊」の機能を融合させていく必要があります。そのためには、区民、事業者等が力をあわせて地区の将来像を見据えた検討を行い、まちづくり条例や地区計画制度等を活用して、まちづくりのルールづくりを行い、実行していく必要があります。また、本区が取り組んでいる大学誘致を実現するとともに、あわせて、周辺地域のまちづくりを進めていくしくみづくりも求められています。

さらには、「墨田区住宅マスタープラン」の策定にあわせて、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成に向け、公的住宅の整備や民間住宅に対する適切な住宅施策の展開を図るとともに、事業者に対し、まちづくりへの理解を求め適切に指導・誘導していくことが必要です。

※ 「学」とは、大学等の高等教育機関を指しています。



施策211

職・住・学・遊が調和した まちづくりを計画的に進める



—10年後のすみだ—

多様な都市機能が調和したまちとなるため、職・住・学・遊の調和する総合的・計画的な土地利用が進み、地域の特性に応じたまちづくりのルールが確立することで、誰もが快適に活動をしています。

現状とこれまでの取り組み

1989(平成元)年の両国南地区をはじめ、これまで全7地区において地区計画を定める等、本区は、それぞれのまちの特性を活かしたまちづくりを推進しています。また、2008(平成20)年に「墨田区都市計画マスタープラン」を改定し、社会経済状況の変化や東京スカイツリー開業等、まちづくりを取り巻く環境の変化に対応した本区の土地利用について、基本的な方針を定めています。

また、2004(平成16)年に「墨田区まちづくり条例」を制定し、地域の個性あるまちづくりを進めるため、区民・事業者・区の三者が協働してまちづくりに取り組むとともに、区民が主体となったまちづくり活動を支援しています。現在は、東向島地区、亀沢地区及び向島地区における地区まちづくり認定団体をはじめ、区民主体のまちづくりが進んでいます。

今後の課題

これからのまちづくりは、居住環境や産業の調和した複合的な土地利用を前提として、地域ごとに特色のある市街地を形成するとともに、誰もが快適に住み、働き、憩うことのできる魅力と活力にあふれるまちを形成することが求められています。また、地域の特性に応じた土地利用を誘導するとともに、地区計画の策定に区民みずから参画する等、それぞれの特色を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、現在、本区が進めている大学誘致により、大学誘致用地(文花一丁目)周辺を中心に、地域の環境は大きく変わると予想されます。このことから、キャンパスとその周辺地域の調和が図られるまちづくりを、本区と誘致大学が連携して行っていく必要があります。

施策の達成をはかる指標

●「地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいる」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
47.2%	50.0%	53.0%

データ出所：区民アンケート調査

●地区整備計画区域面積

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
85.9ha	97.0ha	99.0ha

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区民の自発的なまちづくりを支援するとともに、区民、事業者及び区との協働によるまちづくりを進めます。

区が取り組む主な事業

都市計画マスタープラン推進事業

東京2020オリンピック・パラリンピック等、今後のまちづくりに関連する社会状況を踏まえ、十分な基礎調査等により課題抽出や解決の方向性等を検討したうえ、都市計画マスタープランの改定を行います。

まちづくり活動支援事業

「墨田区まちづくり条例」による区民の自発的なまちづくりを進めるため、専門家の派遣や活動費の助成を行います。また、地域からの地区計画等の提案についても、支援を行います。

民間開発・大規模建築物の開発計画指導事務

地区計画制度・開発許可制度・集合住宅条例・開発指導要綱により、地域にふさわしい建築物の建設を指導・誘導します。

大学誘致推進事業【再掲：521】

学校跡地(文花一丁目)に大学を誘致し、区民の生涯学習をはじめとする地域活動の拠点の一つとするとともに、まちと大学キャンパスの調和を図るため、周辺地域を中心とするまちづくりを進めます。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、地域のまちづくりを主体的・計画的に進めるため、地区まちづくり計画や協定等を策定します。

事業者は、地域住民が定めたまちづくり計画や協定に基づき、建築物等の計画を作成するとともに、計画段階から周辺住民への十分な説明や合意形成に努めます。

◆「地区計画」決定地区

地区計画の名称(種類)	位 置	面 積 (ha)		
		区域面積	地区整備計画 区域面積	
両国南地区地区計画	両国二～四丁目	各地内	16.0	4.8
緑二・三丁目地区地区計画(用途別容積型)	緑二～三丁目	各地内	18.9	12.2
亀沢地区地区計画(用途別容積型)	亀沢一～四丁目	各地内	32.6	32.6
錦糸公園周辺地区地区計画	錦糸四丁目及び太平四丁目	各地内	8.9	3.6
曳舟駅周辺地区地区計画(一部誘導容積型)	東向島二丁目、押上二丁目及び京島一丁目	各地内	11.2	5.7
押上・業平橋周辺地区地区計画	向島一丁目、向島三～四丁目、押上一～三丁目、 吾妻橋三丁目、業平一～四丁目及び東駒形四丁目	各地内	35.2	23.9
両国駅北口地区地区計画(再開発等促進区)	横網一丁目	地 内	14.9	3.1
		合 計	137.7	85.9

施策212

多様な世帯に対応した、魅力的な住環境を形成する



—10年後のすみだ—

子育て世帯や高齢者世帯等の多様な世帯が、ライフスタイルに応じた住まいの水準や住み替えに満足し、良質な住宅で安全に安心して住み続けられる快適な住環境のなかで暮らしています。

現状とこれまでの取り組み

これまで本区では、誰もが安全・安心で快適に住み続けられる住まいづくりのために、高齢者等への居住支援やファミリー向け住宅の供給誘導等を推進してきました。

2003(平成15)年には、子育てしやすい居住環境整備に向けて、全国に先駆けて「子育て支援マンション」の認定制度を開始しました。また、2013(平成25)年には、子育てだけではなく、防災等の住環境に関するさまざまな機能について配慮された住宅を認定する「すみだ良質な集合住宅認定制度」を導入する等、優良住宅の創出を促進してきました。

このほか、近年、マンションの建設が増加している状況を踏まえ、マンション居住者と地域コミュニティとの共生等を実現していくため、集合住宅条例等に基づく規制・誘導を推進しています。

今後の課題

昨今の少子・高齢化の進展等、住宅施策を取り巻く状況の変化に応じ、誰もが暮らしやすい住生活を実現し、子育て期や高齢期等を住みなれた地域で安全で安心して住み続けられる住環境づくりが求められています。特に、本区は小さな子どもをもつ子育て世帯の転出超過傾向が顕著であることから、その世代が暮らしやすい住環境整備は喫緊の課題です。

また、区内の住宅の約7割を占めているマンションは、今後も住宅供給が進む一方で、老朽化したマンションの増加が見込まれ、まちづくりや地域コミュニティとの共生と、マンションの管理の適正化や円滑な再生への取り組みが求められています。

このほか、良質な民間住宅の供給誘導、住宅セーフティネットの充実・強化等、総合的かつ計画的な住宅施策を展開していくことが必要となっています。

施策の達成をはかる指標

●「墨田区の住環境は良好だ」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
56.7%	60.0%	65.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「墨田区にずっと住みたい」区民の割合

現状値(平成26年)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
41.3%	50.0%	60.0%

データ出所：住民意識調査

施策達成のために区が取り組むこと

良質な民間住宅の供給誘導を図り、その促進に向けた支援策の拡充を図ります。また、新たな担い手と連携し、重層的な住宅セーフティネットの強化を図ります。

区が取り組む主な事業

新住宅マスタープラン推進事業

2016(平成28)年度に策定を行う住宅マスタープランに基づき、ファミリー世帯の定住促進、住宅として利用可能な空き家の有効活用、多様な住宅セーフティネットの構築等、総合的な住宅施策を展開します。

すみだ良質な集合住宅認定事業

住生活に関するさまざまな機能について、ハード・ソフトの両面において特に配慮された集合住宅を区が認定することで、良質な集合住宅の供給誘導を図ります。

マンション維持管理支援事業

分譲マンションを対象に適正な維持管理に関する情報提供等を積極的に行うとともに、補助事業等の支援によって、良好な分譲マンションの居住環境の保全を図ります。

区営住宅の維持管理事業

住宅に困窮する低額所得者を対象に区が適正に維持管理する住宅を供給することにより、区民の生活の安定と福祉の増進を図ります。

高齢者向け住宅の供給・維持管理事業

高齢者の特性に配慮した安全で安心して住み続けることができる高齢者向け住宅を、住宅に困窮する高齢者等に対して提供することにより、高齢者の住生活の安定を確保します。

住宅困窮者への居住支援事業

自力で民間賃貸住宅や保証人を探すことが困難な高齢者世帯やひとり親世帯等に対して、区と協定を結んだ機関が住宅の紹介あっせんや保証人の代わりに家賃等の債務を保証することにより、住宅困窮者が安心して生活できる環境の整備を図ります。

民間集合住宅の開発計画指導事務

集合住宅条例に基づき新たに建設される集合住宅の水準の向上と、地域の住環境への配慮について、事業者への協力を求めるとともに、適切に維持・管理されるよう指導します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、住まいや住環境等に対する意識を高め、区と協力・協働して、良好な居住環境づくりに主体的に取り組んでいきます。

事業者は、区のまちづくりの理念を踏まえ、多様な世帯が安全・安心して快適に住み続けられる良質な住宅供給・住環境形成に努めます。

政策220

区民が安全・快適・便利に暮らし、人々の交流が生まれ、移動しやすいまちをつくる



誰もが移動しやすい交通手段が確保され、主要駅周辺が整備される等、区民や来街者にとって交流ができる利便性の高いまちとしてにぎわっています。また、ユニバーサルデザイン化が進み、誰もが安全・快適に暮らしています。

施策の体系

政策220 区民が安全・快適・便利に暮らし、人々の交流が生まれ、移動しやすいまちをつくる

施策221 主要駅を中心とした広域拠点と、身近な生活拠点を形成する

- ☆とうきょうスカイツリー駅周辺整備事業 ☆曳舟駅周辺整備事業
- ☆鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業
- 駅周辺地区整備事業(錦糸町駅・両国駅・八広駅)

施策222 安全で快適な暮らしを支える、便利な交通環境を形成する

- ☆主要道路景観整備事業
- ☆東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)立体化事業
- ☆自転車駐車場整備事業 ☆橋梁架替え・再整備事業
- ☆公園等公衆トイレ整備事業 ☆道路バリアフリー等整備事業
- 道路ストック総点検事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

本区における交通環境については、鉄道5社、バス3社の交通ルートが敷かれ、都心にも近く、羽田空港や成田空港へのアクセスが良いなど、交通の利便性が高い地域となっており、公共交通機関を利用して移動しやすい地域特性をもっていることが強みとなっています。

こうした交通環境のなか、2016(平成28)年3月に東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)の立体化及び関連する道路が都市計画決定され、伊勢崎線第2号踏切の除却や周辺のまちづくりに向けた期待が高まっています。

また、主要駅周辺における拠点整備として、とうきょうスカイツリー駅及び曳舟駅周辺は、多様な機能が調和した複合的な拠点として、鐘ヶ淵周辺地区では生活拠点としてのまちづくりに取り組んでおり、都市計画道路の整備も進んでいます。

交通手段への取り組みとしては、さらなる交通利便性の向上をめざし、地下鉄8・11号線の延伸について江東区、葛飾区や松戸市とともに協議会を立ち上げ、その実現に取り組んでいます。

一方、道路、公園や河川等施設の老朽化対策、ユニバーサルデザイン化に取り組み、誰もが安心して歩行できる空間づくりを推進しています。



政策実現に向けての課題

誰もが安全・快適に暮らし、人々の交流が生まれ、移動しやすいまちづくりを進めるためには、移動手段である鉄道、バスの利便性を確保するとともに、目的地まで安全・快適に移動できる道路交通空間を確保することが必要です。

区が事業主体となる東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)の立体化事業は、長期間にわたる大規模な工事であるため、周辺環境に十分配慮しながら、着実に事業を進めていく必要があります。

また、周辺のまちづくりにおいては、都市基盤整備による防災性向上のほか、立体化事業完了後の南北市街地の一体化や高架下活用を見据えた魅力あふれるまちづくりが求められています。

主要駅周辺の拠点整備では、今後も地域住民等の理解を得ながら合意形成に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、地下鉄8・11号線の延伸については、沿線の自治体のほか、国や東京都等と調整をしながら、実現に向けた働きかけを続ける必要があります。また、同様に都市計画道路の整備についても、国や東京都に整備促進を働きかけていくことが求められます。



施策221

主要駅を中心とした広域拠点と、身近な生活拠点を形成する



—10年後のすみだ—

主要駅周辺は、便利でにぎわいのあるまちになり、多くの来街者が訪れています。また、生活拠点では日常生活に必要な施設が身近に整い、誰もが安心して便利に暮らしています。

現状とこれまでの取り組み

これまで区では主要駅周辺において、拠点整備に取り組んできました。広域総合拠点として、錦糸町駅周辺地区では、副都心にふさわしい都市機能の整備・集積を図り、また、両国駅周辺地区では、国際ファッションセンターの整備、「両国観光まちづくりグランドデザイン」の推進等を行ってきました。

現在、とうきょうスカイツリー駅や曳舟駅周辺地区は、多様な機能が調和した複合的な拠点として、まちづくりを進めています。一方、生活拠点として、八広駅周辺において商業・サービス機能の誘導や整備に取り組んできました。さらには、現在、鐘ヶ淵地区で、鐘ヶ淵通り沿道や駅周辺のまちづくりに取り組んでいます。

今後の課題

拠点に位置づけられる各主要駅の周辺地域においては、まちづくりへの地域住民等の理解を深め、気運を醸成するとともに、合意形成に向けて取り組んでいく必要があります。

また、生活拠点においては、高齢社会への対応も含めて、必要なサービスが身近にあり日常生活が満足できるコンパクトなまちづくりを進めていくことが課題となっています。今後も、生活必需品等の買い物が可能な商業施設や飲食店等が集積し、コミュニティ活動を行う規模のエリアで日常生活を快適に過ごせるような徒歩圏を基本とした駅周辺のまちづくりを進めていく必要があります。



施策の達成をはかる指標

- 「主要駅(錦糸町・両国・押上・曳舟)周辺が、住み、働き、憩うことのできる便利でにぎわいのある地域となっている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
72.9%	75.0%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

- 「歩いて行ける範囲に商店・医院・公益施設などがあり、日常の用事が足せている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
82.2%	83.0%	85.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

土地の有効利用や整備手法、地域特性にあわせた規制誘導等の検討・実施と、地域の進捗状況を踏まえた整備事業の推進等、計画に基づいたまちづくりを進めます。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

とうきょうスカイツリー駅周辺整備事業

とうきょうスカイツリー駅周辺地区においては、広域総合拠点の形成のため、鉄道の立体化による踏切の解消にあわせて道路等の都市基盤整備を図り、防災性の向上及びタワー街区のにぎわいを波及させた、安全で魅力あるまちづくりを推進します。

曳舟駅周辺整備事業

駅前交通広場や区画街路の整備を進めるとともに、北部地域の広域拠点にふさわしいまちづくりを推進します。また、曳舟駅から通りの道路拡幅等を行い、快適で便利、安全に移動できる道路空間を整備します。

鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業【再掲：411】

鐘ヶ淵通り(補助120号線)の拡幅整備、東武伊勢崎線の立体化を踏まえた沿道まちづくり、主要生活道路・公園の整備等にあわせて、生活拠点としてのサービス機能が集積するまちづくりを進めます。

駅周辺地区整備事業(錦糸町駅・両国駅・八広駅)

錦糸町駅及び両国駅周辺においては、民間開発事業等に対し区南部地域の広域総合拠点にふさわしい開発を誘導します。また、八広駅周辺においては、区北部地域の生活拠点としてふさわしいまちづくりを進めます。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、まちづくりへの参画や地域にふさわしいまちなみづくりに努めます。

事業者は、関連する事業者等と連携した利便性の高い商業空間の形成や地区に調和する事業計画を定め、その実現に取り組めます。

施策222

安全で快適な暮らしを支える、 便利な交通環境を形成する



—10年後のすみだ—

鉄道立体化による踏切事故防止や渋滞解消、また、道路のバリアフリー化等により、誰もが安全・安心で快適に暮らせる交通環境が整備されています。

現状とこれまでの取り組み

都営地下鉄大江戸線の開通や、東京メトロ半蔵門線の延伸による東武伊勢崎線との相互乗り入れ開始により、区内の南北交通や区外への移動の利便性は大きく向上しました。また、2012（平成24）年に区内循環バスが運行を開始したことにより、区内の回遊性も高まっています。

さらに、踏切事故防止や渋滞解消を目的とした東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅周辺）の立体化や関連する都市計画道路の整備をめざし、関係機関との協議等、実現に向けてさまざまな取り組みを行っています。

このほか、安全で快適な交通環境の整備に向け、公共交通機関等と連携し、交通バリアフリー化を推進しています。

一方、安全で円滑な交通環境を確保するため、老朽化した橋梁の計画的な修繕を行うほか、自転車レーンや自転車駐車場の設置等、自転車利用の多様化への対策にも取り組んでいます。

今後の課題

東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の立体化は、区が事業主体となり周辺環境に配慮しながら着実に事業推進を行うとともに、高架下の有効活用について、鉄道事業者と協議していく必要があります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック等により来街者の増加が予想されることを踏まえ、道路のバリアフリー化による誰もが移動しやすい交通環境、自転車レーンや自転車駐車場整備を行うことによる快適な自転車交通環境へ改善していく必要があります。

このほか、本区が管理する公共施設等のなかでも特に老朽化が著しい橋梁について、早期に架替え・維持修繕することにより、誰もが安全に利用できる交通環境を推進する必要があります。

施策の達成をはかる指標

●道路バリアフリー整備延長

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
10,290m	13,080m	14,630m

データ出所：所管課データ

●「区内の交通環境に満足している」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
79.0%	82.0%	85.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

道路のバリアフリー化や老朽施設の更新により、安全で快適な交通空間を確保するとともに、多様化した自転車交通対策を行います。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

主要道路景観整備事業【再掲：131】

歩行者空間の快適性や安全性を高めるため、東京2020オリンピックのボクシング会場(両国国技館)周辺の道路等で、電線類の地中化や歩道のバリアフリー化等の道路景観整備を行います。

東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)立体化事業

東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)の高架化により、安全で円滑な交通機能を確保するとともに、関連する都市計画道路の整備を行うことで、市街地の一体化による都市の活性化を図ります。

自転車駐車場整備事業

機械式地下自転車駐車場等の整備、放置自転車の撤去を強化することで、拡大する自転車ニーズや駅周辺の放置自転車に対応し、円滑な交通環境の確保を図ります。

橋梁架替え・再整備事業

安全に利用できる交通空間を確保するため、老朽化している橋梁の架替えを行うとともに、豎川親水公園に架かる橋梁を撤去し道路構造にするなど、公園施設や地域に配慮した道路整備を行います。

公園等公衆トイレ整備事業

公園等のトイレについて、施設の老朽化にあわせて順次改築します。また、快適なまち歩き観光に寄与する「まち歩きトイレ」を整備します。

道路バリアフリー等整備事業【再掲：123】

「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、駅を中心とした徒歩圏の優先整備路線のバリアフリー化を進めます。また、自転車レーンの整備により、歩行者と自転車の通行空間を分離し、安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。

道路ストック総点検事業

道路、橋梁等の道路施設を5年ごとに総点検し、点検結果に基づくPDCAサイクルによる維持管理体制を構築し、安全な道路施設運営を図ります。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の必要性を理解し、区及び交通管理者と連携を図りながら、歩行者・自転車・自動車相互の交通ルールとマナーを守ります。

事業者は、区と連携して、交通空間の安全性・快適性の確保に向けた取り組みを行います。

新しい事業が起き、 人が集まる「すみだ」をつくる

— 将来の姿 —

ものづくりのまちとして、
技術・技能の継承が円滑に行われているとともに、
さまざまな起業が盛んに行われ、
国際競争力をもった新製品や新技術が次々と開発されるなど、
新しい産業が生まれています。
また、消費者ニーズを的確にとらえた商品・サービスを提供できる
新たな商業空間では、
時間をかけて買い物を楽しむ多くの人々でにぎわっています。
そして、誰もが地域のなかで自分の能力を十分に発揮し活躍する、
活力にあふれた元気なまちになっています。

政策310 新しい価値を創造し、産業の進化・発展を図る

政策320 こだわりをもった魅力ある商業・サービス業の集積を進める

政策330 誰もが輝きをもって働けるしくみをつくる

政策310

新しい価値を創造し、 産業の進化・発展を図る



企業の後継者や若手起業家がすみだのものづくりをけん引し、個々の企業がもつ高い技術力がさまざまなアイデアと融合することで、付加価値の高い製品が生まれています。また、ベンチャー企業等の立地が進み、これまでの産業の集積と新しい産業の進出による新陳代謝が生まれ、本区のものづくりが進化・発展しています。

施策の体系

政策310 新しい価値を創造し、産業の進化・発展を図る

施策311 グローカルに活躍できる人材を育て、技術・技能を継承・発展させる

- フロンティアすみだ塾事業
- 他機関との連携による企業人材育成支援事業
- 新分野への参入促進支援事業
- (仮称)墨田区産学官金連携推進会議の運営
- 地域内事業承継支援事業

施策312 新規参入・異分野との連携・融合を促進し、次代のものづくりを育む

- 創業支援ネットワーク事業
- 創業支援施設支援事業
- チャレンジ支援資金の融資あっせん事業
- ゼロから始めるすみだ起業・新規事業ゼミ
- 新ものづくり創出拠点整備事業
- 次世代ものづくりすみだプロジェクト事業

施策313 「ものづくりのまち すみだ」をプロモーションする

- すみだ3M運動推進事業
- 「イチから始める」運動推進事業
- 民間事業者と連携した子どもの職業体験事業(アウトオブキッズニア in すみだ)
- 地域ブランド戦略推進事業
- すみだファクトリーめぐり(スミファ)事業
- 区内生産品等販路拡張支援事業

政策を取り巻く現状

本区は近代産業の発祥の地であり、現在も多種多様な業種の企業が集積するものづくりのまちです。都内でも有数の産業集積が維持されており、産業振興は区民生活の向上や地域の活性化に関わる重要な課題の一つとなっています。1979(昭和54)年には「墨田区中小企業振興基本条例」を制定し、それ以降、すみだ中小企業センターの設置やすみだ3M運動の推進等、全国に先駆けてさまざまな産業施策を展開してきました。

しかし、区民、地域、事業者、区のこうした取り組みにも関わらず、産業構造の転換、後継者の不在等から、1970(昭和45)年には9,703事業所だった区内工場数は、2012(平成24)年には2,802事業所まで減少し、「ものづくりのまち」を支えてきた産業集積は縮小傾向にあります。

一方、厳しい経営環境下にあっても、切磋琢磨して企業や本区の産業全体を盛り上げるため、果敢な取り組みを行っている後継者群や、デザイナー・クリエイター等の異分野の専門家とのコラボレーションにより、積極的な製品開発に励む事業者も多く存在します。また、これらの人材がすみだに集うことで、「すみだ川ものコト市」をはじめとする、地域の発意による事業展開が多数生まれています。

また、東京スカイツリーの開業を契機として、「すみだ地域ブランド戦略推進事業」をはじめ、観光という裾野の広い産業を取り入れ、ものづくりとの相乗効果を図っていくための取り組みも推進しています。

2013(平成25)年に策定した「墨田区産業振興マスタープラン～Stay Fab～」では、これからの産業振興の戦略を「新しい『コト』を興す」として、本区に住み、働き続けることを「誇り」にもつ人々の姿を将来像に掲げ、新分野への展開や新たなものづくりの拠点づくり等を積極的に推進しています。

政策実現に向けての課題

これからも本区が「ものづくりのまち」であり続けるためには、すみだのものづくりに蓄積されたすぐれた技術や技能を継承し、さらに発展させていく必要があります。

そのためには、今後も企業と区が協力して後継者を育成していくとともに、それら人材が関わり合う綿密なネットワークをつくり上げていくことが求められます。あわせて、区内での事業承継を推進していくためのスキームを構築する等、地域として技能・技術を守っていくしくみが求められています。

一方、技能・技術の発展に向けた取り組みについては、グローバル化や多様化する消費者ニーズに対応していくために、デザイナー等の異分野の専門家とのコラボレーション等のしくみづくりや、産学官金の連携を一層進める等、さまざまな連携体制を構築していくことが求められています。

このほか、これからのすみだの産業の担い手として、新たなスタイルのビジネスやベンチャー事業を創出・誘致し、育成することや、新しいものづくりを創出する拠点づくりも重要です。

また、本区が今後も「ものづくりのまち」であり続けるためには、ものづくりのイメージアップをさらに展開することも必要となります。観光の要素を産業面で十分に生かすとともに、近年のメイカーズムーブメント等、時代の流れも踏まえ、ものづくりのブランディングをさらに進めるほか、工場めぐり等さまざまな取り組みを展開することにより、すみだのものづくりが発信され、すみだの産業がさらに活性化していくことが期待されます。

こうしたさまざまな施策を、社会経済状況の変化にあわせて効果的に実施していく体制づくりも重要です。

施策311

グローバルに活躍できる人材を育て、 技術・技能を継承・発展させる



—10年後のすみだ—

事業意欲の高い区内事業者がいっそう増加し、それぞれが自社の発展に努めています。また、すみだの産業をけん引する人材が多くあらわれているだけでなく、すみだのものづくりの技術・技能等がさまざまな形で継承されていることで、区内産業の活性化がさらに進んでいます。

現状とこれまでの取り組み

ものづくりのまちとして発展してきた本区ですが、製造業の事業所数は年々減少傾向にあります。この大きな要因の一つとして経営者の高齢化や後継者の不在が挙げられます。これからのすみだの産業を活性化させていくためには、経営者が直面するさまざまな課題をみずから考え、克服する力をもった人材の育成が欠かせません。本区では、後継者問題への取り組みとして2004(平成16)年度から「フロンティアすみだ塾」を実施しており、修了生からは、地域産業をけん引する人材もあらわれています。また、外部機関と連携した人材育成や、ものづくりを維持・拡充していくための取り組みも進めています。

また、2014(平成26)年から、廃業により失われる可能性のあるものづくり資産(事業、取引先、スキル、設備等)の承継や区内企業同士の連携による事業の継続支援等、地域内での事業承継を支援するしくみを構築しています。

今後の課題

個々の事業所では取り組みにくい、後継者や若手経営者等の育成支援及び事業承継のための支援が必要とされており、区においても産業振興を図るうえでの最重要施策として掲げています。

また、社会・経済のグローバル化が進展するなか、グローバルな視点で考え、ローカルな活動を行う「グローバル」な取り組みが、事業者には求められています。このことから、医療・介護や環境等の新分野への展開や市場性の高い製品開発等の事業者のチャレンジに対して、時代のニーズに応じた支援をしていく必要があります。

さらに、本区のものづくりを将来にわたり維持・発展させていく必要性を事業者と区が共有することが重要であり、地域内での事業承継を一層推進する等、すみだのものづくりを未来につなげる取り組みが求められています。

施策の達成をはかる指標

●フロンティアすみだ塾への参加者累計数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
137人	187人	237人

データ出所：所管課データ

●地域内事業承継支援事業における支援累計数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
71件	171件	271件

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区内産業を活性化させていくため、意欲の高い後継者・若手経営者等の育成を支援します。また、ものづくりのまちの維持・発展に向けて、区内事業者の技術や設備等の事業承継を支援します。

区が取り組む主な事業

フロンティアすみだ塾事業

区内中小企業の後継者・若手経営者を対象とした私塾形式のビジネス・スクールを開催し、相互の全人格的な付き合いを通じて経営者としての志や覚悟、社会的使命感等を学ぶ機会を提供することで地域産業をけん引する人材を育成します。

他機関との連携による企業人材育成支援事業

他の産業支援機関との連携により、区内事業者の従業員等を対象に、中小企業みずからでは実施が困難な研修の実施等、区内事業者に必要な人材育成の取り組みを支援します。

新分野への参入促進支援事業

成長分野(医療・介護・環境・エネルギー等)への参入をめざす区内事業者に対して、営業力やニーズ収集・分析・戦略形成力等の強化に向けた支援をします。

(仮称)墨田区産学官金連携推進会議の運営

大学、産業支援機関・研究機関、金融機関等との連携を強化し、窓口のワンストップ化・ネットワーク化を図ることにより、事業の高付加価値化に意欲のある区内事業者への支援・助成や、高付加価値化の意欲を醸成するセミナー等を実施します。

地域内事業承継支援事業

本区の産業基盤である「ものづくり」を、将来にわたり維持・拡充・承継していくためのしくみを構築し、区内における事業承継を支援することにより、ものづくり産業の持続的な発展をめざします。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、本区がものづくりのまちであることの理解を深めるとともに、製品開発への気づきを与える等、事業者を積極的に応援します。

事業者は、後継者や技術者等の企業に欠かせない人材を積極的に育成します。

施策312

新規参入・異分野との連携・融合を促進し、次代のものづくりを育む



—10年後のすみだ—

すみだの産業に魅力を感じた人材等が集まり、新しい事業が起こるとともに、区内事業者とさまざまな分野の人材の交流が促進されることで、次代のすみだを担う産業が育まれています。

現状とこれまでの取り組み

経営者の高齢化や後継者の不在等により区内産業が縮小傾向にあり、地域の活性化が十分に図られていない状況にあります。一方で、下町情緒や東京スカイツリー等の本区ならではの魅力にひかれ、本区で事業を起こす若い人材が増えています。このようななかで本区では、2014(平成26)年6月に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画(2018(平成30)年度までの5年計画)の認定を受け、地域で創業を支える創業支援ネットワークを立ち上げ、区内での創業を希望する方を支援しています。

また、すみだ地域ブランド戦略事業における「ものづくりコラボレーション事業」や「新ものづくり創出拠点事業」をはじめ、本区のものづくりがもつ高い技術力とデザイナーやアーティスト等の異分野が結びつくしくみを構築し、新たな展開が生まれています。

今後の課題

区内での新規創業を促進するとともに、新たな発想や革新的なものづくりを行う企業や人材を区内に誘導し、区内企業との連携や共同開発を通じて、地域におけるイノベーションを喚起していく必要があります。

また、人材やアイデアといった資源の集積をさらに促進するとともに、区内事業者が新たなビジネスチャンスに対応していくために、ものづくり産業の発展をもたらす異分野人材との交流等を推進する必要があります。

このように、すみだのものづくり事業者と新規創業者、異分野の人材の綿密な連携のしくみを構築することで、区内産業を活性化させ、産業集積の維持・発展や次代を担う産業の創出を図っていくことが求められています。

施策の達成をはかる指標

●チャレンジ支援資金の融資あっせん累計件数(これから開業する者及び開業から1年未満の者)

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
73件	425件	900件

データ出所：所管課データ

●「ゼロから始めるすみだ起業・新規事業ゼミ」受講後の開業者総数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
49人	97人	137人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

産業集積の維持や新しい産業の創出に向けて、区内での創業や企業の区内への進出を地域全体で支えます。

区が取り組む主な事業

創業支援ネットワーク事業

民間事業者等と連携し、国の認定を受けた創業支援事業計画で定めた創業支援事業を実施することで、区内での創業を支援します。

創業支援施設支援事業

区内での起業を促進するため、平成13年に次世代を担う起業家やベンチャー企業を支援する目的で開設した創業支援施設「KFCクリエイティブスタジオ」の運営と入居者の活動を支援します。

チャレンジ支援資金の融資あっせん事業

区内で開業される方や、開業して5年未満の区内事業者に対し、「チャレンジ支援資金」の融資あっせんを行います。

ゼロから始めるすみだ起業・新規事業ゼミ

起業意欲にあふれた区民等を対象に、講義、ディスカッション及び個別相談を通して、ビジネスアイデアの見つけ方から会社設立までに必要な知識を習得するためのセミナーを行います。

新ものづくり創出拠点整備事業

区内事業者や区民等と連携し新しい製品、技術、サービスやものづくりのコミュニティを創出する「新ものづくり創出拠点」を整備する中小企業者等に対して補助を行い、ものづくりのイノベーションと地域活性化につなげていきます。

次世代ものづくりすみだプロジェクト事業

さまざまなテーマの「ものづくり体験教室」など、子どもたちのものづくりへの興味を喚起するイベントを実施します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、区内生産品の購入等により、地域産業への理解を深めることで、新たな産業が生まれやすい環境づくりを支援します。

事業者は、区内外との交流と連携を進め、新しい人材等との幅広いネットワークを築くことで新規事業開拓や新しい分野への進出に取り組みます。

施策313

「ものづくりのまち すみだ」を プロモーションする



—10年後のすみだ—

すみだのものづくり企業が、技術やデザイン等、クオリティの高さをもって付加価値の高い商品を生みだし、その商品をさまざまな手法でプロモーションすることにより、国内外に広く販路が拡大しています。また、国内外からすみだを訪れた人々が、ものづくり体験や買い物を楽しんでいます。

現状とこれまでの取り組み

「ものづくりのまち」がこれからも維持・発展していくためには、すみだで働くことに誇りを持てる環境や、すみだで産業に関わってみたいと思える環境づくりが必要となります。

このことから、本区では、「すみだ3M運動」をはじめとするさまざまなイメージアップ運動を展開してきました。また、産業と観光の融合を図り、幅広い情報発信を行うため、「すみだ地域ブランド戦略推進事業」を展開し、ブランド認証や付加価値の高い製品の開発、国内外に広がる販路開拓等を行っています。



今後の課題

ものづくり関連の事業所が減少傾向にあるなかで、今後も、本区が「ものづくりのまち」であり続けるためにも、積極的なプロモーションが必要です。国内における販路拡張や、海外における区内生産品のPR等を展開する等、グローバル化を意識した取り組みが求められます。また、すみだ3M運動やすみだファクトリーめぐり(スミファ)等、これまで構築してきたものづくりのさまざまな施策を、観光施策と密に連携させていくことで、さらに発展させ、すみだのものづくりがもつ多様な魅力をより体感してもらう取り組みにしていくことも求められています。

このような取り組みを積極的に展開していくことで、国内外から多くの人がすみだを訪れ、すみだの商品を買い求める「すみだのファン」を増やしていくことが課題です。

施策の達成をはかる指標

●すみだ地域ブランド戦略ホームページの延べアクセス件数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
4,840件／月 (平成27年度平均)	7,500件／月 (平成31年度平均)	10,000件／月 (平成36年度平均)

データ出所：所管課データ

●区内製造業における付加価値額※

現状値(平成24年)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
149,157百万円	160,000百万円	170,000百万円

データ出所：経済センサス

※ 付加価値額とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値を指します。

施策達成のために区が取り組むこと

産業と観光を融合させながら、区内産業のネットワークの強化や区内外への情報発信を積極的に展開し、「ものづくりのまち」の気運を高めていきます。

区が取り組む主な事業

すみだ3M運動推進事業

小さな博物館・マイスター・工房ショップの創出を進め、産業観光の視点から、本区の魅力を発信する運動を展開します。

「イチから始める」運動推進事業

すみだで作られている「イチ番良いもの、イチ番新しいもの」を、「イチ番はじめに」すみだで売る同業市や定期市を開催し、本区の製品の評価を高めるとともに参加企業の技術力等を高めます。また、「イチ」を通じて、まちのにぎわいを創出します。

民間事業者と連携した子どもの職業体験事業(アウトオブキッズニア in すみだ)

区内事業者と子ども向け職業体験施設キッズニアが連携し、各工房・工場での職人(職業)体験プログラムを開発、販売することで、産業と観光の融合を推進します。

地域ブランド戦略推進事業【再掲：122、321】

すみだらしい付加価値の高い商品のブランド認証や、クリエイターと区内企業とのマッチングによる新商品開発、それらの商品を広く国内外に発信し、地域のブランディングを図ります。

すみだファクトリーめぐり(スミファ)事業

普段見ることのできない工場の見学や工房体験など、体感型のイベントを通じて「すみだの魅力」を区内外に発信するとともに、ものづくり人材の確保、事業者・従業員の人材育成を図ります。

区内生産品等販路拡張支援事業

商品見本市、展示会等を実施する区内の商工団体及び中小企業に対し、その経費の一部を助成することにより、区内中小企業の販路拡張を図ります。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、区内生産品の購入等を通して、すみだの産業にふれることで、その魅力を広く伝えます。

事業者は、技術の継承・発展や、新商品開発・新技術開発、販路開拓に積極的かつ戦略的に取り組みます。

政策320

こだわりをもった魅力ある 商業・サービス業の集積を 進める



消費者ニーズを的確にとらえ、より豊かな生活を提供するとともに、こだわりをもった魅力的な商業・サービス業が多数集積しています。また、地域の特色をもったにぎわいある商業空間が広がり、区内外の消費者が買い物を楽しんでいます。

施策の体系

政策320 こだわりをもった魅力ある商業・サービス業の集積を進める

施策321 消費者から選ばれる魅力ある個店の集積を進める

- 魅力ある個店づくり支援事業
- 商工業アドバイザー派遣事業
- 個店のPR支援事業
- 工房ショップ創出事業
- 地域ブランド戦略推進事業

施策322 地域の資源を活かした、特色ある商業空間を創出する

- 地域特性を活かした商店街づくり事業
- 商店街支援組織活性化事業
- 地域力を育む商業空間づくり振興プラン推進事業

政策を取り巻く現状

区内の商店は、地域コミュニティのなかで中心的役割を果たしてきました。特に商店街は、区民の日常生活を支える存在であるとともに、地域文化の継承・発展の場として、今もなお、地域の「顔」として活躍をしています。

しかし、消費者ニーズの多様化や大型店との競争の激化等、小売業を取り巻く社会経済環境は厳しさを増し、転廃業を余儀なくされ、売上額・小売店舗数は減少傾向にあります。さらに、商店主の高齢化や空き店舗の増加等から、商店街そのものの存続が危ぶまれるところも少なくありません。

そのなかで、2006(平成18)年3月に東京スカイツリーの誘致に成功したことにより、本区の商業にも観光対応という新たな活路が見出されています。2007(平成19)年には「商業活性化すみだプログラム」を策定し、従来の地域密着型のほか、観光対応による活性化等、地域ごとの特色に応じた商店街振興策を展開しています。魅力ある個店や地域の特色を活かした商店街は、メディアにも取り上げられ、区内外から多くの顧客を集める等、観光施策と連携した商業活性化事業の成果があらわれ始めています。

加えて、2010(平成22)年の「墨田区商店街活性化に関する条例」の制定以降、各商店会の法人化や墨田区商店街振興組合連合会の設立等、それぞれの団体が自主的かつ積極的な活動を行うための組織強化も進んでいます。

一方、近年では、下町らしいまちなみ等が好まれ、すみだで新たに店舗を構える感性の高い経営者が多数みられます。また、これら経営者やアーティスト等の異分野の人材と既存商店街が連携し、その商店街でしか味わうことができない魅力的なイベント等も区内各地で生まれています。

政策実現に向けての課題

区民はもとより、区外からも感性の高い消費者を引きつけるため、地域の特性や多様化した消費者ニーズに対応するとともに、こだわりのある品ぞろえ、おもてなし等、消費者から選ばれる個店づくりの支援を積極的に行う必要があります。また、区内に点在した、個性あふれる魅力的な個店等の情報を、区内外に広く発信していく必要があります。

また、商店街は、地域の歴史的・文化的資源を活かしていくとともに、今後も地域コミュニティの核としての役割が求められています。これまで以上に幅広い商業振興を展開していくために、商業のみの活性化をめざすのではなく、地域全体の活性化のなかで商業振興も達成していくという視点にたった取り組みが必要となります。

さらに、本区は、観光の効果を区全域に浸透させることをめざしていることを踏まえ、地域密着型の商店街が観光客も顧客として取り込む商業空間を創出していかなくってはなりません。そのためには、既存の個店及び商店街の努力に加え、新たにすみだで店舗を構えた経営者やアーティスト等の外部人材を活用することによる区内外に広がるネットワークの構築等、魅力ある商業空間づくりに向けた環境整備により、商店主の意欲を喚起していくことが求められています。

さらに、近年では、地理的なつながりではなく、目的でつながる商業グループの存在もあり、このようなさまざまなテーマをもった有志の商店群の活動を、商店街の活性化にも資する形で積極的に支援していくことも、すみだの商業空間の魅力向上の観点から必要です。

施策321

消費者から選ばれる魅力ある 個店の集積を進める



—10年後のすみだ—

消費者のニーズに的確に対応するとともに、新たな提案を行うことができ、利用者が「何度も行きたい」と思うような魅力的な個店が集積し、多くの消費者が訪れ、買い物や飲食、サービスを楽しんでいます。

現状とこれまでの取り組み

本区の中小小売店は、高齢化、後継者の不在、店舗施設の老朽化、大型店との競合等により厳しい経営環境にさらされ、小売業の事業所数は減少傾向にあります。

一方、きらりと光る個性やこだわりを持ち、消費者の感性に強く訴える個店は、メディアに取りあげられるなど注目されており、区内外から多くの顧客を集めています。また、古民家を活用したカフェ等、新たな事業形態を模索する若手の経営者もあらわれてきています。区では、魅力ある個店づくりを応援するとともに、こだわりの店の発掘やPRを行う等、個店の積極的な事業展開への支援を行っています。

このほか、ものづくりの現場と販売所を一体化させた「工房ショップ」を展開する等、すみだの特徴であるものづくりを活かした、すみだらしい個店づくりも進めています。

今後の課題

個性豊かで感性あふれる店舗づくりや品ぞろえ、おもてなしの接客等、消費意欲を喚起させる魅力的な個店を多く育てるとともに、新たに本区で開業をした個店を地域に根づかせる取り組みが求められます。そのためには、必要に応じた環境整備やPR支援等を積極的に行う必要があります。

また、業態転換等を通じて、時代のニーズにあった新たな店舗やサービスが多く集積することが望まれます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等により、国内外からの来街者がさらに増加することを踏まえ、一層の観光施策との連携が求められます。効果的な情報発信や受け入れ態勢の充実により、店の魅力が誰にも伝わり、それぞれの個店がまち歩きのポイントとなることで、何度も訪れてみたくなる個店が集積していくことが必要です。

施策の達成をはかる指標

●「区内になじみの店がある」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
75.1%	78.0%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

●区内小売等※付加価値額

現状値(平成24年)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
2,947億円	3,241億円	3,500億円

データ出所：経済センサス

※ 小売等とは、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業を指します。

施策達成のために区が取り組むこと

魅力ある個店づくりに向けた支援を行うとともに、こだわりの店の発掘・PRを行います。

区が取り組む主な事業

魅力ある個店づくり支援事業

対象地域への出店や店舗改修を検討している事業者や、防火・耐震化改修促進助成を活用する事業者に対する支援を行い、魅力ある個店づくりを進めます。

商工業アドバイザー派遣事業

消費者ニーズへの対応等、その解決の方法を見定めるのが難しい企業・商店等に、専門家(中小企業診断士・マーケティングプランナー等)を派遣し、実態に即した改善策をアドバイスします。

個店のPR支援事業

消費者等の声をもとに発掘した「こだわりの店」や「隠れた名店」のPR活動を展開し、区内のお店に足を運んでもらうことにより、東京スカイツリー周辺だけにとどまらない、すみだ全体の活性化をめざします。

工房ショップ創出事業

すみだマイスター等の製造業者を対象に、すみだならではの製造と販売を一体化させた、観光客も楽しめる工房ショップの創出を支援します。

地域ブランド戦略推進事業【再掲：122、313】

すみだらしい付加価値の高い商品や飲食店メニューをブランドとして認証すること等により、それらの商品等の魅力を国内外に発信します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、区内の魅力的な店を再発見し、買い物や飲食、サービスを楽しみ、多くの人にその店の魅力を伝えます。

事業者は、自分の店のもつ特徴やこだわりを磨き上げるとともに、事業者間のネットワーク等を活かしながら、積極的に広く情報を発信していきます。

施策322

地域の資源を活かした、 特色ある商業空間を創出する



—10年後のすみだ—

活気にあふれた商業空間で区民や観光客が快適に楽しんでいる一方で、買物弱者へのきめ細かな対応等、商店街や個店が地域とのつながりをより深めています。

現状とこれまでの取り組み

区内には、後継者の不在や転廃業等により店舗数が減少し、組織が弱体化したことで、かつてのにぎわいを失いつつある商店街があります。

本区は、イベントの実施や空き店舗活用等、商店会が実施するさまざまな事業の支援を通じて、商業活性化を図ってきました。また、2007(平成19)年には「商業活性化すみだプログラム」を策定し、それぞれの地域の特性に沿ったエリアマネジメントを行い、商店主だけではなく、地域住民等も巻き込んだ地域活性化策を推進し、そのなかで商業の活性化をめざしてきました。

このほか、商店街という立地上の枠を超えた新たなネットワークも生まれており、本区では、それらグループの自発的活動についても、PRをはじめとする側面的支援を展開しています。

今後の課題

区民の生活を下支えするという商店街の役割に加え、観光を商業活性化に活かすためには、地域特性を踏まえて各地域の商業活性化策を検討し、特色ある商業空間づくりを進める必要があります。また、近年、増え始めている商業や飲食業を通じた有志の個店グループの活動については、商店街の活性化に資する形で積極的に支援をしていき、すみだの商業集積の特色の一つとしていく必要があります。さらには、商店街が発展していくためには、商店街組織の強化とともにけん引役となるリーダーの育成が求められています。

これらの課題に対応するためにも、商業活性化すみだプログラムの計画期間が2016(平成28)年度をもって終了することを踏まえ、改めて本区の商業の現状を把握したうえで、新たな計画を策定するとともに、それに基づき、時代に合った商業振興を推進していく必要があります。

施策の達成をはかる指標

●「誰かを誘って食事や買い物をしたい場所が区内にある」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
69.8%	75.0%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

●小売吸引力指数※

現状値(平成26年)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
0.83	0.97	1.12

データ出所：経済センサス

※ 小売吸引力指数とは、区民1人あたりの区内年間小売販売額と、東京都のそれを比較した指数です。指数が「1」より大きい場合は、区外の消費者が区内に買い物に来ていることを示しています。

施策達成のために区が取り組むこと

商店街組織等が行う地域特性を活かした商業振興活動を展開するため、専門家派遣、融資、団体間のコーディネート等の支援をします。

区が取り組む主な事業

地域特性を活かした商店街づくり事業

商店街が行うイベントや特色のある事業、環境整備を支援することにより、地域特性を活かした商店街づくりを行います。

商店街支援組織活性化事業

墨田区商店街振興組合連合会並びに墨田区商店街連合会が行う各種事業を支援することにより、組織力の強化と加入商店街の活性化を図ります。

地域力を育む商業空間づくり振興プラン推進事業

商業実態調査等を踏まえ、地域の歴史的・文化的資源を活かし、地域コミュニティの核としての商業振興を展開していくために、地域全体の活性化のなかで商業振興を達成する戦略的な商業振興計画を策定し、推進します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、地域の商店街や個店で買い物を楽しみ、地域の良さを再発見し、地域商店街を積極的に活用します。

事業者は、地域のほかの事業者と協力をしながら、何度でも訪れたくなる魅力的な商業空間づくりに取り組みます。



政策330

誰もが輝きをもって 働けるしくみをつくる



就労を希望する区民が個々の能力を発揮しながら輝きをもって働き、区内産業の持続的な発展に必要な人材が確保されています。

施策の体系

政策330 誰もが輝きをもって働けるしくみをつくる

施策331 誰もが能力を発揮できるよう就労支援を展開する

- 就職支援コーナーすみだ事業
- 若年者就職サポート事業
- 雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」運営事業
- 女性の再就職支援セミナー事業



政策を取り巻く現状

誰もが個々の能力を活かしながら働き、一方で、地域産業の活力維持に欠かせない人材を確保するための対策として、本区では、ハローワーク墨田や東京都と連携した雇用促進・就労支援に取り組んでいます。

現在、区庁舎内にあるすみだ就職相談室「就職支援コーナーすみだ」では、ハローワークが提供する求人検索機による求人情報の提供や専門職員による職業紹介・就職相談を実施し、2014(平成26)年度までの5年間に約38,000人の方が利用しています。

さらに、2012(平成24)年2月からは、本区と東京労働局及び墨田公共職業安定所との協定に基づき、生活困窮者を対象としたハローワーク就職支援ナビゲーターによる個別相談も実施しています。

一方で、若年層の雇用の不安定化に対応するため、区庁舎内に「若年サポートコーナー」を設置し、就職活動や職場定着に向けた個別相談のほか、早期就職を目的とした就職活動支援セミナーや企業見学会等を実施しています。

また、就職活動にインターネットが活用される傾向があることから、求人情報等を無料で検索・閲覧できる雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」の運用も行っています。

政策実現に向けての課題

本区は、多様な産業が集積する都内でも有数の中小企業のまちであることから、今後も持続的に発展していくためには、年代、性別問わず誰もが個々の能力やライフスタイルにあわせて働ける環境を整えるとともに、次代の地域産業を担う人材についても十分に確保されていることが必要となります。

とりわけ、若年層については、ここ数年、若年無業者やフリーターが横ばいで推移するなど雇用の不安定化も指摘されていることから、若年就労支援をさらに強化していくことが求められています。

また、事業者支援では、個々の事業者が必要とする人材の確保をはじめ、本区の基幹的な産業であるものづくり分野や保育、介護、建設といった人手不足分野の就労促進への対応が課題となっています。



施策331

誰もが能力を発揮できるよう 就労支援を展開する



—10年後のすみだ—

就労に向けたさまざまな支援策が整っており、区民が個々の能力を発揮しながら輝きをもって働いています。

現状とこれまでの取り組み

本区では、より効果的な就労支援を行うため、庁舎1階に「就職支援コーナーすみだ」を開設し、専門の相談員による職業紹介や就職相談等、ハローワーク墨田と一体となった取り組みを実施しています。これにより、2014(平成26)年度までの5年間で800人を超える方が就職に結びついています。

また、ハローワークとの共催による就職支援セミナー、合同就職面接会等の事業を行っているほか、39歳以下の若年者については、「若者サポートコーナー」を開設し、就職活動や職場定着に向けた個別相談やセミナー等、きめ細かな支援を実施しています。

今後の課題

少子高齢化の進展に伴い、今後、生産年齢人口の減少が見込まれるなかで、働き手として期待される若年層の雇用の不安定化が指摘されています。2015(平成27)年版子ども・若者白書によると、15歳～34歳の若年無業者やフリーターは、ここ数年、横ばいで推移しており、若年層への就労支援をさらに強化する必要があります。また、本区は、多種多様な中小企業が集積する産業のまちとして発展を遂げてきましたが、今後も地域の活力を維持していくためには、地域産業を支える人材を発掘しながら、就労へと結びつけていく取り組みが求められています。

施策の達成をはかる指標

●「仕事をすることで、充実した生活を送れている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
73.2%	76.6%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

●区の雇用促進・就労支援事業による年間就職決定者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
381人	400人	420人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区民が個々の能力や適性に合った就労ができ、区内企業が求める人材の確保が図れるよう、効果的な支援事業を実施します。

区が取り組む主な事業

就職支援コーナーすみだ事業

ハローワーク墨田との連携のもと、求人情報の提供や希望に適した職業紹介や就職相談を行うことにより、就職を希望する区民を支援します。また、生活保護受給者など生活困窮者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる個別相談を実施します。

若年者就職サポート事業

39歳以下の若者を対象に専門の資格をもつキャリアカウンセラーによる就職活動や職場定着に向けた個別相談を実施します。また、早期就職を目的としたセミナーや区内中小企業の魅力を発掘できる見学会等を開催します。

雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」運営事業

インターネットによる求人情報等を無料で検索・閲覧できる雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」を運営し、雇用促進や就労支援に役立てます。

女性の再就職支援セミナー事業

さまざまな講座、企業説明会や個別キャリアカウンセリングを実施する等、女性の再就職につながる取り組みを推進します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、みずからの能力や適性を発揮しつつ、安定した生活に努めます。

事業者は、活力ある地域産業を維持するために、人材の育成や安心して働き続けることができる環境整備に努めます。

安心して暮らせる 「すみだ」をつくる

— 将来の姿 —

災害や犯罪などの危険から人々の生命や財産が守られるように
まちの安全が確保され、区民は安心して暮らしています。
また、高齢者や障害者をはじめとしてすべての人が生涯健康で、
ともに支えあいながら、いきいきと暮らしています。
子どもたちは豊かな社会生活を送っていくための
確かな学力・体力・人間性を身につけて健やかに成長しています。
そして、区民一人ひとりが地球環境に負荷の少ない暮らしを実践する、
環境と共生したまちになっています。

- 政策410 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる
- 政策420 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる
- 政策430 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる
- 政策440 障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる
- 政策450 健康寿命を大きく伸ばし、誰もが健康に暮らすまちをつくる
- 政策460 安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる
- 政策470 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う
- 政策480 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる

政策410

災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる



さまざまな災害に対応できる強靱なまちづくりが進んでおり、区民及び地域の多様な主体が連携して、防災及び防犯行動力を発揮することで、多くの区民が安全に、安心して暮らしています。

施策の体系

政策410 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

施策411 災害に強い安全なまちづくりを進める

- ☆京島地区まちづくり事業 ☆鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業
- ☆住宅市街地総合整備(密集型)事業(北部中央地区)
- 不燃化促進事業 ●耐震化促進事業
- 空き家等対策事業 ●細街路拡幅整備事業

施策412 地域で連携し、さまざまな災害に対する防災行動力を高める

- ☆防災行政無線システム再構築事業 ☆ターミナル型備蓄倉庫整備事業
- 住民防災組織等の育成事業 ●学校防災活動推進事業
- マンション居住者向け防災啓発事業 ●防災協定締結事業 ●水害対策事業

施策413 地域で連携し、犯罪抑止力・対応力を高める

- 防犯・防火意識の普及啓発事業 ●地域安全マップ作成事業
- 地域連携見守り事業 ●地域防犯活動支援事業
- 防犯カメラの設置・維持助成事業 ●暴力団排除推進事業
- 客引き行為等防止事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

歴史的に、本区は震災や戦災によって壊滅的な被害を受けた過去があり、現在でも木造密集市街地を抱えるなど、「防災」や災害発生時の対応が大きな課題となっています。これまでも不燃化・耐震化を中心に取り組みを続けてきましたが、2011(平成23)年に発生した東日本大震災は、本区においても新たな課題を投げかけました。その教訓を踏まえ、墨田区地域防災計画を見直し、災害救急医療、帰宅困難者対策、高齢者、障害者及び女性等に配慮した防災対策等、より一層充実した災害対策を講じています。

防犯対策については、近年、犯罪認知件数は減少しているものの、特殊詐欺等の新たな犯罪による治安の悪化が社会問題となっており、都市生活上「防犯対策」は欠かせない条件となっていますが、都市において安全で安心な生活を送るためには、警察、消防等の公的な力に頼るだけでは十分とはいえません。本区では、「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」、「墨田区暴力団排除条例」、「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」及び「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、区、区民、警察署、消防署等が一体となって、地域における犯罪、火災、事故等を防止するための対策を進めています。

危機管理対策については、近年、これまでは想定し得なかった事件、事故等の発生により、危機管理体制の充実・強化が求められています。特に、2004(平成16)年に「国民保護法」が制定されたことに伴い、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃事態等が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするための体制整備を行い、その後の各種訓練等により、さらなる体制強化を図っています。また、本区では「墨田区危機管理基本計画」及び「総合危機管理マニュアル」等を適宜改定し、危機管理体制の強化に努めています。

政策実現に向けての課題

発生が想定される首都直下地震等、さまざまな災害に対して強いまちをつくることが大切です。震災や戦災で大きな被害にあった本区では、特に、燃えない・壊れないまちにすることが重要であり、これまで取り組んできた不燃化・耐震化などの対応を、今後も引き続き推進していく必要があります。さらに、地域防災を推進するにあたっては、行政及び防災関係機関の公助による防災機能を強化するほか、家庭等での自助及び地域での共助による防災対策を進めることにより、震災、火災、水害や複合災害など、多様な防災上の課題への対応力を高めていくことが大切です。そのため、防災訓練、講演会等の防災対策事業の機会を通じ、区及び防災関係機関をはじめ、要配慮者等を含めた幅広い世代の区民一人ひとりの防災行動力と地域の連携体制を強化していく必要があります。

防犯対策については、少子高齢化の進展等に伴う地域防犯力の低下が懸念されることから、特殊詐欺等の新たな態様の犯罪等に対応するため、防犯に関する知識と情報を区民一人ひとりが正しく理解することによって、個々の防犯対応力を高めていくことが求められています。また、町会・自治会、事業所等区内で活動するさまざまな団体が連携しながら防犯対策に取り組むことで、地域の防犯対応力も強化していかなければなりません。

危機管理については、区としての危機管理体制の一層の向上を図り、あらゆる個別危機事象に対応できる体制の強化が必要です。さらに、武力攻撃事態等の重大危機事象への対応については、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、各種マニュアルを適宜改定するほか、各種訓練等を通じた体制の整備、区民への普及啓発などに取り組むことが求められています。

施策411

災害に強い 安全なまちづくりを進める



—10年後のすみだ—

建築物の不燃化や耐震化をはじめとして、木造密集市街地の改善が進み、地震、火災や水害などの災害に強く安全なまちが形成されており、区民が安心して暮らしています。

現状とこれまでの取り組み

本区では歴史的な経緯を踏まえ、安全安心なまちをめざして、1979(昭和54)年から全国に先駆けて不燃化促進事業を実施しています。当初は34.1%だった区内全域の不燃化率は、2014(平成26)年度末で68.3%となっています。区の北部地域では、今でも木造住宅が密集していますが、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトで特区指定を受けるなど、災害に強いまちづくりに向けて事業を推進しています。また、耐震改修費用の助成事業等を実施し、壊れないまちづくりにも取り組んでいます。

一方、水害対策については、河川氾濫、集中豪雨等による都市型水害を防止するため、堤防の強化、内部河川の水位低下等により、河川等の防災機能の強化を図っています。また、洪水・都市型水害ハザードマップの配布、海拔表示板の設置等の啓発活動にも取り組んでいます。

今後の課題

災害から区民の生命・財産を守ることのできる、燃えない・壊れないまちを実現するために、これまでも取り組んできた細街路の解消、旧耐震の木造住宅の耐震補強、建築物の不燃化を今後も着実に推進していくことが求められています。特に、区北部は建て替えが思うように進まず、不燃化率が依然として低い地域がみられることから、共同化、敷地整序等新たな手法の活用を検討していく必要があります。

また、空き家の実態調査を行い、災害に関する潜在リスクとなる老朽危険家屋を把握し、積極的に対応していくことが求められています。

そのほか、河川氾濫を防止するため、河川堤防の高規格堤防(スーパー堤防)への改善を図るよう国や都に働きかけるとともに、さらなる総合治水対策を推進していく必要があります。

施策の達成をはかる指標

●建築物の不燃化率

現状値(平成26年度末)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
南部：82.5% 北部：57.4%	南部：85.0% 北部：62.0%	南部：87.0% 北部：64.0%

データ出所：所管課データ

●住宅の耐震化率

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
南部：92.0%(※推計値) 北部：85.3%(※推計値)	南部：95.0% 北部：95.0%	南部：98.0% 北部：98.0%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

建物の不燃化・耐震化、道路拡幅、老朽家屋等への取り組みを進め、燃えない、壊れないまちづくりを推進します。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

京島地区まちづくり事業

住宅市街地総合整備(密集型)事業により、京島二・三丁目地区において、道路・公園の整備、建て替え促進に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業【再掲：221】

防災都市づくり推進計画における重点整備地区として、街路事業やほかのまちづくり事業と連携して、鐘ヶ淵通り(補助120号線)の拡幅整備、東武伊勢崎線の立体化、駅周辺や沿道のまちづくりを推進します。

住宅市街地総合整備(密集型)事業(北部中央地区)

老朽木造住宅が密集した地域(北部中央地区)において、主要生活道路の拡幅整備、公園・緑地等の整備、共同建て替え支援など、災害に強いまちづくりを推進します。

不燃化促進事業

市街地の防災性を向上し、区民の生命と財産を守るため、避難地、避難路及び主要生活道路沿道の不燃化費用の助成や、建て替え誘導支援などを行い、地域の実情にあわせた不燃化を促進します。

耐震化促進事業

耐震診断、耐震改修費用の一部助成等により、2025(平成37)年度に南部、北部ともに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消し、壊れない、災害に強いまちづくりを進めます。

空き家等対策事業

空き家等対策計画を策定し、利活用を含めた老朽建物等の適正管理を支援します。また、危険な状態の老朽建物の除却費助成等によって、公益的な跡地利用を誘導することで、安全安心なまちづくりを進めます。

細街路拡幅整備事業

幅員4m未満の道路の拡幅整備を行い、防災性能の向上と居住環境の改善を図ります。

区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者等は、防災まちづくりに協力し、建物の耐震化や不燃化の向上を図るとともに、電気・ガス等の事業者にとっては、災害に強いライフラインの整備に努めます。

施策412

地域で連携し、さまざまな災害 に対する防災行動力を高める



—10年後のすみだ—

区民、住民防災組織、地域団体、企業等の多様な地域の主体が、自発的な意思と相互の連携により、個々の事情と地域の特性をとらえた防災対策を講じ、さまざまな災害から身を守る防災行動力を身につけ、安全・安心なまちになっています。

現状とこれまでの取り組み

東日本大震災の発生以降、災害に強いまちをつくることや災害発生時の対応力を高める施策の重要性について、区民の意識はとても高いものとなっています。こうしたなかで、区民防災訓練は、町会・自治会が中心となり実施する防災対策において、区民、住民防災組織、地域団体、企業等の多様な地域の主体が、個々の地域特性に応じた課題を認識し、自助と共助による防災行動力を高めるための機会として重要です。このため、区は、防災関係機関との連携により、訓練実施にかかる防災情報の提供、資器材の提供、技術指導等を行うとともに、必要な助成金を交付する等のさまざまな支援を行っています。

また、災害対応力を強化するため、区内企業・団体等と応急物資の供給などに関する各種協定を締結しているほか、他自治体と物資提供や職員派遣に関する相互応援協定を締結するなど、連携態勢を築いてきました。

このほか、2014(平成26)年に「女性の防災対策懇談会」において、女性の視点からこれまでの取り組みや課題を踏まえた検討を行い、女性や要配慮者に配慮した防災対策の推進に取り組んでいます。

今後の課題

地域防災の推進にあたっては、子育て世代や高齢者、障害者等の要配慮者も含めたすべての住民がさまざまな災害からみずからの身を守り、お互いに助け合うことができる防災行動力を身につける必要があります。

区民防災訓練については、参加者の固定化、参加者数の伸び悩み、内容の形骸化等の意見も出ており、活性化が急務となっています。今後は、区民防災訓練等の機会に、幅広い世代や要配慮者も含めた地域住民の参加に加え、地域の学校や事業所、さらには、関係団体の参加も促していくことにより、地域が丸丸となって、自助・共助による防災行動力を高めることが重要です。

さらに、自治体単独で対応が困難な大規模災害が発生した場合に備え、広域連携体制を構築していくため、交流実績等がある市町村との新たな相互援助協定についても、検討する必要があります。

施策の達成をはかる指標

●「家庭で災害時の備えができている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
52.2%	65.0%	70.0%

データ出所：区民アンケート調査

●住民防災組織等を担う防災関係団体人数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
6,542人	7,500人	8,500人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区は、防災関係機関と連携し、本区の防災対策にかかる課題を分析し、さまざまな災害から身を守るための対応策を講じます。さらに、区民防災訓練等の機会を通して、区民や地域社会に対して情報を提供し、自助・共助による防災行動力を高めるための支援を行います。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

防災行政無線システム再構築事業

防災行政無線システムの再構築を進め、防災情報アプリ、安全・安心メール、区ホームページ、ツイッター、SNS等さまざまな情報ツールとも連携させ、災害情報を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、適切な情報発信を行います。

ターミナル型備蓄倉庫整備事業

災害時の支援物資荷捌き・保管スペースとして、トラック駐車スペースを有するターミナル型(物流拠点型)防災備蓄倉庫を整備します。

住民防災組織等の育成事業

本区では、共助による防災行動力の強化を図るため、条例や要綱に基づき、町会・自治会をはじめ、地域防災活動拠点会議、消防隊、災害時要配慮者サポート隊等の住民防災組織に対し、助言・訓練等の指導、防災資器材の助成等を行います。

学校防災活動推進事業

従来行ってきた中学生に対する防災教育を発展させ、中学生で組織する自主防災組織に対して、その活動を支援するとともに、新たな組織の結成を促進し、次世代の防災行動力を向上させます。

マンション居住者向け防災啓発事業

マンション特有の防災対策のほか、マンションと地域の連携による防災対策、地域の区民防災訓練への参加の呼びかけ等にかかる啓発を行い、さまざまな災害に対する地域の防災行動力を高めます。

防災協定締結事業

地域の共助による災害対応力を強化するため、区内の企業や団体と防災協定の締結を進め、食糧、物資、人材等の確保を図ります。また、さまざまな災害に備え、近隣や友好関係自治体等との協定を締結し、自治体間での協力体制も構築します。

水害対策事業

局地的集中豪雨等による都市型水害発生時に区民みずからが速やかに対応できるように、公園等に土のうステーションを整備します。また、大規模水害に対しては、近隣区との連携により、広域対応指針に基づく確実な避難対策を進めていきます。

区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者等は、区民防災訓練等の機会を通し、個々の事情や地域の特性を踏まえたうえで、日ごろからの自発的な意思とそれぞれの経験や技能を活かした相互の連携と自助・共助による防災行動力を高めていきます。

施策413

地域で連携し、 犯罪抑止力・対応力を高める



—10年後のすみだ—

区民と区内事業者が連携した地域の力でさまざまな防犯対策に取り組むことにより、犯罪が未然に抑止され、すべての人が安全で安心な暮らしをしています。

現状とこれまでの取り組み

2006(平成18)年に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識高揚と自主的な活動の推進を図ってきました。これにより、2005(平成17)年に約5,000件あった区内の刑法犯認知件数は、2015(平成27)年に約3,400件まで減少しています。しかし、住民意識調査において体感治安が良いと回答した(「防犯や風紀」の生活環境に対する肯定的評価をした)区民の割合は、18.4%にとどまっています。このことから、地域防犯力の強化のため、防犯パトロール用品の配布、街頭防犯カメラの設置助成等による自主防犯団体の活動を支援しているほか、地域安全マップづくりや防犯に関する啓発による区民の防犯意識の向上を図っています。

今後の課題

振り込め詐欺などのいわゆる特殊詐欺の手口は巧妙化する傾向にあるなど、犯罪の態様はさまざまであり、時代とともに変化していきます。一方で、高齢化の進展や生活形態の変化に伴う地域防犯力の低下が懸念されます。

そこで、防犯に関する知識と情報を区民一人ひとりが正しく理解することによって、個々の防犯力を高めるとともに、町会・自治会を中心とした地域の防犯力を補完・強化していくことが求められます。

施策の達成をはかる指標

●体感治安について肯定的評価をした区民の割合

現状値(平成26年)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
18.4%	22.0%	26.0%

データ出所：住民意識調査

●刑法犯の認知件数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
3,370件	3,200件	2,800件

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区民の防犯意識向上を図り、多様な主体が連携した地域における防犯活動を支援します。

区が取り組む主な事業

防犯・防火意識の普及啓発事業

区内の犯罪発生状況等を区民に周知し、みずから実践できる防犯対策等について普及啓発し、防犯・防火意識の向上と被害の防止を図ります。

地域安全マップ作成事業

地域住民がみずからまちを歩き、防犯上危険な箇所の特徴を把握することで、犯罪から身を守る能力を高めるとともに、地域住民相互のつながりによる見守り機能を強化します。

地域連携見守り事業

地域の力による犯罪抑止を図るため、区内事業所などの協力を得て、事業者が業務でまちを移動する際に、防犯上危険な箇所を見守る活動を支援します。

地域防犯活動支援事業

自主的な防犯活動を行う個人または地域団体に、防犯パトロール用品を交付し、その活動を支援します。

防犯カメラの設置・維持助成事業

町会・自治会、商店街振興組合等が、街頭犯罪等を抑止する目的で地域内に防犯カメラを設置する場合、設置経費や維持経費の一部を助成します。

暴力団排除推進事業

「交際しない」「恐れない」「資金を提供しない」「利用しない」の4つ基本理念に基づき、暴力団排除店舗証交付などの暴力団排除活動を推進し、安全で平穏な生活の確保と事業活動の健全な発展を図ります。

客引き行為等防止事業

繁華街等において客引き行為防止パトロールや啓発活動を行うことによって、迷惑な客引き行為等のない安心して歩ける生活環境の確保を図ります。

区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者等は、個々の防犯意識を高め、地域の防犯活動に積極的に参加します。

政策420

地域で支えあい、 誰もが安心して暮らせる しくみをつくる



区民による地域福祉活動が推進され、誰もが自分らしく安心して暮らしています。自立に向けた支援や必要な福祉サービスが受けられるとともに、支えあいや助けあいの意識が高く、地域のつながりが強い、地域福祉力の高い社会になっています。

施策の体系

政策420 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる

施策421 福祉に対する理解を深め、地域活動への参加を促す

- ☆区民活動センター整備事業 ●すみだボランティアセンター事業
- 民生委員・児童委員活動の支援事業 ●地域福祉活動の支援事業

施策422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る

- 福祉サービス第三者評価の推進事業 ●成年後見制度利用支援事業
- 福祉サービス利用支援事業 ●社会福祉法人指導検査事務

施策423 生活に困った人を支え、自立を促す

- 生活困窮者自立支援事業 ●生活保護法による給付・援護事業
- ホームレス対策事業

施策424 消費者の自立を支援し、安心・安全な消費生活を守る

- 消費者相談事業 ●消費者教育と啓発事業 ●消費者団体育成事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

核家族化や高齢者の単身世帯化が進行するなかで、孤立死や引きこもり、家庭内の虐待のほか、ホームレス、外国人住民の社会的孤立等の問題が地域社会で進行しています。これらの問題を解決・防止するには、行政の対応だけでは難しいため、区民、地域団体、社会福祉法人等の地域の多様な主体が、区とともに連携・協力し、行動していくことが必要です。

本区では、協治(ガバナンス)の考え方に基づき、「墨田区地域福祉計画」を策定し、行政と区民の自発的な活動を連動させることで、家族や地域社会のきずなの再生や、孤立死・虐待などの防止に努めてきました。2016(平成28)年には、この「墨田区地域福祉計画」を改定し、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくことを目標に、地域福祉を推進していくこととしています。

一方、限られた財源のなかで、福祉サービスのさらなる充実や適切な利用促進が求められており、区民や事業者との協働により、区民が安心して利用できる新たな福祉サービスの提供体制の整備に努めてきました。

また、2015(平成27)年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行されたことから、生活困難者の自立を支援していくためのさまざまな活動のさらなる充実や、地域全体での支えあい、助けあいのしくみづくりに取り組んでいます。

さらに、消費者問題では、近年、高齢者が消費者被害に巻き込まれるケースが顕著なことから、相談事業や消費者教育に力をいれています。

政策実現に向けての課題

住みなれた地域で安心して暮らしていくには、必要な福祉サービスや支援が適切に受けられることはもとより、区民一人ひとりが、地域の人と人とのつながりのなかで、お互いに支えあい、みずから行動していく地域福祉の意識をもつことが必要です。区は、地域福祉に関するさまざまな施策を総合的に推進するとともに、区民や事業者、NPO、ボランティアなどの団体が主体的に福祉活動を行っていくための適切なくみづくりが求められています。具体的には、区民が地域福祉を理解し、行動につなげていくための必要な情報の周知・提供や、地域活動に気軽に参加できるような工夫が必要です。福祉サービスを利用しやすく、また適切に受けられるよう、支援を受ける側だけでなく、支援の担い手となるNPOやボランティアの方などにも必要な情報を確実に届けるしくみづくりが重要です。

さまざまな理由から生活に困難を抱えている人に対しては、それぞれの状況に応じて寄り添い、健康支援を含め、就労・自立に向け適切な支援を行っていくことが必要です。

また、消費生活を取り巻く状況も大きく変化しており、高齢者をねらった悪質な消費者被害も後を絶ちません。区民一人ひとりが、正しい知識を持ち、みずから行動できる「主体性をもった賢い消費者」となるよう、各種の消費者教育と啓発事業を進めていくだけでなく、消費者被害を拡大させないための地域での支えあいもまた重要となっています。



施策421

福祉に対する理解を深め、 地域活動への参加を促す



—10年後のすみだ—

多くの区民が地域福祉について理解し、地域福祉の理念や活動が区民に知られ、さまざまなプラットフォーム※により地域の福祉課題の解決が図られ、地域で暮らす住民同士の支えあい、助けあい活動が積極的に行われています。

現状とこれまでの取り組み

ふれあいサロンや小地域福祉活動は、民生委員・児童委員や町会・自治会のなかで、活動に対する理解が進んだことによりその活動数が増加し、実施地区は50か所に増えるとともに、子どもと高齢者、子育て中の母親など、地域における多世代のつながりが形成されてきました。また、地域の相談機関である民生委員・児童委員と各支援機関などが連携し、さまざまな相談を適切な支援につなげています。一方、ボランティアセンターの登録更新時の個人及び団体登録数を比較すると、個人登録者数は増加していますが、団体登録数とその加入者数は減少傾向にあります。

今後の課題

少子高齢化や核家族化、近隣に無関心な人の増加など、地域のきずなは希薄になりつつあり、助けあい、支えあい機能の低下がみられます。地域で孤立している人、孤立死や引きこもりなどの課題もみられ、日ごろからの地域のつながりの強化が求められています。

これらの課題解決には、あらゆる機会を通じて地域福祉に関する情報発信を行い、理解や関心を高めていく必要があります。身近な地域課題を解決するプラットフォームで、区民や地域団体などの各主体が、情報を共有し、それぞれの立場で話しあい、行動していくことが重要です。

※ プラットフォームとは、福祉の分野で「協治(ガバナンス)」を実現するうえでの具体的手法としての、連携・協働するための場。地域の住民や関係機関がつながり、地域の課題を見つけ、学びあい、解決策を話しあい、役割分担し、行動していくための場のことを指します。

施策の達成をはかる指標

●「現在ボランティア活動・地域活動をしている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
14.2%	20.0%	25.0%

データ出所：区民アンケート調査

●小地域福祉活動・ふれあいサロン等実践地区数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
44地区	80地区	110地区

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区民の地域福祉を支える基盤整備や、必要な情報の発信に加え、民生委員・児童委員に関する支援や制度の周知を行うとともに、社会福祉協議会をはじめ、区民、町会・自治会、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設やさまざまな事業所が連携・協働していくためのしくみづくりを行います。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

区民活動センター整備事業【再掲：施策512】

P P P(行政と民間がパートナーを組んで事業を行う)手法を活用し、区民ボランティア・NPOなどの区民活動団体等の交流・ネットワークの拠点を整備するほか、既存のボランティアセンターの集約・機能強化を図ります。

すみだボランティアセンター事業

ボランティアに関する相談機能、コーディネート機能、人材育成講座等の充実及び災害ボランティア活動の整備を図るとともに、活動の拠点としての場を提供し、区民のボランティア活動を支援します。

民生委員・児童委員活動の支援事業

地域のなかで支援を必要とする人への相談・援助や、社会福祉協議会、福祉事務所、高齢者支援総合センターなどの関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員活動を支援し、相談機能の充実を図ります。

地域福祉活動の支援事業

社会福祉協議会と連携を図りながら町会・自治会を範囲とする地域単位で行う支えあい、助けあいの小地域福祉活動を推進するとともに、地域福祉活動リーダーの育成やプラットフォームづくりを支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、地域の一員として、自分の暮らすまちに愛着をもち、地域に目を向けて、日ごろから声をかけあう、見守りあう、地域の行事に参加するなど、周りの人とつながりをつくります。

社会福祉協議会をはじめとする区内の社会福祉法人や事業所などの各主体は、区民や区と連携しながら、地域福祉活動を推進します。

施策422

利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る



—10年後のすみだ—

福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを受けることができ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、住みなれた地域で安心して暮らしています。

現状とこれまでの取り組み

良質な福祉サービスの安定的な供給確保を図るため、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審を促進してきました。また、区民の参加と協力による、高齢者や障害者などの日常生活を支えるきめ細かな福祉サービスを提供するとともに、市民後見人の養成に取り組み、これまでに延べ25人の方々が、認知症高齢者等の財産管理や身上監護などの支援を行っています。成年後見制度の利用や権利擁護相談においても、認知症高齢者や障害者などの利用が増えています。

今後の課題

今後増加が見込まれる認知症高齢者、ひとり暮らしの高齢者等の権利を守るしくみがますます重要になってきます。区民が安心して福祉サービスを利用するための支援を進め、成年後見制度や権利擁護に関する相談窓口を広く周知するとともに、判断能力が十分でない方やその家族に寄り添った相談支援体制を充実させることが重要です。また、費用負担能力や身寄りのない人に対する成年後見制度の利用支援事業について、関係機関とも連携して利用促進に取り組み、区民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるような地域社会を築いていくことが強く求められています。



施策の達成をはかる指標

●「必要な福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
51.2%	60.0%	70.0%

データ出所：区民アンケート調査

●市民後見人養成研修修了者数・市民後見人受任者数累計

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
研修修了者：46人 後見人等受任件数：25件	研修修了者：121人 後見人等受任件数：75件	研修修了者：196人 後見人等受任件数：125件

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区民の権利が守られるよう、成年後見制度等の周知と利用支援を行うとともに、福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び選択できるしるくみを充実させます。

区が取り組む主な事業

福祉サービス第三者評価の推進事業

福祉サービスの内容等に対する第三者機関の評価結果を公表し、比較・選択するための情報を提供することにより、福祉サービスの質の向上を促進します。

成年後見制度利用支援事業

高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を支援する成年後見制度の周知や利用相談の充実を図るとともに、成年後見人等の担い手となる市民後見人を育成・支援します。

福祉サービス利用支援事業

認知症高齢者や障害者などが福祉サービスを利用する際に、利用契約やケアプラン作成の場に立ち会い、事業者と対等な関係で手続きができるよう支援します。

社会福祉法人指導検査事務

社会福祉法人が福祉サービスを安定的に提供できるよう、区が所管する法人への指導検査を通じ、適正な法人運営と円滑な事業経営を確保します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、必要な情報を積極的に入手し、みずからの判断で、質の高いサービスを選択し契約します。事業者は、積極的に評価機関の審査を受け、利用者の声を活かして業務を改善し、利用者の立場に立ったサービスの質の向上をめざします。

施策423

生活に困った人を支え、 自立を促す



—10年後のすみだ—

経済的に困窮した人を支えるためのさまざまな制度がセーフティネットとして有効に機能し、それぞれの状況に応じた適切な支援が行われることで、すべての区民が自立し安定した暮らしをしています。

現状とこれまでの取り組み

長引く不況、雇用環境の変化、高齢化の進展等の社会情勢のなかで、全国的に被保護者数は増加を続け、2016(平成28)年2月時点で216万人を超えています。特に近年は、雇用環境の悪化から働き盛りの世代の増加が目立っており、生活保護に至る前に自立を支援するしくみづくりが課題となっていました。このため、2015(平成27年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活に困窮している人への支援について、総合的な見直しが行われたところ です。

本区では、2016(平成28)年2月現在の保護率が31.8%となっており、東京都区部平均の23.5%を大きく上回っています。区民の自立した生活を支えるため、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階で、本人の状況に応じた支援に取り組んでいます。

今後の課題

社会環境の変化のなかで、非正規雇用の労働者やひとり親世帯など生活に困窮するリスクの高い層が増加しています。また今後、高齢化のさらなる進展が見込まれるなかで、低額な年金受給者や無年金者など、生活に困窮する高齢者が増加することが予想されます。そこで、生活困窮者自立支援制度を適切に運用し、一人ひとりの状況にあわせた支援を行うことで、就労・自立の促進を図っていく必要があります。

また、生活保護が必要な人に対しては、健康で文化的な生活のなかで自立の手助けを行うため、最後のセーフティネットとして生活保護制度を適切に機能させるとともに、各種の自立支援プログラムを充実させ、被保護者が抱えるさまざまな課題に対応できる体制づくりが求められています。

施策の達成をはかる指標

●被保護者社会参加促進事業におけるボランティアへの年間参加人数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
472人	510人	550人

データ出所：所管課データ

●就労阻害要因のない単身被保護世帯の就労率

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
45.5%	50.0%	55.0%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、その他の施策を、状況に応じて適切に実施することで、生活に困っている方の自立を促し、安定した生活ができるよう支援します。

区が取り組む主な事業

生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階で生活に困っている人を支え、自立を促すため、相談・助言、住居確保給付金の支給等の支援を行います。

生活保護法による給付・援護事業

生活に困っている人の最低生活を維持するため、生活保護制度に基づき各種の経済的援助を行います。また、相談業務やさまざまな社会資源・事業を活用し、就労自立の支援や、社会生活・日常生活の支援を行っていきます。

ホームレス対策事業

ホームレスに対する支援として、就労による自立と社会生活への復帰を目的とした路上生活者支援事業を、都区共同事業で実施しています。本事業によって、ホームレスの就労や社会生活の自立を支援し、区内ホームレス数の減少を図っていきます。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、生活に困っている人の置かれた状況を理解し、地域のなかで受け入れ、自立を支えます。

事業者は、生活に困っている人の安定した自立生活を促進するために、住宅・施設等の住まいの提供、高齢者や障害者の雇用助成制度等を活用した就労の支援などを行います。



施策424

消費者の自立を支援し、 安心・安全な消費生活を守る



—10年後のすみだ—

消費者問題や暮らしに関する必要な情報を容易に入手できる環境が整備されることで、区民一人ひとりが正しい知識をもって主体的に行動できる消費者になるとともに、地域での支えあいによって、誰も消費者被害にあうことのない、安心・安全な消費生活を送っています。

現状とこれまでの取り組み

すみだ消費者センターでは、商品やサービスの購入に伴うトラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせんを行っています。相談件数は、年間に約2,000件ですが、インターネットなどの通信サービスの利用に関する相談が最も多く、全体の約4分の1を占めています。情報化社会の進展によって、インターネットでの商品やサービスの購入が大幅に増加していることが、その理由であると考えられます。

一方で、高齢社会を迎え、高齢者を狙った電話勧誘販売などによる消費者被害も目立っています。このため本区では、すみだ消費者センターでの相談事業に加え、消費者被害を未然に防ぐための消費者教育、啓発活動等を実施しています。

今後の課題

インターネットが日常生活に広く浸透し、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末が飛躍的に普及したことで、多くの人がインターネットでの電子商取引を利用しています。取引・契約内容が複雑多様化するなかで、今後インターネット関連のトラブルはますます増加していくことが予想されます。こうした被害を未然に防止するためには、消費者教育を充実し、区民に正しい知識を普及していくことが重要です。

また、高齢社会の到来のなかで、高齢者を狙った巧妙で悪質な手口も後を絶たないことから、高齢者を消費者被害から守り、被害を拡大させないための取り組みを福祉部門と連携しながら強化することが課題となっています。

施策の達成をはかる指標

- 「消費者講座の受講等、日ごろから消費者被害に遭わないための取り組みを行っている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
12.1%	15.0%	18.0%

データ出所：区民アンケート調査

- 「消費者被害にあわないために必要な情報が適切に提供されている」と評価する区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
38.3%	42.0%	45.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

安心・安全な消費生活を守るため、「消費者基本法」の基本理念に基づき、消費者のための施策を推進します。

区が取り組む主な事業

消費者相談事業

すみだ消費者センターでの相談事業を通じて、さまざまな消費者トラブルの問題解決に向けた助言や必要なあつせんを行うことにより、消費者被害の減少に努めます。

消費者教育と啓発事業

消費生活に関する正確な知識を習得し、消費者被害にあわないための判断力が身につけられるよう、消費生活展、消費者講座、出前講座など消費者学習の場を広く提供するとともに、消費者ニュースやホームページを通じた啓発活動を行います。

消費者団体育成事業

消費生活の安定や向上を図るための健全かつ自主的な取り組みを促進していくため、区内消費者団体の育成や組織活動への支援を行います。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、消費者被害にあわないための必要な知識習得や情報収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。

事業者は、消費者の安心・安全に配慮するとともに、公正な事業活動に努めます。



政策430

高齢者が 生きがいをもって 暮らせるしくみをつくる



高齢者が社会の担い手として活躍しています。また、介護保険サービスや生活支援サービスが充実し、「地域包括ケアシステム」が構築され、すべての高齢者が、住みなれた地域で生きがいをもって生活しています。

施策の体系

政策430 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

施策431 元気で生きがいに満ちた高齢期の暮らしを支援する

- セカンドステージ支援事業 ●施設介護ボランティア・ポイント付与事業
- 元気高齢者施設管理運営事業 ●老人クラブ運営支援事業
- 公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業

施策432 高齢者の自立した生活を支援する

- 介護予防普及啓発事業 ●地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業 ●介護予防ケアマネジメント事業
- 介護予防・生活支援サービス事業

施策433 高齢者の地域包括ケアを進める

- 地域包括ケア推進事業 ●認知症高齢者等への総合支援事業
- 高齢者みまもり相談室事業 ●高齢者支援総合センター運営事業
- 在宅医療・介護連携推進事業

施策434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる

- ☆介護保険施設等整備支援事業 ☆都市型軽費老人ホーム整備支援事業
- 介護給付サービス事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

社会全体の急速な高齢化のなか、持続可能な社会保障制度の確立は急務となっています。国は総合的に制度を整備するため、2014(平成26)年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を公布しています。

本区においても、2015(平成27)年10月現在、高齢化率は22.8%となり、区民の約4人に1人が65歳以上となっています。今後の65歳以上の高齢者人口の推移については、墨田区人口ビジョンによると、2025(平成37)年までの10年間は高齢者人口と高齢化率に大きな変化はないと見込まれています。一方で、75歳以上の後期高齢者数は、いわゆる団塊の世代(昭和22年～24年に生まれた世代)が後期高齢者となるなど今後も増加が続きます。2025(平成37)年には34,000人を超えて、高齢者人口に占める割合は57.6%となり、高齢者の約2人に1人が75歳以上になると予測されます。

それに比例して、要支援・要介護認定者ともに増加傾向にあり、2025(平成37)年には約13,600人と見込まれ、2014(平成26)年に比べて27.0%増加するものと推定されます。同様に、認知症の方も増加していくと見込まれています。

これらの課題に対応するため、本区では3年ごとに「高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画」の改定を行っています。2015(平成27)年3月に策定した第6期計画においては、高齢者が尊厳を持ち、安心して暮らせるしくみをつくることを基本理念とし、住みなれた地域のなかで、高齢者が健康でいきいきとした自分らしい生活を維持できるよう、介護、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制(地域包括ケアシステム)の充実に向けた取り組みを進めています。

政策実現に向けての課題

高齢社会の進展のなかで、高齢者が生きがいを持ち、自分らしく社会参加できるしくみや場の創設が求められています。また、高齢者一人ひとりが介護予防の必要性に気づき、日常生活のなかでみずから介護予防に取り組める住民主体の活動を充実させるほか、継続的に利用できる場の確保を支援する必要があります。予防とともに、介護が必要な状態になったとしても、重度化させないための取り組みもまた重要です。

さらに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の方が増加しているなかで、高齢者が今後も安心して住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域での支えあい・助けあいのしくみづくりを進めるほか、医療と介護の連携を促進し、必要な人に、必要な福祉サービスが適切に提供できる環境づくりを進めていくことが必要です。

また、身体・精神状況、経済状況に応じて、本人の希望する暮らしができるように、介護保険施設等を計画的に整備するとともに、高齢者自身が自立した生活を送っている段階から、将来を見据えて住まいのあり方を検討する必要性を周知していくことが重要です。

これらの課題に適切に対応していくため、さまざまな支援を一体的に切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムをより一層充実させる取り組みが求められています。

また、あわせて介護保険制度を今後も持続可能な制度とするためにも、2025(平成37)年までのサービス・給付・保険料の水準を推計し、中長期的な視点にたった施策の展開を図っていく必要があります。

施策431

元気で生きがいに満ちた 高齢期の暮らしを支援する



—10年後のすみだ—

高齢期を迎えた区民が、地域活動や趣味、特技を活かしたボランティア活動等を通じて社会参加し、生きがいをもち、充実感のあるセカンドライフを過ごしています。

現状とこれまでの取り組み

高齢者の社会参加を促進するために支援を行っている老人クラブは、加入率が2011(平成23)年4月の26.5%から2015(平成27)年4月現在、22.2%へ低下しています。

また、シルバー人材センターの会員数は、2011(平成23)年度末の1,985人から2014(平成26)年度末に1,930人に減少しています。

一方、高齢者の集いの場である立花ゆうゆう館・梅若ゆうゆう館・いきいきプラザは、地域の活動の拠点として活用されており、これまで地域とのつながりが薄かったリタイア後のシニア層には、みずから培った特技経験を活かした活躍の場が提供できるように、「セカンドステージ支援事業」を行っています。

今後の課題

今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、高齢者の豊富な経験や知識を活かし、地域のなかで自分らしく社会参加できるしくみや場の創設が必要です。そのため、老人クラブでは、新規会員の確保、積極的な広報活動、時代に適した魅力ある活動を取り入れた新しい組織づくりが求められています。また、シルバー人材センターでは、就労機会の提供だけでなく、社会参加の喜び、生きがいの発見等につなげていくための事業の充実、家事援助サービスの担い手としての役割が期待されます。

さらに、多様な価値観をもつ高齢者が増えるなか、本人の趣味やライフスタイル等を生きがいに繋げていくためにも、団体活動に対する支援だけでなく、それぞれのニーズにあわせた活動の場の提供が求められています。

施策の達成をはかる指標

●「生きがいがある」65歳以上の区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
71.1%	73.0%	75.0%

データ出所：所管課データ

●シルバー人材センター就業延べ人員及び実就労者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
延べ人員：182,343人 実就労者：1,370人	延べ人員：185,000人 実就労者：1,400人	延べ人員：188,000人 実就労者：1,450人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

就労、ボランティア活動等を通じて元気なシニアが社会参加するための場の提供や、地域の諸活動とのつなぎ役を果たし、生きがいのある暮らしづくりを支援します。

区が取り組む主な事業

セカンドステージ支援事業

元気な高齢者が、みずからの知識や経験・技術を活かすことを通じて、生きがいをもって地域活動を行えるよう支援します。

施設介護ボランティア・ポイント付与事業

高齢者のボランティア活動を促進し、社会参加や地域貢献を通じて自身の介護予防と地域活動への参加へつなげていくため、介護支援ボランティアへポイントを付与します。

元気高齢者施設管理運営事業

いきいきプラザやゆうゆう館などの運営を通じて、地域の高齢者が集い、健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう、生きがい活動の場を提供します。

老人クラブ運営支援事業

各老人クラブや墨田区老人クラブ連合会への支援を通じて、健康づくり、生きがいづくり、地域の支えあい活動等を推進します。

公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業

公益社団法人墨田区シルバー人材センターに対し、高齢者の就労拡大や、家事援助サービス事業の円滑な運営が展開できるよう支援します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、自分の能力を活かして、主体的に社会参加を図り、住みなれた地域のなかで自分らしく生きがい、やりがいを実感できるセカンドライフを実践します。

墨田区シルバー人材センターは、受注業務の多様化を通じて、就業機会を拡大させ、地域におけるシニアの活躍の場を増やしていきます。また、事業者全体で「高齢期雇用」の推進を図り、年齢にとらわれず、経験や知識を活かした働き方ができる社会環境の整備に努めます。

施策432

高齢者の 自立した生活を支援する



—10年後のすみだ—

高齢者が住みなれた地域で年齢や心身の状況によって分け隔てなく安心した生活を送り、自助や互助の考えのもとに、みずから支援の受け手や担い手になることで、つながりあった地域づくりが進められています。

現状とこれまでの取り組み

本区では、介護予防のための施策として、これまでも多くの高齢者が参加できる教室や講演会を実施してきました。また、介護予防の取り組みの機能強化を図るため、介護事業者等にリハビリ専門職等による研修も実施しています。これらの施策を引き継ぎながら、介護予防・日常生活支援総合事業を2016(平成28)年4月から開始しています。

また、区民が地域において介護予防の取り組みを推進する担い手となる、ボランティア(介護予防サポーター)を養成してきました。さらに介護予防の現場において、介護予防の指導の担い手を育成しています。

今後の課題

要介護認定者やサービスの利用者の伸びが今後も年々増加していくことが見込まれています。そこで、介護保険サービスが必要な状態にならない事や要介護度を進行させないことが課題となっています。

介護予防・日常生活支援総合事業を効果的に実施していくために、高齢者一人ひとりが自分の健康状態をみずから把握し、心身機能の維持向上に努める必要があります。また、介護予防・悪化防止の基本方針と目的を共有するために、介護保険・高齢者福祉・健康づくり・生涯学習・区民活動等に関する関係部署と広く連携した体制づくりが重要です。



施策の達成をはかる指標

●「何らかの介護予防事業を利用したことがある」65歳以上の区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
25.3%	35.0%	50.0%

データ出所：所管課データ

●要介護認定を受けていない65歳以上の区民の割合※

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
81.9%	81.5%	78.0%

データ出所：所管課データ

※ 今後、要介護認定を受けていない区民の割合が減少すると予測されるなかで、10年後に一定程度の減少幅に留めることを、目標として掲げています。

施策達成のために区が取り組むこと

介護予防のための施策を、高齢者一人ひとりの状況に応じた内容で、身近な地域において継続的に提供できるようにしくみを整えます。

区が取り組む主な事業

介護予防普及啓発事業

要介護状態等ではない高齢者に対して、心身の機能や生活機能の低下の予防または悪化の防止を図ります。

地域介護予防活動支援事業

区民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動を推進します。

地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取り組みを推進します。

介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の訪問型サービスや、機能訓練、集いの場など日常生活上の支援を提供します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、自分の健康状態についてみずから把握し、心身機能の向上に積極的に努め、介護予防に取り組みます。また、要介護になった場合においても、重度化しないように能力の維持向上に努めます。

事業者は、さまざまな介護予防サービスを提供することで、区民がみずから健康の保持増進に努めるための環境づくりを行います。



施策433

高齢者の地域包括ケアを進める



—10年後のすみだ—

区民、民生委員、介護相談員、町会・自治会等の関係団体、地域の医療、福祉、警察、消防等の関係機関、サービス事業者等が基盤となる地域包括支援ネットワークが一体的に構築され、高齢期を迎えた区民が、認知症や疾病を抱えていても、在宅で療養しながら、住みなれた地域で安心して暮らし続けています。

現状とこれまでの取り組み

高齢者支援総合センターでは、身近な相談窓口として介護予防ケアマネジメント、総合的な相談・支援・調整、虐待防止・権利擁護、ケアマネジャーへの支援・助言や関係機関と連携し、高齢者のニーズや状態に応じた介護保険サービスの利用支援を行ってきました。

高齢者人口の増加に伴い、認知症を含めた在宅療養が必要となる高齢者への地域での支援ネットワーク化をさらに進める必要が生じたため、各高齢者支援総合センターと高齢者みまもり相談室が核となり、圏域ごとに医療と介護の関係機関が地域包括ケア会議を実施しています。

また、認知症の正しい知識や理解を広めるため、町会・自治会、老人クラブ等地域の各団体に働きかけ、認知症サポーター養成講座等を開催し、普及啓発を行っています。

今後の課題

高齢化が進展するなかで、慢性疾患・複数疾患を抱える高齢者、リハビリが必要な高齢者、自宅で暮らしながら医療を受ける高齢者等が増えると予測されます。

また、要介護や認知症になる発生率が高くなるため、それを抑える各種予防啓発等に向けた取り組みを重点的に行い、医療・介護のニーズに寄与するしくみづくりが求められます。

さらに、認知症の正しい知識の理解を広めていくとともに、認知症の方とその家族を支える地域での支援策や、医療と介護の関係機関のネットワークを協働して構築していくことが重要です。



施策の達成をはかる指標

●「地域で介護について相談できる環境が整っている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
40.8%	52.0%	68.0%

データ出所：区民アンケート調査

●認知症サポーターの数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
6,000人	12,000人	25,000人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

多様化する福祉の需要に対応するために、高齢者支援総合センターを核として、地域住民や医療と介護の関係者との協働によって居宅要支援者の生活を支援し、それぞれの担い手のつなぎ役として情報の共有化に取り組みます。

区が取り組む主な事業

地域包括ケア推進事業

地域特性を理解し、地域の社会資源の把握や活用を行い、既存のネットワークを尊重しながら、地域包括ケア推進に必要なネットワークを構築します。

認知症高齢者等への総合支援事業

認知症の普及啓発を図り、早期に相談・診断につなげ、認知症の方やその家族が地域から孤立しないよう支援します。

高齢者みまもり相談室事業

区内8か所の高齢者支援総合センターのエリアに設置した相談室で、地域での高齢者の見守りを支援します。

高齢者支援総合センター運営事業

高齢者の福祉・介護・保健等にかかる相談対応を行っている従来型の高齢者支援総合センターに、障害にかかる相談対応機能を加えた福祉総合型の相談支援拠点を4か所整備していきます。また、センター間の総合調整や後方支援を担う基幹型機能を強化し、より効率的、効果的な運営を図ります。

在宅医療・介護連携推進事業【再掲：454】

高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画にもとづき、地域の医療・介護関係者が参加する在宅医療・介護連携推進に関する会議体等の意見を参考に、現場の連携体制を支援します。

区民、事業者が取り組むこと

地域包括ケアシステムを充実させるため、区民は、福祉サービスに関する正しい知識を理解し、誰もが住みなれた地域のなかで自分らしく暮らし続けることができるように、自分ができる範囲で支援が必要な人を支える活動に取り組みます。

医療と介護の関係機関は、高齢者の医療ニーズと介護ニーズへの対応力の向上を図りながら、地域と連携して、誰もが住みなれた地域のなかで自分らしく暮らし続けられるよう支援します。

施策434

高齢者が安心して 地域で暮らし続ける環境をつくる



—10年後のすみだ—

介護が必要な状態になっても、居宅での介護保険サービス等の利用や地域の小規模・多機能サービス拠点の活用、施設入所に至る過程を通じて、住みなれた地域のなかで、高齢者が安心して暮らし続けています。

現状とこれまでの取り組み

介護保険制度は、利用者の状況や環境に応じて、利用者自身の選択に基づいて総合的かつ効率的に提供されることを基本理念としており、その実現へ向けてさまざまな取り組みを進めてきました。

本区における2016(平成28)年3月末現在の65歳以上の要介護認定者数は10,969人で、区内の全高齢者数に対し約18%の割合となっています。10年前の認定者数と比較すると、約1.6倍に増加しており、今後もその傾向は続くものと見込まれます。

本区では、利用者の状況に応じたサービスを提供することで高齢者の自立した生活を支えるため、サービス提供事業所の参入促進など介護サービスの基盤整備に力を注いできました。

今後の課題

今後は、高齢者が住みなれた地域で、みずからの意思で、安心して自立した日常生活を継続できるよう、地域で高齢者を支えるしくみの構築が必要です。

高齢者の安心した生活のため、民間事業者をはじめとした多様な供給主体の参入促進や人材育成支援が重要です。また、介護が必要になっても、可能な限り地域でその人らしく生活できるように基盤整備を進める必要があります。さらに、本人の希望と介護の必要度に応じて、一般住宅から高齢者向け住宅、そして福祉施設へと住まいを変えることができるしくみを整え、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスを充実させることが求められています。

施策の達成をはかる指標

●「高齢になっても墨田区内で暮らし続けることができる」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
60.7%	63.0%	65.0%

データ出所：区民アンケート調査

●介護老人福祉施設入所待機者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
629人	450人	240人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

介護保険制度の基本理念を踏まえ、高齢者一人ひとりのニーズにあった適正なサービスが利用できるようしくみを整えます。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

介護保険施設等整備支援事業

介護が必要な状態になっても住みなれた地域での生活を継続できるよう、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等の施設のほか、在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホーム等の整備を支援します。

都市型軽費老人ホーム整備支援事業

介護が必要となる前においても、身体機能の低下した低所得高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるよう、都市型軽費老人ホームの整備を支援します。

介護給付サービス事業

要介護者が訪問介護、通所介護等の居宅サービスや介護老人保健施設等の施設サービスを利用した際に、そのサービスに対する保険給付費分を負担します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、高齢者福祉サービスについて理解を深め、自分に必要な支援を主体的に選択し、適正に利用します。

事業者は、高齢者の権利を理解し、各種サービスの質の向上に努め、適切な介護・福祉サービスを提供します。



政策440

障害者が 地域のなかで輝いて生きる しくみをつくる



ノーマライゼーション※の理念のもと、障害のある人も、ない人も、お互いに尊重し支えあいながら、住みなれた地域で安心して暮らしています。また、それぞれが社会の一員としての役割を担い、生きがいを感じながらいきいきと暮らしています。

施策の体系

政策440 障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる

施策441 障害者の自立した生活を支援する

- ☆重度障害者グループホーム整備支援事業
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- 区独自の障害福祉サービス事業
- 障害児通所支援事業

施策442 障害者の社会参加を支援し、生きがいを創出する

- ☆障害者就労継続支援施設整備支援事業
- ☆重度肢体不自由児(者)生活介護施設整備支援事業
- 障害者就労支援事業 ●福祉作業所等経営ネットワーク支援事業
- 心身障害者団体運営支援事業 ●障害者差別解消法への対応事業

※ ノーマライゼーションとは、障害のある人もない人も、社会の一員として、お互い尊重し支えあいながら、地域のなかでともに生活するあたりまえの社会を実現するという考え方を指します。

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

わが国の障害者施策は、1981(昭和56)年の国際障害者年以來、ノーマライゼーションの考えのもと「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが行われてきました。また、2006(平成18)年には「障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)」が施行され、この間、法改正が数次にわたって行われてきました。これにより、障害の種別に関わらず必要なサービスを利用できるようになるなど、障害のある人が安心して住みなれた地域で暮らすための支援体制は大きく進展しています。また、2011(平成23)年の「障害者基本法」の一部改正や、2016(平成28)年の「障害者差別解消法」の施行により、不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供の促進など、障害のある人となない人が、互いに尊重し支えあいながら、住みなれた地域とともに生きる社会の実現が求められています。

一方、「障害者自立支援法」の施行を機に就労支援事業が強化されたことや、2009(平成21)年に「障害者雇用促進法」の一部が改正され福祉と雇用の連携強化が図られたことにより、障害がある人の一般就労が一層推進されています。また、障害者就労施設等の受注の機会を確保することを目的とした「障害者優先調達法」が2013(平成25)年に施行されました。このように、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けることができる社会の実現をめざし、さまざまな制度の整備が続けられています。

本区では、1982(昭和57)年に「障害者問題解決のための墨田区第1期行動計画」を策定して以来、障害者問題の解決に計画的に取り組んできました。また、2015(平成27年)3月には「墨田区障害者行動計画」を改定し、すみだで暮らし続けるためのさまざまな施策に取り組んでいます。

政策実現に向けての課題

障害のある人自身や親の高齢化、さらには障害の重度化が進むなか、障害のある人が住みなれた「すみだ」で安心して暮らし続けていくためには、日常生活に必要なサービスを適切に受けられる支援体制の充実が求められます。特に、居住の場の支援であるグループホームは、将来的にわたって入居希望者も多いことから、今後、民間事業者と連携し、整備を促進していく必要があります。

また、働く障害者の増加を踏まえ、職場定着支援、相談支援等の充実を図り、職業生活の継続を支援していくことが求められています。福祉的就労の場である福祉作業所では、産業構造の変化等により民間企業からの受託作業量が減少するという影響が生じており、新たな工賃向上の取り組みも必要です。

そのほか、障害及び障害のある人に対する理解を深めるため、さまざまな機会をとらえて啓発活動や地域交流活動、さらには社会貢献活動の推進を図り、すべての地域住民が互いに尊重し支えあい、ともに生きる社会を実現していくことが求められています。

引き続き、「墨田区障害者行動計画」「墨田区障害福祉計画」に沿って、自己決定の尊重、地域における自立生活の支援、ともに生活する社会の創造という観点から、計画的に障害者施策を推進していく必要があります。



施策441

障害者の 自立した生活を支援する



—10年後のすみだ—

障害のある人が日常生活に必要な福祉サービスを利用しながら、障害のない人と分け隔てなく、住みなれた「すみだ」で地域社会の一員として、安心して暮らしています。

現状とこれまでの取り組み

核家族化・高齢化が進展しているなか、地域での自立生活を基本に、それぞれの障害の特性に応じ、生涯を通じた切れ目ない支援ができる地域づくりが一層重要となっています。

本区ではこれまで、「障害者総合支援法」に基づく各障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施するとともに、本区独自の事業を継続的に実施することにより、障害がある人の自立した生活を支援してきました。また、乳幼児期における発達の課題や障害について、早期に療育につなげるための体制を整備するとともに、学齢期の障害がある子どもに対する放課後等の支援の場を拡充してきました。

これらの取り組みによって、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援の充実を図っています。

今後の課題

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりにあった適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育の体制づくりが求められています。

また、障害のある人が地域であたりまえに暮らしていくことができるよう、自立して生活することを支えるサービスを充実させることが重要です。

さらに、親亡き後も将来にわたり住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活の支援を一体的に行う居住の場であるグループホームが不可欠です。特に重度の障害がある方を対象としたグループホームは、設備面や運営面において障害の特性を踏まえた対応が必要になることから、区の支援のもとに整備を進める必要があります。

施策の達成をはかる指標

●区内障害者グループホーム居室数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
146室	160室	175室

データ出所：所管課データ

●自立支援給付支給決定者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
1,523人	1,750人	1,930人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

障害のある人が自立した日常生活を送れるよう、必要な支援を行います。また、民間事業者による障害福祉サービス事業所の整備を支援します。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

重度障害者グループホーム整備支援事業

重度の障害がある方が、親亡き後も住みなれた地域で暮らし続けられるよう、重度の障害がある人を対象としたグループホーム(2か所)の整備を支援します。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

同法による訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等により、障害のある人の日常生活・社会生活を総合的に支援します。

区独自の障害福祉サービス事業

本区条例等により住宅設備改善費助成や紙おむつ支給、福祉タクシー券の交付等を実施し、国制度とともに、障害のある人をきめ細かく支援します。

障害児通所支援事業

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスなどにより、療育や支援が必要な児童に集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練等を実施します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、障害のある人に対する理解を深め、日ごろの近所付き合いのなかで、同じ地域に暮らす障害のある人との良好な関係を築きます。

事業者は、障害者差別解消法に基づき、障害のある人にもない人にも分け隔てなく対応します。また、障害のある人に対するサービスの質の向上を図るとともに、必要なサービス事業所の整備にも取り組みます。



施策442

障害者の社会参加を支援し、 生きがいを創出する



—10年後のすみだ—

障害のある人がそれぞれの希望に沿って社会に参加し、社会の一員としての役割を担い、働きがいや生きがいを感じながら、楽しくいきいきと日常生活を送っています。

現状とこれまでの取り組み

本区は2012(平成24)年に「すみだ障害者就労支援総合センター」を開設し、一般就労をめざすための就労移行支援事業や、企業等で働く障害者を対象とした職場定着支援をはじめとする生活支援事業等を実施してきました。

また、一般就労が困難な障害のある人を対象とした福祉的就労の場である福祉作業所では、新商品開発支援事業や福祉作業所等経営ネットワーク支援事業を実施し、工賃向上に取り組んできました。

そのほか、生活介護施設の整備や障害者団体等への活動費の助成などを通じ、社会参加と自己実現の支援を実施しています。

今後の課題

障害のある人の一般就労は一定の成果を上げていますが、就労を継続することが重要です。引き続き、職場定着支援、相談支援等の充実を図り、離職者数の減少や転職支援など、職業生活の継続に向けた取り組みが必要です。福祉作業所においては、魅力ある新商品開発により工賃向上を図る必要があります。

また、生きがいのある生活を送ることができるよう、日中活動や障害のある人となない人の交流、趣味やスポーツ活動、余暇活動の場づくりが求められています。

さらに、特別支援学校の今後の卒業生の推移等から、新たに重度肢体不自由児(者)を対象とした生活介護事業所を整備する必要があります。



施策の達成をはかる指標

●福祉施設から一般就労への移行者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
22人	32人	37人

データ出所：所管課データ

●すみだ障害者就労支援総合センター・就労支援登録者の離職者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
29人	27人	25人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

すみだ障害者就労支援総合センターを中心に、障害のある人の一般就労を総合的に支援します。また、福祉作業所における自主生産品の販売促進や社会参加の推進等に取り組めます。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

障害者就労継続支援施設整備支援事業

老朽化した墨田福祉作業所を廃止し、民設民営による障害者就労継続支援施設の整備を支援します。

重度肢体不自由児(者)生活介護施設整備支援事業

都立特別支援学校における在校生の状況等を踏まえ、新たに重度肢体不自由児(者)を対象とした生活介護施設の整備を支援します。

障害者就労支援事業

すみだ障害者就労支援総合センターを中心に、就労移行支援、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場定着支援、その他生活面の相談等を行います。

福祉作業所等経営ネットワーク支援事業

福祉作業所等における工賃向上を図るため、各事業所の自主生産品の共同販売コーナーを運営するとともに、魅力ある商品開発や販路開拓を支援します。

心身障害者団体運営支援事業

墨田区障害者団体連合会が行う自主的な活動への助成を通じ、障害がある人の社会参加や生きがいづくりを支援します。

障害者差別解消法への対応事業

講演会の開催などによる差別解消のための周知の徹底や施設・環境整備など、ソフト・ハードの両面にわたり障害者差別解消のための取り組みを実施します。あわせて、障害者理解啓発事業を実施し、障害のあるなしに関わらず、誰もが人格と個性を尊重しあいながら、ともに地域で生きる社会の実現をめざし、障害者理解の啓発に取り組めます。

区民、事業者が取り組むこと

事業者は、「障害者雇用促進法」に基づいて、進んで障害がある人の雇用に努めます。また、福祉作業所の運営事業者は目標工賃を定め、工賃向上に積極的に取り組めます。

障害者団体は、障害がある人の社会参加を進めるため、組織の活性化を図り、充実した支援を行います。

政策450

健康寿命を大きく伸ばし、 誰もが健康に暮らすまちを つくる



切れ目のないサービスを提供できる保健医療体制、感染症や食中毒などの健康危機に対応できる危機管理体制、健康を支えあう地域の連携などが確立され、誰もが望ましい生活習慣をこころがけ、主体的に健康づくりに取り組んでいます。

施策の体系

政策450 健康寿命を大きく伸ばし、誰もが健康に暮らすまちをつくる

施策451 区民みずからが健康に暮らせるしくみをつくる

- 区民健康診査事業 ●特定健康診査事業・特定保健指導事業
- がん検診事業 ●成人歯科健康診査事業 ●食育の推進事業
- 自殺予防対策事業 ●健康寿命延伸事業

施策452 すべての親と子の切れ目のない健康づくりを支援する

- ゆりかご・すみだ事業 ●出産準備クラス実施事業
- 新生児訪問指導(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
- 発達障害対策事業 ●アレルギー対策事業

施策453 保健衛生における安全と安心を確保する

- 予防接種事業 ●感染症予防事業 ●エイズ対策事業
- 肝炎ウイルス検診事業 ●新型インフルエンザ対策事業 ●結核予防事業
- 食品衛生及び環境衛生監視事業 ●医薬品等の安全確保事業
- 動物の愛護と適正管理対策事業

施策454 地域の連携を深め、保健医療体制を確立する

- ☆新保健センター整備事業 ●医療連携推進事業
- かかりつけ医等に関する普及啓発事業
- 在宅医療・介護連携推進事業 ●在宅緩和ケア事業
- 在宅高齢者訪問歯科診療事業 ●保健医療分野におけるビッグデータ活用事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

本区は、区民みずからが健康な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守ることをめざす「すみだ健康区宣言」を1984(昭和59)年に定め、区民の健康づくりを推進しています。2014(平成26)年度に行った健康に関する区民アンケート調査では、自分の健康に関心のある人は8割を超えており、区民の健康への関心度は非常に高くなっています。しかしながら、平均寿命、健康寿命ともに23区の平均よりも低く、今後は、特に高齢者人口の割合が増加していくなかで、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命の延伸に向けた取り組みが必要となることから、2016(平成28)年3月に「すみだ健康づくり総合計画」を策定しました。

区民が主体の健康づくりを実現するため、各種健康診査や食生活に関する講習会、運動習慣を身につけるための各種スポーツ教室の開催などに取り組んできたほか、母子保健の分野では養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を目的とした母子訪問指導事業を行うなど、妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援に努めています。

また、2012(平成24)年6月に改定した「墨田区食育推進計画」に基づき、区民・地域団体・NPO・企業・大学などと連携し、総合的な食育を進めてきました。2015(平成27)年6月には「第10回食育推進全国大会 in すみだ2015」を開催するなど、食を通じた、ひとづくり・まちづくりの取り組みも進めています。

さらに、感染症などの健康危機事態に的確に対応できる健康危機管理体制の整備、高齢化の進展に備えた医療と介護の連携強化などについても、着実に推進しています。

政策実現に向けての課題

がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、区民の主要な死亡原因となっています。健康寿命の延伸を図るためにも、生活習慣病の発症予防と重症化予防へのさらなる取り組みが重要です。なかでも、がんによる死亡率は、23区平均と比べて高い状況にあり、がんは区民の生命と健康を脅かす重大な疾患となっています。検診の実施方法を改善し、受診勧奨に努めることにより受診率を向上させるとともに、がんに関する正しい知識を得るためのがん教育を実施するなど、普及啓発を充実する必要があります。区民がかかりつけ医などをもつ割合は、約6割となっており、十分とはいえません。必要な時に身近で適切な医療が受けられるように、かかりつけ医などをもつことを推進し、医療連携を図る必要があります。さらに、高齢者の方が、安心して住みなれた地域で暮らし続けられるように、医療と介護の連携を強化し、在宅医療の充実を図る必要があります。

また、少子化が進むなかで、次世代を担う子どもたちが健やかに成長していくためにも、安心して子どもを産み、育てられる家庭や地域の環境づくりが求められています。そのため、妊娠期から切れ目ない支援を行い、育児不安の解消や虐待を未然に防止する取り組みが重要です。

そのほか、新型インフルエンザ等の感染症や大規模災害が発生した際には、区民の生命と健康を守るため、迅速で的確な対応が求められます。健康危機の発生を未然に防止するための取り組みを強化するとともに、健康危機発生時には、規模の把握、医療機関との連携、原因究明、健康被害の拡大防止等に対応できる体制づくりが必要です。

施策451

区民みずからが健康に暮らせる しくみをつくる



—10年後のすみだ—

区民が健康の価値を認識し、健康診断等で健康状態を把握し、生活習慣病の発病予防・早期発見・早期治療に努めています。また、栄養・運動・休養のバランスのとれた望ましい生活習慣をこころがけ、区民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいます。

現状とこれまでの取り組み

健康寿命を伸ばすためには、区民が健康診断等でみずからの健康状態を知るとともに、日常生活習慣を維持・改善することが重要です。健康診査の受診状況としては、なんらかの形で健診を受けている人が2014(平成26)年度で83.9%と増加傾向にあり、生活習慣病を予防する目的で2008(平成20)年度から実施している特定健診の受診率は23区でも上位を保っています。しかし、がんによる死亡率は23区でも高い状況にあり、受診率は伸び悩んでいます。

また、区民との協働による健康づくりについては、2015(平成27)年度に本区で「第10回食育推進全国大会」を開催するなど、区民・地域を主体とした食育を推進しています。さらに、こころの健康づくりについても、自殺予防のためのネットワークづくりや自殺ハイリスク者への支援などに取り組んでいます。

今後の課題

生活習慣病の早期発見・早期治療に向けては、健康診査が非常に有益です。区の実施する各種の健康診査については、受診勧奨に努めるとともに検診の受診方法を工夫し、受診率を向上させていくことが求められています。また、受診によってみずからの健康状態を把握したうえで、区民が健康的な生活習慣の必要性を理解し、意識的に生活習慣改善に取り組むことが重要です。

そのため、生活習慣病予防についての普及啓発に努めるとともに、区民が健康的な生活習慣をみずから選択し、実践できるように多様な機会と社会資源をつくっていくことが求められます。

また、健康で豊かな生活を送るためには、歯と口腔の健康づくりは非常に大切であり、健康寿命の延伸とともに、世代に応じた歯科疾患の予防をさらに充実させる必要があります。

施策の達成をはかる指標

●年に1回健康診査を受診する割合(20歳以上)

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
83.9%	87.0%	90.0%

データ出所：所管課データ

●65歳健康寿命(男女別)

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
男性：81.8歳 女性：85.2歳	男性：82.0歳 女性：85.5歳	男性：82.8歳 女性：86.2歳

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

個人の健康に対する意識改革とあわせて、生活習慣改善に取り組みやすい環境を整備し、食生活、運動、休養等の日々の生活改善を促すとともに、定期的な健診による病気の早期発見と進行を防ぐことにより、重症化を予防します。

区が取り組む主な事業

区民健康診査事業

疾病の早期発見等のため、若年区民健康診査、若年節日健康診査、生活習慣病予防健康診査等各種健康診査を実施します。

特定健康診査事業・特定保健指導事業

40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を実施します。

がん検診事業

3大生活習慣病のうち、死因の第1位であるがんを予防するとともに、早期発見・早期治療を図るため、科学的根拠に基づく胃がん・大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がんについて、医療機関等で検診を実施します。

成人歯科健康診査事業

20歳から75歳までの5歳きざみの年齢を対象に歯科健診を行い、むし歯、歯周病等口腔内疾患の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、健康の維持、増進を図ります。

食育の推進事業

みんなが健康でたのしい食生活を通じて豊かな人生をおくことをめざし、食育を推進していきます。協働の視点から、食に関わるさまざまな主体が“つながる”ことで、区民一人ひとりがみずから実践し、地域に根ざした「すみだの食育」を育み続けていきます。

自殺予防対策事業

自殺の要因になり得るさまざまな問題に対応できるよう、地域、医療、庁内のネットワーク会議、自殺予防に関する普及啓発・ゲートキーパー研修等を実施し、自殺予防に取り組む地域づくりを行います。

健康寿命延伸事業

健康的な食習慣の習得と身体活動・運動の向上をめざし、各種普及啓発活動や運動へのきっかけづくりとしてウォーキングマップの作成などを行います。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、自分の健康に関心をもち、健康に生きていく力を身につけ、健康的な生活習慣を維持します。関係機関は、専門的な知識や技術を活かして、区民の健康づくりを支援します。

施策452

すべての親と子の切れ目ない健康づくりを支援する



—10年後のすみだ—

すべての親と子が妊娠中から出産後まで切れ目ない母子保健サービスを受けることで、区民が安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに子育てしています。

現状とこれまでの取り組み

すべての親と子を適切な母子保健サービスで支援していくため、本区では、妊娠した際には初期に届出をするよう啓発しています。これまで、希望した家庭に健康の保持・増進のための母子訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)を行ってきましたが、育児不安の解消や虐待の早期発見等のため、2015(平成27)年度からは届出のあったすべての家庭への訪問を実施し、さらに事業を充実しました。

また産婦人科等、地域の周産期医療機関9か所とともにネットワーク会議を開催し、医療機関と保健機関の連携を進めており、虐待のリスクなどについて情報共有することで、母子の健康を守る支援を効果的に行えるよう取り組んでいます。

さらに、育児中の母親を家庭でも支える環境を整えるため、「パパのための出産準備クラス」を本所・向島の両保健センターで実施し、父親の育児参加を促進しています。

今後の課題

母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちを健やかに育てる基盤となります。安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに子どもを育てるための家庭や地域の環境づくりが求められます。

安心して妊娠・出産をするためには、妊娠11週以内に届出を行い、早期に母子保健サービスにつなげることが不可欠なため、妊娠の届出促進のための取り組みを続けていく必要があります。また、妊娠・出産には不安や悩みがあり、妊婦が気軽に相談できる場は必要不可欠なため、妊娠初期から専門職につなげていくしくみが必要です。

産後うつ対策では、早期に発見する取り組みを今後も継続して行うとともに、産後うつ支援をさらに強化する必要があります。

施策の達成をはかる指標

●「健康維持・健診等の母子保健サービスが充実している」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
67.6%	70.0%	75.0%

データ出所：区民アンケート調査

●こんにちは赤ちゃん訪問実施率

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
88.4%	95.0%	98.0%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

妊娠届出時に専門職が面接・アンケートを実施し、妊娠早期から妊婦に必要な母子保健サービスが届くように支援します。また、こんにちは赤ちゃん訪問等を通して、フォローが必要な妊産婦に対しては関係機関と連携協力しながら、より子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

区が取り組む主な事業

ゆりかご・すみだ事業

妊娠届出時に専門職による妊婦への面接を実施し、支援を要する家庭には支援プランの作成、関係機関へつなぐ取り組みにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

出産準備クラス実施事業

妊娠・出産・育児に関する知識習得や参加者の交流を図り、地域での孤立化を防止します。また、父親の育児参加を推進し、パパのための出産準備クラスを拡充します。

新生児訪問指導(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

妊産婦及び新生児の健康の保持、増進を図るため訪問指導を行います。また、乳幼児及び養育者に対して発育・発達・栄養・生活環境等の育児指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。

発達障害対策事業

発達障害児が、必要に応じた福祉保健サービス等を適切に受けられるように、庁内各課と関係機関との連携を進め、相談窓口の体制を充実します。

アレルギー対策事業

室内環境の相談指導体制、改善方法の助言指導、講演会等を実施する等、アレルギー対策を総合的に実施します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、妊娠・出産・子育てについて適切な知識をもち、家族で将来の好ましいイメージを共有します。子育てで悩んだ時には抱え込まずに相談します。

関係機関は、子育て中の保護者の悩みを受け止め、保健・医療・福祉等の知識や技術を活かして、安心して親の子育てや子ども自身の生活を支援します。

施策453

保健衛生における 安全と安心を確保する



—10年後のすみだ—

健康危機管理体制が充実し、適切な情報の共有が行われることで、感染症や食品、医薬品、飲料水、化学物質、ペット等の動物に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。

現状とこれまでの取り組み

感染症予防対策として、従来の感染症にあっては知識の普及、相談、健康診断を実施し、まん延防止を図るとともに、新興・再興感染症発生時の対策のための体制も構築しています。

食品衛生の分野では、食中毒対応、食品の安全確保のため食品表示に関する指導、衛生検査などを実施するほか、区民との意見交換に努め、普及啓発を行っています。

生活環境や医事・薬事環境の面では、環境営業施設の衛生水準の維持向上を図るほか、医薬品等に起因する事故防止に努めています。加えて、飲料水をはじめ住宅内で発生するさまざまな健康被害に対する助言指導、ねずみ、衛生害虫、ペット等動物による感染症防止対策等のための普及啓発を行っています。

今後の課題

感染症対策では結核のほか、新興・再興感染症への対策強化が求められており、平常時からの普及啓発やまん延防止対策の構築が重要です。食品営業施設では自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区民への積極的な食品に関する情報提供と意見交換を行っていく必要があります。また、大規模食中毒発生時への対応のための体制強化も必要です。

そのほか、環境営業施設では衛生水準の維持向上のため監視指導の充実、医薬品等の販売にあっては薬剤師等からの情報提供が求められています。さらに、住宅内で発生する健康被害防止や衛生害虫等の適正防除、ペットの適正管理と動物愛護の普及啓発が課題となっています。

施策の達成をはかる指標

●「身近なAED設置場所を知っている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
47.9%	60.0%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

●帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合(対象20歳以上)

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
46.3%	80.0%	95.0%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

感染症の発生とまん延防止、食品、医薬品、飲料水、化学物質、ペット等の動物などによる健康被害の発生防止に努め、保健衛生上の安全と安心を確保します。

区が取り組む主な事業

予防接種事業

感染症等の発生及びまん延を防止するため、予防接種法、感染症法、がん対策基本法に基づきワクチンを対象者に接種します。

感染症予防事業

感染症患者の早期発見及び感染症発生時の迅速な対応により、感染症のまん延を防止します。

エイズ対策事業

HIV・エイズの早期発見のための検査・相談の実施や、若年者向けの情報提供などを行い、エイズまん延防止、患者・感染者に対する理解とエイズ予防の正しい知識の普及と啓発を行います。

肝炎ウイルス検診事業

肝炎ウイルス検診に関する知識の普及と、区民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識できるよう検診を行い、疾病の早期発見や予防を図ります。

新型インフルエンザ対策事業

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生及び流行に備え、消耗品等の備蓄体制の確保や訓練・普及啓発など、これまでの取り組みを活かしつつ一層の充実を図ります。

結核予防事業

感染症法に基づき、患者の早期発見と感染防止を目的とし、区民や患者家族、患者と接触のあった者等結核感染の恐れのある者に対して、結核に関する知識の普及と相談・健康診断を積極的に行います。

食品衛生及び環境衛生監視事業

食中毒等食品に起因する事故の発生防止と食品衛生向上のための対策強化のほか、環境衛生営業施設の利用による健康被害や感染症の発生を防止するための監視指導の強化を図ります。

医薬品等の安全確保事業

医薬品、管理医療機器のほか、毒劇物等による健康被害の発生を防止するための監視指導の強化を図ります。

動物の愛護と適正管理対策事業

ペットの適正管理の指導と動物由来感染症の知識の普及啓発を行うとともに、動物の愛護と共生への対応を図ります。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、日頃から健康危機に対する意識を持ち、適切な情報把握に努めます。

関係機関は、行政と連携してさまざまな情報を共有し、保健衛生に関する意識を高めます。

施策454

地域の連携を深め、 保健医療体制を確立する



—10年後のすみだ—

地域の医療体制の充実、医療と介護の適切な連携により、さまざまな健康課題に対して切れ目のない支援が行われ、適切な医療と保健・介護サービスが提供されることで、すべての区民が住みなれた地域で安心して暮らしています。

現状とこれまでの取り組み

区民自身が身近で気軽に相談できるかかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの大切さの周知を図るとともに、医療連携推進事業、災害時の救急医療体制の構築を進めてきました。また、高齢社会に対応するため、2014(平成26)年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」によって、医療と介護の連携強化が図られました。

本区でも、保健・医療・福祉・介護の連携に向けて、研修、検討を進めており、今後さらに、区民の在宅医療を支えるしくみづくりが必要です。

また、向島・本所の両保健センターは老朽化が著しいことから、十分な保健サービスを提供するため、新たな健康づくりや母子保健、災害医療体制の拠点として新保健センターの検討に着手しています。

今後の課題

子どもから高齢者まで、区民が身近な地域で安心して暮らすために、もしものときに備えた地域医療体制の整備が求められています。一方、区民がかかりつけ医などをもつ割合は10年前と変わっていません。今後、関係機関との連携による切れ目のない医療体制を構築するとともに、区民には、日常生活に密着した診療や相談ができるかかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの大切さを周知していく必要があります。

また、後期高齢者の増加に伴い、今後、在宅で医療や介護が必要な区民の増加が考えられることから、安心して住みなれた地域で暮らし続けられるように、医療と介護の連携を強化し、区民の在宅医療を支援する必要があります。

さらに、さまざまな健康課題に適切に対応するため、健康危機発生時、災害時等に十分な対応ができる環境整備と人材育成が急務となっています。

施策の達成をはかる指標

●かかりつけ医等をもつ区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
かかりつけ医 : 58.7%	かかりつけ医 : 70.0%	かかりつけ医 : 80.0%
かかりつけ歯科医 : 64.4%	かかりつけ歯科医 : 70.0%	かかりつけ歯科医 : 80.0%
かかりつけ薬局 : 46.6%	かかりつけ薬局 : 50.0%	かかりつけ薬局 : 60.0%

データ出所：所管課データ

●在宅医療の満足度

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
40.0%	50.0%	60.0%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区民や医療・介護の関係者がいざという時に動きやすいよう連携のしくみを構築するとともに、日ごろから健康に配慮する重要性について区民への啓発を進めます。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

新保健センター整備事業

保健サービス全般を充実し、区民の健康づくりや母子保健、災害医療体制の拠点として、区民が利用しやすい総合的な保健施設とするため、施設の再配置等による機能の充実・向上をめざします。

医療連携推進事業

東京都保健医療計画に基づき、5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)及び救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療について、地域における切れ目のない保健医療体制を推進します。

かかりつけ医等に関する普及啓発事業

区民に、日ごろから健康に配慮した生活を送り、身近で気軽に相談できるかかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの重要性について普及します。

在宅医療・介護連携推進事業【再掲：433】

医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・医療ソーシャルワーカー・ケアマネジャー・高齢者支援総合センター職員で構成する会議体を設置し、医療と介護の連携を進めます。

在宅緩和ケア事業

がん患者が住みなれた地域で過ごせるよう、普及啓発活動、在宅緩和ケアの相談事業、人材育成等を実施します。

在宅高齢者訪問歯科診療事業

在宅で通院困難な高齢者の歯科受診の機会を確保することにより、口腔内の健康を回復し健康の保持増進を図ります。

保健医療分野におけるビッグデータ活用事業

保健や医療に関する統計等を収集し、区民一人ひとりの健康指導に役立てます。保健衛生施策の立案等への有効活用を図るため、本区の保健情報システム、国保の健診と医療と介護の情報連携システム、マイナンバー制度等のデータの活用を図ります。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、日ごろから保健・医療に対する意識をもち、適切な情報を把握することで、医療が必要になった時には適切な行動をとれるようにします。

事業者は、区民が安心して保健医療福祉サービスを受けることができるよう、それぞれに課せられている社会的な責務を最大限に果たします。

政策460

安心して子育てができ、 子ども・若者が夢や希望を もてるまちをつくる



子育て家庭が安心して子どもを生み、子どもの尊い命を守りながら、生きがいをもって子育てできる環境が整っています。地域全体で子育てし、子どもの未来への可能性を引き出すなかで、子どもたちがすみだに愛着と誇りをもって暮らしています。

施策の体系

政策460 安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる

施策461 必要な子育て支援サービスを適切に利用できる環境をつくる

- ☆子育てひろば整備事業 ☆子育て支援総合センター整備事業
- ☆公立保育園改築・改修事業 ☆私立保育所等整備支援事業
- 子ども版地域包括センター(地域子育て支援拠点)事業
- 子育てひろば事業 ●認定こども園移行対応事業

施策462 地域のなかで子どもを健全に育成できる環境をつくる

- ☆児童館等整備事業 ●放課後子ども総合プラン推進事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ運営) ●児童館事業
- 民間児童館・学童クラブ活動支援事業 ●地域・高齢者交流事業

施策463 支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる

- 児童虐待防止推進事業 ●養育支援訪問事業 ●養育家庭制度普及事業
- 児童虐待対応強化事業 ●地域の力による子育て応援事業
- 貧困の連鎖防止事業(次世代育成支援) ●子どもの未来応援事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

少子化、核家族化、集合住宅の増加、ライフスタイルの多様化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

本区における合計特殊出生率は、2014(平成26)年度時点で1.22と、東京都全体の平均1.15よりは高いものの全国平均の1.42を大幅に下回っており、依然として少子化の傾向には歯止めがかかっていません。一方で、都市部への人口流入によって本区の児童数の増加傾向は継続しているほか、女性の社会進出などから、夫婦共働きを希望する子育て家庭の保育ニーズは今後も増大することが予想されます。

また、地縁血縁による人のつながりが希薄化しつつあるなかで、保護者が子育てに不安や負担を抱え、周囲の人に相談できないまま孤立する状況も生じています。

こうしたなか、国は保育の「量」と「質」を充実することにより子育てを社会全体で支えるしくみとして、「子ども・子育て支援新制度」を2015(平成27)年度から導入しました。これを受け本区でも、2015(平成27)年3月に「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画では、妊娠・出産から切れ目のない子育て支援策をはじめ、要保護児童対策、青少年対策等の事業を掲げたほか、2019(平成31)年度までの教育・保育施設等の量の見込みとその確保策を定めています。今後、この計画に沿って、就学前における質の高い教育・保育や、地域の子ども・子育て支援事業等を、より一層、総合的に推進します。

さらに、2014(平成26)年7月に厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を策定したことを受けて、本区では2015(平成27)年8月に「墨田区放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置し、放課後対策のあり方について検討しました。

政策実現に向けての課題

安心して子育てができるしくみをつくるためには、保育所・学童クラブ等の整備や子育て支援サービスの拡充により、すべての子育て家庭が必要なサービスを利用できる体制を整えることが重要です。

本区は2013(平成25)年に「墨田区待機児解消計画」を策定し、保育の定員拡大やサービス拡充に重点的に取り組んできました。その結果、2013(平成25)年4月に181人であった保育所入所待機児童数は、2014年同月に157人、2015年同月には76人と連続して減少させることができたものの、待機児童解消までには今後一層の取り組みが必要です。学童クラブについては、毎年施設の整備を進めていますが、利用ニーズも増大しているため、待機児童数は2013(平成25)年4月に130人、2014年同月に129人、2015年同月に115人となっており、待機児童が解消できない状況が続いています。すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う環境を整えるためには、今後も着実に施設整備を進めていくだけでなく、児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室が連携して放課後子ども総合プランを推進していくことが重要です。

また、子育ての悩みや不安に関する相談・支援体制の充実も求められています。そのためには、区、地域、企業等の多様な主体の協働により、地域社会全体で子育てを支えていくことが求められています。

区は、こうした視点から、「子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまちすみだ」を実現するために、すべての子育て家庭を対象としたさまざまな施策を展開していくことが必要です。

施策461

必要な子育て支援サービスを適切に利用できる環境をつくる



—10年後のすみだ—

すべての子育て家庭が必要な子育て支援サービスを利用し、孤立することなく、安心して心豊かな子育てに取り組んでいます。

現状とこれまでの取り組み

少子化や核家族化のさらなる進展、地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭もあり、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。

2014(平成26)年3月に実施した「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査」の乳幼児調査結果によると、本区がめざす子育て環境として重要だと思うことでは、「保育園や一時保育など子育てのためのサービスが整っている。」が最も多い割合を占めています。

このような状況を踏まえ、本区ではこれまで、保育施設の開設、子育て安心ステーション事業、子育てひろば事業などさまざまな子育て環境の充実を図ってきたところです。また、保護者の病気、出産等による緊急的な保育等の支援を実施するとともに、子育て親子の交流の促進、子育て相談、子育てに関する情報の提供や講座等も実施しています。

今後の課題

誰もが安心して子育てできるように、すべての子育て家庭がゆとりをもって心豊かに子育てできる環境づくりが求められています。在宅で子育てを行っている家庭を含め、誰でも必要なときに利用できる保育サービスの拡充、親子での交流、子育てに関する情報交換をできる居場所の創出、子育ての不安や悩みについての相談や適切なアドバイスを受けられる機会の拡大が必要となっています。課題解決のためには、児童館等利用者に身近な施設を子ども版地域包括センター(地域子育て支援拠点)として整備するとともに、子育て支援に取り組む民間団体等の支援をしていく必要があります。

また、保育所入所待機児童が生じないように、認可保育所や小規模保育所など地域型保育事業の誘致、幼稚園の預かり保育の拡充等による量の充実及び質の向上が求められています。さらに、就労の有無や形態に関わらず、安定して保育等を受けられるよう、教育・保育の環境づくりのため、認定こども園の整備を推進する必要があります。

施策の達成をはかる指標

●「子育てしやすいまち」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
57.1%	61.0%	65.0%

データ出所：区民アンケート調査

●0歳児から5歳児までの保育定員の整備率※

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
49.0%	53.0%	55.0%

データ出所：所管課データ

※ 本区独自の調査では、整備率53%程度で、潜在ニーズも含めた保育需要を満たすことができると見込まれています。

施策達成のために区が取り組むこと

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるように、必要な子育て支援サービスを質・量ともに拡充し、利用しやすくすることで、親の育児不安や負担を軽減・解消します。また、地域で子育てを支援する人材の育成や効果的な活用を図るためのネットワークを構築し、ゆとりをもって楽しく子育てができる環境づくりを行います。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

子育てひろば整備事業

東京都の両国リバーセンタープロジェクトへ参加し、両国子育てひろばを整備します。また、旧西吾嬬小学校内に暫定設置している文花子育てひろばを移設します。

子育て支援総合センター整備事業

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行うため、母子保健部門(新保健センター)と同一施設内に子育て支援総合センターを移設します。

公立保育園改築・改修事業

老朽化した亀沢保育園の改築を行うほか、東あずま保育園の耐震補強工事を行います。

私立保育所等整備支援事業

希望する子育て世帯が最適な保育サービスを利用できるようにするため、認定こども園・認可保育所・小規模保育所を整備する保育事業者を支援します。

子ども版地域包括センター(地域子育て支援拠点)事業

子ども及びその保護者が子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所においてさまざまな相談ができる環境を整えるため、子育て支援総合センター、児童館、子育てひろば等を中心に整備します。

子育てひろば事業

親子で遊びながら親同士・子ども同士が交流し、子育てに関する悩みを話したり、情報交換したりすることができる居場所として環境を整えるとともに、乳幼児講座、子育て相談、心理相談等も行います。

認定こども園移行対応事業

既存の認可保育所等の幼保連携型認定こども園への移行について、検討を進めます。また、移行を予定する施設について、移行にあたって必要な支援を行います。

区民、事業者が取り組むこと

子育て経験のある方や子育て・子育ての活動に関わりたいと思っている区民は、子育て支援員研修会に参加し、子育てサポーターとして子育て支援事業に積極的に参加します。また、地域の子どもたちを見守るとともに、地域で子どもの子育て・子育てを応援します。

事業者は、区民ニーズに的確に対応した子育て支援サービスを提供します。

施策462

地域のなかで子どもを健全に 育成できる環境をつくる



—10年後のすみだ—

未来を担う大切な子ども・若者が、開かれた地域のなかでさまざまな人とつながり、人に対する思いやりの心を育みながら、輝く笑顔にあふれ健全に成長しています。

現状とこれまでの取り組み

少子化や核家族化の進行、都市化の進展、女性の社会進出の拡大など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、放課後、家庭に保護者がいない子どもが増えています。そのため、児童の放課後の生活の場としての学童クラブの整備・充実を図ってきました。

一方、国は、こうした社会環境の変化のなか、子どもの安全・安心な居場所づくり、また、次代を担う子どもの成長のために、すべての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、2014(平成26)年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。これを受け、本区においても、2015(平成27)年に「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」・「墨田区子ども・子育て会議」のなかで「放課後子ども総合プラン」について検討しました。

今後の課題

子どもたちが地域を担う一員として、豊かな人間性、社会性をもった大人に成長するよう、地域全体で子どもの育ちを見守り、支えていくしくみをつくることが求められています。

そのため、区民ニーズや保護者の就労形態の変化等を的確に把握するとともに、地域、関係団体等とも連携を図り、各地域の放課後児童に関する実情に対応した放課後児童対策事業の展開を図る必要があります。また、子どもたちが、さまざまな人たちと交流し、人としての豊かな育ちができるよう、参加できる地域のイベントを開催するなど、育ちの場と機会を創出することが重要です。



施策の達成をはかる指標

●「地域のなかで子どもたちが健やかに成長している」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
67.8%	70.0%	75.0%

データ出所：区民アンケート調査

●学童クラブの待機児童数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
115人	0人	0人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

児童館の機能強化、学童クラブの量的拡充・質の向上等により、地域のなかで、子どもたちへ遊びの場の提供、自主性や社会性、人間性を身につけられる、安全で安心な放課後の居場所の充実を図ります。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

児童館等整備事業

京成高架下のスペースを活用して(仮称)子ども未来館を整備し、児童等にとって魅力ある遊具を備えた室内型プレイパークを設け、安全・安心な居場所をつくります。また、老朽化が進んだ児童館は計画的に大規模修繕等を行い、地域の子育て支援施設として整備します。

放課後子ども総合プラン推進事業【再掲：474】

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型または連携型での学童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進め、相互に連携を図っていきます。

放課後児童健全育成事業(学童クラブ運営)

学童クラブ事業を充実させ、研修等で職員の能力向上を進めることにより、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全・安心を守り、健全育成を図ります。

児童館事業

乳幼児から高校生までを対象としたレクリエーション、仲間づくり・スポーツなどの企画等の充実を図ります。

民間児童館・学童クラブ活動支援事業

子どもの安全な居場所づくりと健全育成を行う民間の児童館や学童クラブの活動支援を行うことにより、提供するサービスの充実を図り、子育てのしやすい環境づくりを推進します。

地域・高齢者交流事業

保育園等が地域の高齢者等を招いて、園児とのふれあい給食を行うほか、高齢者施設を訪問して、さまざまな会話を楽しむなど、地域の催しに参加します。

区民、事業者が取り組むこと

地域組織や地域の人々、さまざまな事業者は、児童館等と連携・協働して、多様な自然体験・社会体験活動、交流活動ができる場・機会づくりに努めます。

施策463

支援が必要な子ども・若者が 安心して暮らせるしくみをつくる



—10年後のすみだ—

虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、まち全体での虐待防止の環境が整っています。また、困難を抱えた子どもと家庭への支援体制が充実することで、次代を担う子ども・若者たちが、安心して健やかに成長しています。

現状とこれまでの取り組み

2006(平成18)年に「墨田区要保護児童対策地域協議会」を設置し、2007(平成19)年に子育て支援総合センターに事務局を置き、子育て家庭とつながりをもつ地域の関係機関のネットワークを構築してきました。このネットワークにより虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援につなげる取り組みを進めています。また、不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家族、要支援児童及び出産前からの支援が必要な特定妊婦等への支援についても、地域全体で取り組むしくみづくりを進めています。

そのほか、学習面では、生活保護世帯を含め、生活困窮世帯の小・中学生に対して、学習の支援を実施し、貧困の連鎖防止に取り組んでいます。

今後の課題

要保護児童の早期発見、事態の深刻化防止及び早期の解決を図る取り組みの体制を整備するため、墨田区要保護児童対策地域協議会のさらなる機能強化が必要です。また、問題を抱える子どもとその家庭を支援していくためには、地域の力が欠かせません。地域のNPOやボランティア団体等の活動を促進するための支援を充実し、連携・協働を進めることが重要です。

さらに、生活に困窮している家庭にあっても、子どもたちが夢や希望を育むことができるように、学習支援の充実による機会均等を図っていく必要があります。



施策の達成をはかる指標

●「児童虐待を疑ったときの通報先を知っている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
26.7%	37.0%	50.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「子どもに必要な支援が行き届いている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
45.5%	50.0%	60.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

虐待をはじめ、不登校、非行等により保護を必要とする子どもを早期に発見し、問題解決に取り組むほか、養育支援を必要とする家庭に対し、必要なサービスを提供します。また、学習の機会と場の提供による進学支援を行うことで、貧困の連鎖を防止します。

区が取り組む主な事業

児童虐待防止推進事業

民生委員・児童委員、その他関係機関から構成する「墨田区要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を行います。また、児童虐待の未然防止にかかわる啓発活動や養育家庭を増やすための広報活動を行います。

養育支援訪問事業

産後うつ病、育児ノイローゼ等で子育てに不安や孤立感を抱える家庭やさまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対し、専門職員が訪問し、相談・指導助言等を行います。また、必要な場合は、ホームヘルパーを派遣し、家事援助も行います。

養育家庭制度普及事業

家庭的養護の一翼を担う養育家庭制度を広く区民に周知して、養育家庭にかかわる人の理解と協力を促進します。

児童虐待対応強化事業

要保護・要支援の子どもと家庭に対する支援のさらなる充実、迅速・的確な対応を図るため、職員の資質・能力向上に努めます。

地域の力による子育て応援事業

子育て中の家庭の負担を減らし、出産を控えている家庭の不安を和らげるため、子育て中の現役ママ、子育て経験豊かな先輩ママによる子育ての応援により、身近な地域の方とつながりをつくります。

貧困の連鎖防止事業(次世代育成支援)

生活困窮世帯や生活保護世帯に属する子どもたちに学習の機会と場の提供を行うほか、親子の進学意識を高めるなど貧困の連鎖の防止に取り組みます。

子どもの未来応援事業

「子供の未来応援国民運動」の一環で日本財団に設置された「子供の未来応援基金」を活用し、同基金におけるパイロット事業の誘致や、「子ども食堂」など草の根で子どもの支援活動に取り組むNPOの支援を行い、地域の支援体制の充実を図ります。

区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者は、虐待や不登校、非行といった問題を抱える子どもとその家族を支援していくために、積極的に連携・協働を進めます。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、通告義務に従い児童相談所、子育て支援総合センター及び警察へ通告するほか、地域での見守りを行います。

政策470

子どもたちに 知・徳・体のバランスの とれた教育を行う



子どもたち一人ひとりが、生きるための確かな学力・体力を身につけるとともに、豊かな人間性や社会性を育むことができる環境のなかで、夢と希望のもてるいきいきとした生活を送っています。

施策の体系

政策470 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う

施策471 意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む

- ☆総合教育センター整備事業 ●教職員研修事業
- 授業改善プラン推進事業
- 学力向上「新すみだプラン」推進事業 ●幼保小中一貫教育推進事業(連携型)

施策472 子どもの個性を活かし、健やかな心とからだを育てる

- 学校保健事業 ●学校給食事業 ●教育相談推進事業
- 体力向上・オリンピック教育推進事業 ●特別支援教育推進事業
- 移動教室等支援事業

施策473 地域に開かれた魅力ある学校環境をつくる

- ☆学校校舎屋内運動場等改築・改修事業 ●学校施設維持管理事業
- 学校ICT化推進事業 ●学校運営連絡協議会運営事業

施策474 家庭の教育力向上と、地域で子どもを育てるしくみをつくる

- 放課後子ども総合プラン推進事業 ●放課後子ども教室推進事業
- 家庭と地域の教育力充実事業 ●学校支援ネットワーク事業
- 青少年委員・青少年育成委員会活動支援事業 ●PTA活動支援事業
- 少年団体育成事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

本区は、東京スカイツリーの開業等を契機に、多くの外国人観光客が訪れるようになったほか、2020(平成32)年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されるなど、子どもたちは、日常生活のなかで多くの外国人や多様な異文化にふれる機会が増えています。

一方で、少子高齢社会に伴う核家族化や地域コミュニティの希薄化が進み、子どもをめぐっては、いじめ、児童虐待、貧困などが大きな社会問題となっており、学校、地域、家庭の連携による解決が求められています。

こうしたなか、大津市でのいじめによる自殺の事件を契機として、2015(平成27)年4月には、教育委員会の責任体制を明確化し、区長が教育委員会と協議・調整するための総合教育会議を設置するなど、教育委員会制度の改正を趣旨とした「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が施行されました。

本区では、これを受けて2015(平成27)年10月1日に教育委員長と教育長を一本化した新教育長の体制に移行し、総合教育会議の協議を経て、すみだの教育等に関する総合的な施策について根本的な方針となる「すみだ教育施策大綱」を策定しました。今後は、この教育大綱に基づき、「すみだ教育指針」を新たに策定し、学力の向上はもちろん、学校教育、社会教育及び福祉との連携等にわたってさまざまな施策を計画的に推進していきます。特に、学力向上については、本区の重要な課題であることから、「学力向上新3か年計画」に基づく着実な向上を図っています。

政策実現に向けての課題

子どもたちが生きるための確かな学力・体力を身につけるためには、学校における教育だけではなく、地域での遊びや家庭での規律ある生活習慣なども大切です。

また、豊かな人間性や社会性を育むことができる環境とは、子どもが自己肯定感をもち、一方で相手の個性や気持ちを理解し尊重できるよう、学校での集団生活、地域との交流及び家庭での生活指導など、学校、地域、家庭がそれぞれの立場で連携しながら教育に取り組んでいくことが大切です。

さらには、国際観光都市としての本区の魅力を「おもてなし」を通じて世界に発信するとともに、今後急速に進展するグローバル化に対応していくためには、郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人材を育成する必要があります。

なお、学校施設における教育環境については、公共施設等マネジメントに基づく計画的な整備・修繕を行っていく必要があるほか、ICT(情報通信技術)化についても、教員の活用能力の向上による授業改善が必要不可欠です。

さらには、教育委員会として、児童・生徒や保護者等からの相談への対応、福祉・保健との連携、教員等の人材育成などの機能強化を図るための拠点として、総合教育センターの整備が必要となっています。



施策471

意欲をもって学び、協働的に 課題解決できる確かな学力を育む



—10年後のすみだ—

学校・地域・家庭が連携・協力して、児童・生徒みずからが意欲的に学習できるよう、適切な授業指導、放課後等の学習環境・家庭環境が整備され、子どもたちは確かな学力を身につけています。

現状とこれまでの取り組み

教育委員会では、2005(平成17)年4月に学力向上「新すみだプラン」を策定したほか、2013(平成25)年4月に数値目標等を明確化した「墨田区学力向上3か年計画」を策定しました。

また、2004(平成16)年度から区独自の学習状況調査を実施しており、学習の定着状況や結果分析を踏まえ、各学校が授業改善するためのPDCAサイクルも確立しました。

さらに、幼保小中の連携強化や、放課後等授業以外の学習環境の整備なども行ってきました。



今後の課題

これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開や、学力向上をはじめとする学校現場の諸課題に対応するため、教員には「思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力」や「地域と連携して対応する力」が求められています。

具体的には、幼児教育を充実させるとともに、児童・生徒の学習意欲を高めて「学習習慣」を身につけさせ、「基礎的・基本的な知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」「多様な人間関係を結んでいく力」等を高めていくことが重要です。そして、これらの力は、さまざまな言語活動や協働的な学習活動等を通じて効果的に育まれることから、学びを支える教員の養成とあわせ、地域・家庭も含め、児童・生徒の学習意欲が高まる学習環境の整備をさらに進める必要があります。

施策の達成をはかる指標

- 学習意識調査で「いつも、こつこつ学習している」と回答している小学校6年生及び中学校3年生の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
(小6)61.5%、(中3)48.8%	(小6)65.0%、(中3)54.0%	(小6)70.0%、(中3)60.0%

データ出所：所管課データ

- 学習状況調査で各教科の調査結果が「DまたはE」(学力低位層)になった小学校6年生及び中学校3年生の割合

現状値		中間目標値(平成32年度)		最終目標値(平成37年度)	
小6	中3	小6	中3	小6	中3
国語33.3% 社会48.4% 算数39.4% 理科37.5%	国語35.1% 社会54.4% 数学39.8% 理科52.9% 英語38.6%	国語28.0% 社会33.0% 算数28.0% 理科33.0%	国語28.0% 社会40.0% 数学34.0% 理科43.0% 英語34.0%	国語25.0% 社会30.0% 算数25.0% 理科30.0%	国語25.0% 社会35.0% 数学30.0% 理科35.0% 英語30.0%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

児童・生徒の確かな学力向上のため、学習環境の整備及び教員の資質・能力向上を図ります。あわせて、児童・生徒の学習に関する関心・意欲を高め、一人ひとりの児童・生徒に応じた教育を推進することにより学校教育力の向上を実現します。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

総合教育センター整備事業

教員の人材育成、教育に関する調査・研究、総合的な相談を行うなど、教育課題全般に対応し、すみだの教育力の向上をめざす総合的な教育センターを整備します。

教職員研修事業

教員の指導力をはじめとする資質・能力向上を図るため、「教育指導力向上研修」「若手教員育成研修」「各学校における研修」を定期的実施します。

授業改善プラン推進事業

墨田区学習状況調査の結果を踏まえ、年に2回、学校・学級ごとに授業改善計画を策定し、常に授業改善を図るため、PDCAサイクルを実施します。

学力向上「新すみだプラン」推進事業

児童・生徒の学力向上を図るため、「学校の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の3つを柱に、学力向上に関する各施策を展開します。

幼保小中一貫教育推進事業(連携型)

「すみだ幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼児期から義務教育終了までの11年間を通した連続性のある教育を推進します。

区民(保護者・地域)、事業者が取り組むこと

区民は、学校と連携し、ともに支えあいながら児童・生徒の確かな学力を向上させていきます。

事業者は、キャリア教育や体験活動などの学習場面で、それぞれが有する教育力、教育資源を積極的に提供し、児童・生徒の確かな学力の向上に向けた支援を行います。

施策472

子どもの個性を活かし、 健やかな心とからだを育てる



—10年後のすみだ—

一人ひとりの子どもが、自分の個性をいかんなく発揮し、心身ともに健全な状態で生活を送っています。

現状とこれまでの取り組み

子どもは、知・徳・体のバランスのとれた発達が必要です。近年、子どもを取り巻く社会環境や家庭環境は急激に変化しています。地域とのつながりの希薄化や自然体験の減少、体力や運動能力の低下、生活習慣や食生活の乱れ、インターネットやスマートフォン等、情報メディアの急速な普及に伴うトラブルやいじめなどが、子どもの成長に影響を与えています。これまで、各種健康診断による健康管理、学校生活環境の改善、移動教室の実施、食育の充実、学校給食のアレルギー対応、体力向上の取り組みを図ってきました。また、児童生徒の不登校や問題行動に対応するため、すみだスクールサポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談事業、学校への復帰を支援するサポート学級、ステップ学級を設置し運営しています。

今後の課題

児童生徒が心身ともに健全な学校生活を送るために、定期的な健康診断、感染症やアレルギーなど、健康危機管理の取り組みが引き続き求められています。さらに、2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、体力向上の取り組みやオリンピック教育の推進を図っていく必要があります。また、特別な支援を要する幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の推進も重要な課題となっています。さらに、いじめや不登校の要因には、友人関係だけでなく、集団不適応など心の健康や子どもの貧困の問題もあります。

こうした問題を解決していくために、学校だけでなく、関係機関や家庭と連携した子どもたちの健全育成の取り組みや生活習慣の改善、自然とふれあう体験学習の充実、学校内外での文化・スポーツ活動の取り組みを強化していくことが必要となっています。

施策の達成をはかる指標

●学習意識調査で「学校に行くのが楽しい」と回答している小学校6年生及び中学校3年生の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
(小6)79.3%、(中3)73.7%	(小6)82.0%、(中3)75.0%	(小6)85.0%、(中3)78.0%

データ出所：所管課データ

●新体力テストの結果(合計点)

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
小5 児童男子54.4 小5 児童女子56.1 中2 生徒男子41.2 中2 生徒女子47.7	小5 児童男子56.2 小5 児童女子56.3 中2 生徒男子41.6 中2 生徒女子48.7	小5 児童男子56.5 小5 児童女子57.0 中2 生徒男子42.0 中2 生徒女子49.0

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区立学校では、学習指導、生活指導、保健事業・給食事業などを通じて児童生徒の心と体の健全育成を進めます。

区が取り組む主な事業

学校保健事業

健康診断や感染症予防などにより心と体の管理を適切に行うことで、児童生徒の健康増進を図るとともに、教育活動が安全な環境において実施されるようにします。

学校給食事業

食文化やマナーについて学ぶなど、学校給食における食育の充実をめざすとともに、アレルギー対応や衛生管理の徹底を図ることで、安全・安心でおいしい給食を提供します。

教育相談推進事業

児童・生徒の不登校、問題行動や貧困など多様化する健全育成上の課題に対応するため、すみだスクールサポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談事業を行い、関係機関と連携して課題解決を図ります。

体力向上・オリンピック教育推進事業

児童生徒の体力向上の取り組みを支援し、スポーツを通じて心身の調和的な発達をとげるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、その歴史・意義、国際親善や世界平和に果たす役割を理解し、進んで平和な社会の実現に貢献できるようオリンピック教育を推進します。

特別支援教育推進事業

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する指導力を高めるために、各職層におけるさまざまな研修等を実施するとともに、各小学校への特別支援教室の設置を推進し、子どもたちの特性に適応した支援に努めます。

移動教室等支援事業

自然体験や地理、風土の学習を行い、集団における役割行動、仲間を思いやる心を育むために、各学校の移動教室や野外体験活動を支援します。

区民(保護者・地域)、事業者が取り組むこと

区民は、学校外での文化・スポーツ活動、ボランティア活動などを通じて、児童生徒に対して、さまざまな人間関係のなかでの自主性や協力の精神を育みます。

事業者は、子どもたちが参加する野外体験学習などの場の提供や、地域が行う社会活動や文化・スポーツ活動の支援等を行います。

施策473

地域に開かれた 魅力ある学校環境をつくる



—10年後のすみだ—

区立学校が、子どもたちにとって安全・安心で、いきいきと学ぶことができる集団生活の場であるとともに、地域住民にとってもさまざまな交流の拠点となっています。

現状とこれまでの取り組み

学校の適正配置等については、2008(平成20)年3月に策定した「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画」(平成20年度～29年度)に基づき、学校の統廃合及び通学区域の変更を順次実施してきました。しかし、2013(平成25)年度に計画の見直しを行った結果、今後、年少人口の増加傾向が見込まれることから、残り一部の学校統廃合及び通学区域の変更は実施を見送ることとしました。

また、学校の施設については、耐震化を促進するほか、老朽化による不具合を解消するため、優先順位をつけて順次、改築・改修等を行ってきました。

なお、学校と地域との連携については、学校運営連絡協議会等を通じて、学校経営にかかる情報共有や意見交換を行ってきたほか、地域のコミュニティ活動や地域と学校との交流活動に学校施設を開放してきました。

今後の課題

マンションの開発等による人口増加、特別支援教育の拡充、放課後子ども総合プランへの対応等により、地域によっては普通教室が不足するおそれのある学校が見込まれるため、その対策として、早い段階での教室整備や特別教室等の多目的利用などが課題となります。

また、学校施設の老朽化が進んでいることから、今後は、公共施設等マネジメントに基づく改築・改修を計画的に実施していく必要があります。

さらに、教育活動においては、ICT化の推進による授業改善も求められます。

学校と地域との連携については、学校経営にかかる地域の一層の参画を促すとともに、学校施設の開放のあり方についても社会情勢の変化に伴って新たに発生する地域特有の課題やニーズを踏まえた改善が必要です。

施策の達成をはかる指標

●「区立小中学校が地域と十分に連携している」と評価する区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
44.4%	50.0%	55.0%

データ出所：区民アンケート調査

●授業中にＩＣＴ(情報通信技術)を活用して指導することができる教員の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
69.7%	90.0%	95.0%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

児童・生徒が、安全に、かつ安心していきいきと学ぶことができるよう、学校の施設整備・管理運営などを適正に行うことにより、良好な教育環境をつくります。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

学校校舎屋内運動場等改築・改修事業

吾嬬第二中学校の校舎改築、吾嬬立花中学校の校舎新築及び屋内運動場等の改修など、老朽化等に伴う改築及び改修を計画的に行うほか、屋内体育館の吊り天井や窓ガラス等の非構造部材の耐震化を推進します。また、児童・生徒数の増加及び特別支援教育の充実に対応した教室の整備を行います。

学校施設維持管理事業

教育のための機能や、大規模災害時における防災拠点としての機能を確保するため、学校(園)の施設及び設備の適正な維持管理を行います。

学校ＩＣＴ化推進事業

「いつでも」、「だれでも」、「どこでも」ＩＣＴ機器を活用できる環境を整備するとともに、教員の活用能力の向上及び授業方法の改善を推進します。また、大学機関や民間企業との連携により相乗効果を高め、教育の質の向上を図ります。

学校運営連絡協議会運営事業

学校(園)の公開や学校運営連絡協議会を通じて、学校(園)、保護者及び地域住民が学校(園)の運営にかかる情報を共有し、連携・協力して、さまざまな課題の解決に取り組めます。

区民(保護者・地域)、事業者が取り組むこと

区民は、学校運営連絡協議会等を通じて学校運営に参加・協力するほか、地域における子どもの教育や見守りに貢献するとともに、学校を拠点とした多様な交流活動に積極的に参加します。

事業者も地域の一員として、子どもの見守りや交流活動に参加します。



施策474

家庭の教育力向上と、地域で子どもを育てるしくみをつくる



—10年後のすみだ—

学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもと家庭を見守り、育てています。子どもたちは、家庭教育や地域の人々との交流、さまざまな体験活動を通して、豊かな人間性や社会性を身につけています。

現状とこれまでの取り組み

近年、都市化や少子高齢化、核家族化等の影響で家族のあり様が変わり、地域社会の結びつきも弱まって、結果として地域や家庭の教育力が低下したと言われています。区では、次代を担う「ひとづくり」を最重要課題のひとつとし、子どもたちに「生きる力」を身につけさせるための施策を推進しています。具体的には、家庭教育に関する学習支援を行うほか、地域で子どもたちの健全育成に取り組む団体等への支援を行っています。

今後の課題

子どもたちの健全育成のためには、家庭だけでなく、地域社会全体で子どもたちを育てていくことが重要です。生活習慣を身につける支援やさまざまな体験活動の提供には、地域人材の確保や育成が重要な課題となっています。また、子どもたちの健全育成が十分でない家庭や地域の方々への働きかけを行っていく必要があります。



施策の達成をはかる指標

●「地域での子どもの健全育成活動に参加している」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
16.5%	18.0%	20.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「家庭教育を実践できている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
74.8%	77.0%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

地域や家庭が取り組む子どもたちへのさまざまな健全育成事業を、積極的に支援します。

区が取り組む主な事業

放課後子ども総合プラン推進事業【再掲：462】

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型または連携型での学童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進め、相互に連携を図っていきます。

放課後子ども教室推進事業

区立小学校の校庭等を活用して、放課後の児童の安全・安心な居場所を設け、保護者や地域住民の参画を得ながら、児童に遊びの場や学習、文化芸術活動、交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室」を推進します。

家庭と地域の教育力充実事業

小・中学校PTAや保育園、幼稚園父母会等が行う家庭教育に関する自主的な学習活動を支援するほか、地域育成者に対する講習会や親等が家庭教育に関して学ぶための講座・講演会等を実施します。

学校支援ネットワーク事業

地域の人材や企業・団体等の専門的な知識や技能をもった人たちを、学校の教育活動に積極的に活用するためのしくみをつくり、地域による学校教育を支援します。

青少年委員・青少年育成委員会活動支援事業

青少年の健全育成と青少年団体への協力を担っている青少年委員活動及び町会・自治会、PTA、民生委員、児童委員等多様な団体の委員で構成されている青少年育成委員会の青少年非行防止活動等を支援します。

PTA活動支援事業

家庭教育と学校教育の連携を深めるとともに、地域の青少年健全育成をめざすPTA活動を支援します。

少年団体育成事業

子ども会や少年団体が加入している墨田区少年団体連合会が主体となって実施する、中高生を対象としたジュニア・リーダー研修会や各種事業に対して支援します。

区民(保護者・地域)、事業者が取り組むこと

区民は、子どもの成長に関心を持ち、家庭や地域において子どもの健全育成に取り組めます。

事業者は、地域における子どもの健全育成事業に参加するほか、家庭と地域の教育力の向上を図る活動を行います。

政策480

未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる



区民・事業者による省エネ・創エネや3 R※の推進などの環境にやさしい行動が生活習慣として定着しています。その結果、温室効果ガスやごみの排出量が減少し、地球環境の保全が進展しています。

施策の体系

政策480 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる

施策481 地域にやさしい、環境に配慮した暮らしをともにつくる

- すみだ環境区宣言普及啓発事業 ●環境教育・環境体験学習事業
- 環境ボランティア育成事業 ●地球温暖化防止設備導入助成事業
- すみだエコポイント事業 ●雨水利用推進事業
- 道路・公園園内照明灯LED化事業

施策482 環境の保全や改善に努める

- 環境監視事業 ●公害苦情処理事業 ●工場認可事務 ●公害防止指導事業
- 民間建築物アスベスト調査助成事業

施策483 廃棄物を減量し、循環型社会を実現する

- ごみの発生抑制促進事業 ●ごみの適正排出推進事業
- 個別収集サービス事業 ●美化パトロール事業

※ 3 Rとは、ごみを出さないこと(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)という循環型社会を形成していくための3つの取り組みの総称を指します。

政策を取り巻く現状

2015(平成27)年12月、COP21[※]において「パリ協定」が採択され、各国に温室効果ガスの排出量削減目標の作成・報告が義務づけられました。近年の夏の暑さや局地的な豪雨は、この温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化が原因と言われています。

本区では、2006(平成18)年4月に、地球温暖化やヒートアイランドなどの環境問題に対応していくため「すみだ環境基本条例」を施行し、2007(平成19)年3月には「すみだ環境の共創プラン(すみだ環境基本計画)」を策定して、省エネルギー・省資源等の施策を積極的に推進してきました。

また、「環境にやさしいまちすみだ」を実現するため、2009(平成21)年10月に「すみだ環境区宣言」を行い、環境フェアなど区民・事業者と協働した取り組みを展開してきました。さらに、2016(平成28)年3月には「第二次すみだ環境の共創プラン」を策定して、地球温暖化対策や省資源の取り組みを一層強化しています。一方で、本区は雨と都市の共生をめざして、雨水の貯留・浸透及び有効利用を先進的に導入しており、国内はもとより海外にも情報発信を行っています。

大気、水質、騒音等については、定期的な監視を行い、おおむね環境基準を達成している状況ですが、近年は建設工事等に伴う騒音・振動への苦情が増えています。一方、廃棄物の処理については、「すみだ環境区宣言」の理念のもと「墨田区一般廃棄物処理基本計画」を策定して、その減量と資源化に向けて、分別等の排出指導をはじめ3Rに関する普及啓発の強化に取り組んでいます。

※ COP21とは、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議の略称です。

政策実現に向けての課題

温室効果ガス排出量削減の方策として、温暖化防止啓発事業の拡充や太陽光発電システム等の地球温暖化防止設備導入助成事業の継続実施のほか、省エネルギー機器の普及、エネルギーの使用効率を管理するマネジメントシステムの導入支援等の新たな施策が必要となります。また、区民の環境体験学習の機会充実を図り、環境保全への理解向上と環境配慮行動を实践できる人材の育成を目的とした環境体験学習拠点の整備が必要となっています。一方で、国や東京都では地球温暖化防止に向けた対策として水素エネルギーを活用した革新的技術開発が進められ、本区でも水素エネルギーを活用した環境にやさしいまちづくりの実現に向けての基盤整備やエネルギーシステムの検討など、水素社会実現への取り組みが課題となっています。

ごみの排出抑制については、法に定められた適正な処理が継続できるように、さらなる減量や3R推進に向けた区民及び事業者の理解と協力を得るためのPRが重要となってきます。



施策481

地域にやさしい、環境に 配慮した暮らしをともにつくる



—10年後のすみだ—

区民・事業者に省資源・省エネルギー行動が定着し、創エネルギーや蓄エネルギー設備の導入も進んで、温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまちとなっています。また、区民・事業者・区が協働して、環境にやさしいまちを実現するために環境保全活動に取り組んでいます。

現状とこれまでの取り組み

地球温暖化問題への関心が高まるなか、区民・事業者・区は節電を中心に省エネルギーの取り組みを進めてきましたが、温室効果ガス排出量は増加しています。

そこで、区は環境フェアをはじめ事業者と連携した啓発事業や環境体験学習の講座などを通して普及啓発を推進し、環境を学び、行動できる人の育成に努めてきました。また、省エネルギーと地球温暖化の対策として、温暖化防止設備導入助成制度やすみだエコポイント事業を行っています。特に、太陽光発電システムの導入助成では、2014(平成26)年度までの累計設置容量が1,860.9kWであり、同年度までの累積発電量から推計すると、一般家庭約1,600世帯分の消費電力量に相当します。

今後の課題

本区では、人口及び世帯数の増加が見込まれることから、特に家庭部門と業務部門における温室効果ガス排出量削減の取り組みが求められています。そのためには、広く環境啓発や環境体験学習と環境教育を通じて、省エネ行動の重要性のPRが必要です。あわせて、エネルギー利用の効率化を進めるため、エネルギーマネジメントの推進と再生可能エネルギー導入促進への取り組みも必要です。

また、環境活動を積極的に実践するボランティアの育成など、区民や事業者による環境にやさしい行動の実践に向けた支援策を展開し、協働で環境問題の解決に取り組むことが重要です。

施策の達成をはかる指標

●温室効果ガス排出量の削減割合

現状値(平成24年度)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
平成12年度比で+8.9%	平成12年度比で-20.0%	平成12年度比で-25.0%

データ出所：所管課データ

●環境ボランティア登録者の実働割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
67%	71%	75%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

省エネルギー行動に関する情報を提供するとともに、家庭や事業所における自主的な省エネルギー行動を支援します。また、区民や事業者が協働で環境にやさしい行動を実践できるよう、その環境活動を支援します。

区が取り組む主な事業

すみだ環境区宣言普及啓発事業

2009(平成21)年度に行った「すみだ環境区宣言」の普及・啓発を図るとともに、地域から環境にやさしい行動を実践してもらうため、環境フェアや事業者連携事業などを実施します。

環境教育・環境体験学習事業

区民の環境問題に関する理解の向上及び区民の自発的な実践を促すために、環境・ごみ減量に関する体験型を中心とした講座を実施します。

環境ボランティア育成事業

環境にやさしい生活を家庭や地域に広める「すみだエコライフサポーター」や、区内の緑化推進活動を行っている「緑と花のサポーター」等の活動支援・人材育成を行うとともに、「エコライフ講座」等を通してボランティアを育成します。

地球温暖化防止設備導入助成事業

再生可能エネルギーや省エネルギー機器等の導入による地球温暖化防止を目的に、区民・事業者等に対し、建築物に地球温暖化防止設備を導入する費用の一部を助成します。

すみだエコポイント事業

家庭での環境に配慮した暮らしの実践と定着化を図るため、電気・ガス・水道の削減分に対して「CO₂ダイエットポイント」を、また緑のカーテン設置者へ広さに応じた「緑のカーテンポイント」を、それぞれ「すみだエコポイント」として付与します。

雨水利用推進事業

建築物を建てる際に雨水利用や雨水浸透の導入と家庭等への雨水タンクの設置などを誘導します。

道路・公園園内照明灯LED化事業

道路や公園園内で使用している水銀灯や蛍光灯の照明灯を、環境に配慮したLED照明灯に取替え、消費電力や温室効果ガス排出量を抑制します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、環境啓発イベントや環境体験学習講座等へ積極的に参加し、環境に関する理解の向上及び環境に配慮した行動を実践します。

事業者は、エネルギー利用の効率化に努めるとともに、環境啓発イベントや環境体験学習講座等へ協力し、環境にやさしい行動の実践と啓発に取り組みます。

施策482

環境の保全や改善に努める



—10年後のすみだ—

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の問題が解消され、すべての区民が良好な生活環境のなかで、快適に暮らしています。

現状とこれまでの取り組み

法令等に基づき、工場や建設・解体作業において発生する公害の防止と自動車排ガス対策、有害物質に関する監視や規制等を行っています。騒音や振動など、公害に関する苦情に対しては現場調査を実施しながら原因者に対して解決の方策を指導しています。また、近年は都市生活に起因した現行法令では規制できない苦情やトラブルが増え、その際には当事者間で話し合うことで解決を図っていただけるように助言しています。



今後の課題

住宅が少なかった地域にもマンションや住宅が増える傾向にあり、住宅、工場、店舗が混在して発展してきた本区において、これまではあまり問題にならなかった事象が公害の苦情やトラブルの原因となっています。環境に対する意識の高まりとともに、内容は複雑化、多様化しています。その結果、法令等に基づく指導が適用できないケースもあり、さまざまな対応が必要となっています。また、建築・解体作業における大型重機の使用時間や事前の説明不足による建設公害も増加しています。さらに、新たな環境問題として、ダイオキシン、アスベスト、PM2.5への対応が求められています。

施策の達成をはかる指標

●騒音・振動に関する区民の環境評価点

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
-0.32	-0.28	-0.20

データ出所：住民意識調査

●苦情があった特定建設作業の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
11%	8%	5%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

環境保全活動を推進するとともに、新たな手法を導入して、都市・生活型公害の抑制に取り組めます。

区が取り組む主な事業

環境監視事業

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の発生状況を監視するとともに、国や都と協力して環境基準の達成に努めます。

公害苦情処理事業

公害や苦情に迅速に対応し、解決を図ります。

工場認可事務

届出や申請に基づき工場等の実態を把握し、法令に基づく規制や指導と工場が原因となる公害防止のための設備改善を推進します。

公害防止指導事業

法令等に基づき公害を防止し、都市・生活型公害*への苦情に対して迅速に対応するとともに、未然防止を図ります。

※ 都市・生活型公害とは、自動車の排ガスによる大気汚染、自動車騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁など、都市の生活行動や産業活動によって発生する公害を指しています。

民間建築物アスベスト調査助成事業

民間住宅や中小企業の建築物における吹付けアスベストの分析費用の助成を行うとともに、除去工事費用の融資あっせん及び利子補助を行います。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、環境にやさしい行動を実践し、生活環境をおびやかす恐れのある状況を認知した場合には、速やかに行政に連絡します。

事業者は、環境保全の重要性について意識を高め、区や都と協力して、公害発生の防止に取り組むとともに、公害を発生させないように周辺環境に配慮します。

施策483

廃棄物を減量し、 循環型社会を実現する



—10年後のすみだ—

ごみの減量やリサイクルについて、区民・事業者の意識と理解が深まり、ごみの発生抑制を基本とした生活習慣が定着しています。

現状とこれまでの取り組み

資源循環型社会へ転換するために、2000(平成12)年に制定された循環型社会形成推進法に基づき、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、食品リサイクル法など、個別のリサイクル法が制定・施行されました。このようななか、本区では、ごみの減量やリサイクルの推進に向けて、さまざまなリサイクル清掃事業を行ってきました。

近年、ごみ量は減少しているものの、リサイクルは進んでいない状況です。ごみの減量やリサイクルを一層進めていくため、廃棄物の適正な分別排出の指導、イベント等での体験型環境学習など、区民や事業者への普及・啓発活動に重点を置き、各種事業に取り組んでいます。

今後の課題

人口増加に伴い、高齢社会も進んでいることから、集積所等への排出困難者に対する処理体制を構築していかなければなりません。また、在住外国人も増加しており、国際化に対応した普及・啓発に取り組む必要があります。

現在、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルよりも優先順位の高いリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の取り組みがより一層進む社会経済システムの構築をめざしています。区でも、その趣旨に沿いながら、3R推進に向けた普及・啓発を強化していくことが求められています。



施策の達成をはかる指標

●区民1人1日あたりのごみ排出量

現状値(平成26年度)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
585 g	520 g	515 g

データ出所：所管課データ

●資源化率の向上

現状値(平成26年度)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
20.1%	23.0%	25.0%

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

誰もが清潔で快適に暮らし続けるため、ごみ・資源物の適正処理に努めるとともに、区民・事業者のごみの減量やリサイクルの取り組みを積極的に支援します。

区が取り組む主な事業

ごみの発生抑制促進事業

2R(リデュース、リユース)をこれまで以上に進められるよう、区民や事業者が身近で実践できるごみの減量対策(食品ロス削減・過剰購買抑制など)を周知します。

ごみの適正排出推進事業

ごみとして排出されているなかに、リサイクルできる資源物が含まれていることから、分別排出の徹底を図るとともに、区民・事業者の自主的な活動や取り組みについて支援します。また、国際化の進展による在住外国人や海外からの来訪者の増加に伴い、ごみの排出ルールやマナーを理解してもらうための周知を強化します。

個別収集サービス事業

高齢者や障害者の一人暮らしや世帯が増加し、集積所等へのごみ・資源物の排出が困難な方が増えていることから、各家庭の玄関先まで伺い、ごみ・資源物の収集等を行うサービスを実施します。

美化パトロール事業

廃棄物の不法投棄や、資源物の持ち去りを防止・抑制するために、区内全域を巡回します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、環境への負荷を軽減するため、ごみ・資源物の排出ルールの順守を徹底するとともに、より一層のごみの減量やリサイクルを進め、2R(リデュース・リユース)を意識したライフスタイルの定着に取り組みます。

事業者は、ごみを排出する際の自己処理責任を明確にし、排出抑制や資源化に積極的に取り組みます。

区民と区が協働で

「すみだ」をつくる

— 将来の姿 —

区民一人ひとりが責任と自覚をもって積極的にまちづくりに関わり、地域の課題をみずから話しあい、みずからの行動によって解決できる自律型地域社会になっています。そして、区民・地域・NPO・企業など「すみだ」の力が結集されるなかで、それぞれの主体と区との役割分担が明確になっており、住民自治の進展のもとに、多様な公共サービスの担い手によって、地域のニーズにかなったサービスが提供されるまちになっています。

- 政策510 コミュニティの輪を広げ、協働によるまちをつくる
- 政策520 生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる
- 政策530 世界の平和を願い、人権を尊重するまちをつくる
- 政策540 多様な主体が参加する区政のしくみをつくる

政策510

コミュニティの輪を広げ、 協働によるまちをつくる



区民・地域やNPO等の団体、企業など多様な主体が、地域の課題を解決するため積極的に活動し、協治(ガバナンス)によるまちづくりの担い手として、責任と自覚をもって区と協働しています。

施策の体系

政策510 コミュニティの輪を広げ、協働によるまちをつくる

施策511 地域や多様なコミュニティを支える人材・団体を育てる

- 地域力育成・支援事業 ●町会・自治会活動支援事業
- 協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業 ●路上喫煙等防止対策事業
- ヘルス&マナーコミュニティ推進事業

施策512 地域や多様なコミュニティを育む場や機会を増やす

- ☆区民活動センター整備事業 ●地域プラザ等管理運営事業
- 町会・自治会会館建設等支援事業 ●すみだまつり・こどもまつり事業

施策513 地域のコミュニティのなかで、外国人にとっても暮らしやすい環境をつくる

- 外国人支援団体等との協働事業 ●外国語による情報提供事業
- 通訳・翻訳ボランティアの活用事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

都心回帰や交通利便性の向上、さらに東京スカイツリー効果等により人口の流入が進み、これまで本区に住み続けてきた住民に加え、高層マンション等の集合住宅に入居した新たな住民が増えつつあります。こうした区民の居住実態が、旧来の“祭り・人情・ふれあい”を重視し、町会・自治会等の地域の活動に積極的に参加する住民と、“シティライフ・個の尊重”を重視し、「知縁※」を中心とした多様なコミュニティに関心を持つ住民との生活意識のギャップを生みだしていると考えられます。

こうしたなかにあっても、関東大震災・戦災という2度の惨禍の経験、さらには東日本大震災という未曾有の災害をきっかけにした、住民同士の共助、助けあいなど防災に対する意識は共通しています。しかし、地域コミュニティの核として、大きな役割を担っている町会・自治会は、加入率の低下や役員の高齢化が進み、新たな担い手の育成が急務となっています。区ではこれまで、協働の担い手となるガバナンスリーダーの養成講座を行ったほか、「墨田区協治(ガバナンス)まちづくり推進基金」を設置し、地域活動の一翼を担う地域団体に対し助成しています。

また、さまざまなコミュニティ活動の拠点となる施設として、地域住民がみずからの手により運営する地域プラザを、2013(平成25)年度に2か所整備しました。

※ 知縁とは、同じような興味や好きなものでつながるコミュニティを指しています。

政策実現に向けての課題

協治(ガバナンス)によるまちづくりを進めるためには、協働の担い手となる人材や団体の育成、さまざまな主体の連携・ネットワーク化を図るしくみが必要です。また、町会・自治会などの地縁団体や、NPOその他の活動団体が交流できる場や機会を、ハード・ソフトの両面で整備し、多様な世代の区民のまちづくりに対する共通の意識を醸成していく必要があります。

そのうえで、防災、防犯・防火、交通安全、美化・衛生など、良好な地域コミュニティを形成するさまざまな分野で、自律的・自主的な活動が積極的に行われるよう、誘導、支援することが求められています。

そのためには、町会・自治会などの地縁団体の基盤が安定し、活動が活性化するとともに、ボランティアやNPOなどへの支援を充実し、さまざまなコミュニティ活動を促進することが必要です。こうした取り組みによりコミュニティの輪を広げ、地域の課題解決に向けた多様な主体による協働が生まれる地域社会を実現していくことが重要です。



施策511

地域や多様なコミュニティを支える人材・団体を育てる



—10年後のすみだ—

若者から高齢者までの多くの区民が、町会・自治会をはじめ多様な主体の活動に参加し、地域の課題解決に向けみずから話しあい、行動する自律型地域社会の一員として、区民や団体、企業などと区が協働する、「地域力日本一」のまちになっています。

現状とこれまでの取り組み

2011(平成23)年4月に「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」が施行されて以降、区では、協働の基本的なルールを定め、担い手となる人材育成のためのガバナンスリーダー養成講座、協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業など多様な活動を支えるしくみづくりに努めてきました。

一方、地域では、2016(平成28)年3月現在、区内に168団体ある町会・自治会が、協治(ガバナンス)のまちづくりを進める中心として、地域の交流行事のほか防災・防犯をはじめ、交通安全や美化・衛生など生活環境向上のための自主的な活動を展開しています。また、ボランティアや任意団体、NPOなど多様な主体により、地域の課題解決に向けた活動が活発化しています。

今後の課題

町会・自治会役員の高齢化や後継者不足、マンション居住者を中心として新たに区民となった人の町会・自治会への未加入など、地域コミュニティの基盤の弱体化、連帯意識の希薄化が進んでいることから、若手人材の育成や協働意識の醸成、町会・自治会への加入促進が課題となっています。

一方、NPOや各種ボランティアグループの活動が活発化、多様化するなか、相乗効果を高めていくため、協治(ガバナンス)のまちづくりを担う人材・団体のネットワーク化が重要となっています。



施策の達成をはかる指標

●「過去1年間に地域の行事や社会活動に参加した」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
38.0%	46.0%	50.0%

データ出所：区民アンケート調査

●町会・自治会加入世帯数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
95,375世帯	98,300世帯	100,500世帯

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

区民、町会・自治会、NPO等への情報提供をはじめ、多くの区民が協働の担い手としてさまざまなコミュニティ活動に参加するための支援を行います。

区が取り組む主な事業

地域力育成・支援事業【再掲：施策542】

「地域力日本一」をめざすため、さまざまな団体で活動する地域人材の発掘と育成を行います。また、地域活動における先進的な事例や、特徴的な取り組みを応援します。さらに、ボランティア活動など社会に役立つ体験を通じて、地域に愛着や関心をもつ若い世代を育てます。

町会・自治会活動支援事業

地域の多くの課題解決を自主的に担う町会・自治会の日常的な活動を支援するとともに、団体の担い手となる若手後継者の育成支援、集合住宅居住者などに対する町会・自治会への加入を促進します。

協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業

区民等からの寄付金を、協治(ガバナンス)まちづくり推進基金として積み立て、基金を原資とした地域活動団体向けの活動助成を行います。

路上喫煙等防止対策事業

路上喫煙等禁止条例に基づき、地域活動団体等と連携して、区内全域でのポイ捨て、歩きたばこ禁止の啓発を行うことにより、ごみのないきれいなまちづくりをめざします。

ヘルス&マナーコミュニティ推進事業

区民にあいさつやマナーの習慣を広げ、おもてなしの心を醸成し、「健康でマナーのよいまち、すみだ」を発信するとともに、その取り組みを通じて地域活性化につなげていくため、地域参加型のマナー向上に関するしくみを構築し、さまざまな地域活動を支援します。

区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者それぞれが、地域の一員としての役割を認識し、相互の交流や地域課題の解決に向けたさまざまな活動等に主体的に参加し、良好なコミュニティの形成、地域の連帯感の醸成に努めます。

施策512

地域や多様なコミュニティを 育む場や機会を増やす



—10年後のすみだ—

地域や多様なコミュニティの活動の拠点が、地域住民の協力のもとに運営され、協働の場や機会が充実し、交流が盛んになっています。

現状とこれまでの取り組み

協治(ガバナンス)によるまちづくりの活動の場として、地域住民の管理運営による八広地域プラザ、本所地域プラザの整備を進め、2013(平成25)年に開館しました。

一方で、コミュニティ会館の管理運営に指定管理者制度を導入するなど、区民サービスの向上に取り組んできました。

また、地域コミュニティの活動拠点である町会・自治会会館の建設等の助成を行うなど、コミュニティの形成を支援しています。

今後の課題

地域や多様なコミュニティの活動が、多くの区民により活発に展開されるため、子どもから高齢者までの多世代の区民や、さまざまな活動団体が交流できるしくみを構築し、協働のネットワークを広げていくことが課題となっています。さらに、地域のコミュニティ活動の活性化に資するよう、支援のあり方を時代にあった形で見直していく必要があります。

コミュニティ施設については、区民や地域のニーズ、施設の配置バランス等を踏まえながら、公共施設等マネジメントの観点から、既存施設の統合や機能転換、複合化・多機能化等を推進していく必要があります。



施策の達成をはかる指標

●「地域の交流やさまざまな活動をする場や機会が提供されている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
71.5%	75.0%	80.0%

データ出所：区民アンケート調査

●コミュニティ施設の利用者数

現状値(平成26年度)	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
409,546人	415,000人	420,000人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

地域や多様なコミュニティの活動を促進するため、区民やさまざまな活動団体が気軽に交流、活動できる場の確保、活動の支援に努めます。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

区民活動センター整備事業【再掲：施策421】

P P P(行政と民間がパートナーを組んで事業を行う)手法を活用し、区民ボランティア・NPOなどの区民活動団体等の交流・ネットワークの拠点を整備するほか、既存のボランティアセンターの集約・機能強化を図ります。

地域プラザ等管理運営事業

区民等が地域活動や地域交流を行う拠点や場として、地域プラザ、コミュニティセンター(会館)、地域集会所等の運営を行います。

町会・自治会会館建設等支援事業

町会・自治会活動の場である町会・自治会会館の建設費等に要する経費の一部を助成することにより、地域の自主活動を促進し、コミュニティ活動を支援します。

すみだまつり・こどもまつり事業

地域の連帯と区民相互の交流の輪を広げ、ふるさとすみだの意識づくりを醸成する場として、各種イベントや模擬店、物産展などさまざまな催しを行います。

区民、事業者が取り組むこと

区民やさまざまな活動団体、事業者は、協治(ガバナンス)を担う一員としての認識をもち、施設の効率的な運営や利便性の向上、地域や多様なコミュニティの活動の場づくり、地域貢献策の推進に主体的、積極的に取り組みます。

施策513

地域コミュニティのなかで、外国人にとっても暮らしやすい環境をつくる



—10年後のすみだ—

すべての区民が、異なる文化や生活習慣、価値観等を認めあい、ともに地域の課題解決にも積極的に取り組むなど、外国人にとっても暮らしやすいまちになっています。

現状とこれまでの取り組み

区内の外国人住民数は、10年前に比べると2,000人以上(約1.3倍)も増加し、現在では、区民のおよそ24人に1人となっています。そして、引き続き増加傾向にあります。

こうしたなか、言葉の壁や文化・習慣の違いから生じるさまざまな摩擦、子どもの教育の問題等、外国人住民が抱える課題に対応するため、区では外国語による区政情報の提供や区内の外国人支援団体等との協働による「日本語ボランティア養成講座」の実施等、さまざまな取り組みを行っています。

今後の課題

今後、国内の労働力人口の減少やさらなるグローバル化も見込まれることから、外国人住民の一層の増加が見込まれます。

これに伴い、国籍が多様化し、それぞれが抱える問題、地域の課題も一層複雑になっていくことが予想されます。これらの問題や課題の解決にあたっては、多言語での対応や、外国人相談窓口・日本語教育の充実等、さらなるきめ細かな支援が求められます。そして、多文化共生社会[※]を実現するためには、行政だけではなく、区民、企業、ボランティア団体等との協働による取り組みが一層重要となります。

※ 多文化共生社会とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認めあい、対等な関係を築くとともに、地域社会の構成員としてともに生きていく社会を指します。

施策の達成をはかる指標

●道路案内標識の英語表記化率

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
67.0%	100%	100%

データ出所：所管課データ

●通訳・翻訳ボランティア登録者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
38人	80人	100人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

外国人にとっても暮らしやすい地域となるように、的確な行政サービスや情報の提供を行うとともに、区民等との協働による支援を進めていきます。

区が取り組む主な事業

外国人支援団体等との協働事業

区内で活動する外国人支援団体等と協働し、「日本語ボランティア養成講座」や「外国人のための専門家相談会」等を実施し、外国人を支援します。

外国語による情報提供事業

「外国語版生活ガイド」や自動翻訳サービスによる区ホームページをはじめとして、区政情報の多言語化に努め、外国人に分かりやすい内容で提供します。

通訳・翻訳ボランティアの活用事業

区の行政手続、区政に関する相談等において、通訳・翻訳ボランティアと協働で支援します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、異文化理解に努め、多文化共生社会の重要性を認識し、価値観を認め、人権を尊重します。

事業者は、外国人労働者の就労環境や労働条件の改善・整備に取り組むとともに、日本人の労働者には多文化共生の意義の浸透を図ります。また、外国人のニーズに応じた商品やサービスを積極的に提供します。



政策520

生涯学習・ スポーツ活動の輪が 広がるまちをつくる



若者や高齢者・障害者等のさまざまな区民が、学びあいやスポーツを通じて自己実現をめざすとともに、地域における交流や地域活動を行っています。

施策の体系

政策520 生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる

施策521 区民が生涯にわたり学ぶことができる環境をつくる

- 学習情報発信事業 ●区立図書館運営事業 ●子ども読書活動推進事業
- すみだ生涯学習センター運営事業 ●すみだ生涯学習ネットワーク事業
- すみだ地域学セミナー事業 ●大学誘致推進事業

施策522 区民が自由にスポーツを楽しむ機会をつくる

- ☆(仮称)総合運動場等整備事業
- 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成事業
- 総合体育館等運営事業 ●区民体育大会等運営事業
- 区民スポーツ教室等事業
- 障害者・高齢者のスポーツ推進事業

※ ☆は、「主要な公共施設等整備事業」です。

政策を取り巻く現状

国際観光都市づくりとともに国際化が進展するなかで、すみだの歴史・文化を継承し、地域力を培う気運が高まってきています。

一方、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習、世代やライフスタイルに応じた多様な学習機会を提供するため、本区においては、墨田区生涯学習推進計画を策定して、生涯学習の基盤整備に努めてきました。さらに、2011(平成23)年度に策定した「墨田区まなびプラン(第3次生涯学習推進計画)」に基づき、一層の区民の学習活動の支援や交流促進、さらには地域活動へとつながる取り組みを進めています。こうしたなかで、2013(平成25)年4月には、区民の読書活動を支えるため、区立図書館・図書室の中心的機能を持った「ひきふね図書館」を開設しました。

また、本区では、1984(昭和59)年10月に「すみだ健康区宣言」をして以来、区民の健康増進のため、各種スポーツ事業を展開してきました。地域で気軽にスポーツを楽しむ場として、2010(平成22)年4月には、スポーツを「する・みる・支える」機能を備えた墨田区総合体育館を開設し、高まるスポーツ需要に応え、生涯スポーツ活動の充実を図っています。さらに、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が予定されていることから、スポーツに関心をもつ区民が増えつつあります。

政策実現に向けての課題

生涯にわたって行われる学習活動や生涯スポーツ活動は、研鑽による自己の向上と生活の質の向上を図り、もって心身の向上や健康の増進となるとともに、同年代の交流はもとより、若者や高齢者などの世代間交流や障害がある人との交流などを促進させることができます。一方で、その重要性は認識しながらも、参加するまでには至っていない区民もいます。

区民の学習活動やスポーツ活動を促進するためには、場の提供や機会の確保を図るとともに、活動への参加の気運醸成をつくり出していく必要があります。

区内には、区民組織をはじめ、多くの教育・スポーツ事業者があり、大学誘致も予定されています。これら事業者や教育機関等との連携を促進し、生涯学習やスポーツの機会の充実を図るなど環境整備を行っていく必要があります。



施策521

区民が生涯にわたり 学ぶことができる環境をつくる



—10年後のすみだ—

区民が、趣味や教養、文化活動など、さまざまな生涯学習活動に主体的に取り組み、生きがいのある生活を送っています。また、区民の間に生涯学習の輪が広がり、自身が習得した学習成果を地域活動に活かしています。

現状とこれまでの取り組み

2011(平成23)年度に区民の生活とまちづくりを学びの側面から支える「墨田区まなびプラン(第3次墨田区生涯学習推進計画)」を策定し、「すみだ生涯学習センター」を拠点として、各種講座・イベント、NPOや自主グループ活動の支援、情報発信などを実施しています。

また、2013(平成25)年度に中心館である「ひきふね図書館」を開館し、区民のさらなる読書活動推進を図っています。さらに、2015(平成27)年3月には「墨田区子ども読書活動推進計画(第3次)」を策定し、貸出冊数の増加や小中学生の不読率低下などの目標を掲げ、各種事業を実施しています。

今後の課題

区民向けの講座やイベントは、幅広い世代に対して働きかけ、新たな受講者層の開拓に努めるとともに、学習の成果を地域活動に結びつけていく必要があります。

また、図書館及びすみだ生涯学習センターは、地域の生涯学習の拠点、情報センター、地域の課題解決を支援する場、区民の交流の場としての機能を強化し、より多くの区民に利用される施設となる必要があります。



施策の達成をはかる指標

●「さまざまな学習活動に取り組んでいる」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
38.1%	40.0%	42.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「身近な場所で学習活動ができる」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
52.0%	53.5%	60.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談などを通じて、区民の生涯学習を支援します。また、区民との協働、関係機関との連携を進めていきます。

区が取り組む主な事業

学習情報発信事業

区ホームページへの掲載や生涯学習ガイドブックの発行、学習団体の発表体験事業の実施等により、区及び関連団体等の学習情報を提供し、さまざまな生涯学習活動を行う区民を支援します。

区立図書館運営事業

区民の情報ニーズを満たすため、多様な資料や学びの場を提供し、地域の情報基盤としての機能を担います。また、地域や区民の課題解決を支援し、情報を通じて人々が交流する場を提供していきます。

子ども読書活動推進事業

墨田区子ども読書活動推進計画に基づき、学校、家庭、地域と連携し、子どもの読書活動の充実を図ります。

すみだ生涯学習センター運営事業

区民が趣味や教養、文化活動など、さまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。

すみだ生涯学習ネットワーク事業

区内のNPO法人、民間事業者、区と関係のある学校等が、生涯学習に関する情報交換や連携事業を行うことのできるしくみをつくとともに、それぞれの専門性を活かしながら多様な学習機会を提供します。

すみだ地域学セミナー事業

区民が、自分の住む地域の魅力を再確認するため、すみだについての知識を深めるセミナーの開講や情報紙の発行を行います。

大学誘致推進事業【再掲：施策211】

旧西吾嬬小学校・旧曳舟中学校跡地に大学を誘致することで、大学と連携した公開講座の実施や大学図書館の区民開放等、区民の生涯にわたる学習の機会と場を提供します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は積極的に生涯学習活動に取り組み、そこで習得した学習成果を地域活動に活かします。

生涯学習関連の民間教育事業者や区が誘致を進めている大学等は、区民の生涯学習を支援するため、区民向けの講座や教室の開講など、多様な事業を展開します。

施策522

区民が自由に スポーツを楽しむ機会をつくる



—10年後のすみだ—

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが気軽にスポーツを楽しむ、スポーツを通じた仲間づくりや、地域での交流が行われています。

現状とこれまでの取り組み

ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックなどの開催を控え、スポーツに関心をもち、積極的に参加しようとしている区民が増えています。また、健康志向の高まりにより、ウォーキングやジョギング、ニュースポーツといった軽い運動を楽しむ区民が増えています。こうした区民の活動を支援するため、各種スポーツ大会の開催やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブと連携した区民の健康増進等に取り組んでいます。また、フットサルチームの「フウガドールすみだ」と連携協定を締結し、墨田区総合体育館でホームゲームも開催しています。



今後の課題

区の住民意識調査の結果によると、30代から40代の子育て・働き盛り世代のスポーツ実施率が低くなっています。運動やスポーツに親しむことは、地域との交流や親子がふれあう機会の創出、生活習慣病の予防等の観点からも有意義で、こうした世代に対するきめ細かなアプローチが必要です。

あわせて、区民が健康で豊かな生活を送れるよう、誰もが運動やスポーツを楽しめる環境を整備していく必要があります。一方、2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックを4年後に控え、スポーツや健康づくりに対する気運が高まってきていることから、区民のスポーツ振興や健康づくりに取り組んでいくため、「(仮称)総合運動場」の整備を進めていくことが求められています。

施策の達成をはかる指標

●「週に1回以上運動・スポーツをしている」成人区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
38.6%	45.0%	50.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「いつでもスポーツを楽しむことができる環境が整備されている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
49.9%	55.0%	58.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

各種スポーツ事業の実施や、スポーツ施設の整備等を通じて、誰もが気軽にスポーツに親しめるしくみづくりや環境の整備を行います。

区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」です。

(仮称)総合運動場等整備事業

スポーツを通じた地域での交流を促進するため、陸上競技場をメイン施設としながら、多様なスポーツ・用途に活用可能な総合的なスポーツ空間を整備します。また、同敷地内に青少年等の社会教育活動(研修・合宿)に活用できるセミナーハウスを整備します。

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成事業【再掲：施策123】

東京2020オリンピック・パラリンピックを、区を挙げて歓迎・応援するため、各種スポーツイベント等において、オリンピック・パラリンピアンを招いた気運醸成事業等を実施します。

総合体育館等運営事業

総合体育館、スポーツプラザ梅若及び両国屋内プール等において、子どもから高齢者まで幅広い区民を対象とした各種教室プログラムを開催するほか、多様化・増大化するスポーツ需要に応えるさまざまな取り組みを行います。

区民体育大会等運営事業

競技スポーツの振興とともに、日頃の練習の成果を発揮する場として、各種スポーツ大会を開催します。こうした取り組みを通じて、区民相互の交流の促進や健康増進、体力・技術の維持向上を図ります。

区民スポーツ教室等事業

日頃、スポーツに親しむ機会の少ない子育て・働き盛り世代の健康増進や体力づくりを促進するため、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等と連携した、親子参加型等の教室プログラムの開発、充実に努めます。

障害者・高齢者のスポーツ推進事業

「障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会」や「高齢者健康体操教室」を実施するとともに、指定管理施設等での障害者・高齢者向けのプログラムを拡充し、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、主体的にスポーツ活動へ参加し、スポーツを通じた仲間づくりや、地域での交流を促進します。

事業者は、スポーツ施設の設置・運営など、みずからの事業活動を通じて区民のスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

政策530

世界の平和を願い、 人権を尊重するまちを つくる



世界平和を願い、すべての人々の人権が等しく尊重され、深い国際理解を礎とした暮らしやすい地域社会になっています。

施策の体系

政策530 世界の平和を願い、人権を尊重するまちをつくる

施策531 人権教育・啓発を進める

- 人権普及啓発事業
- 人権啓発連携事業
- 人権教育推進事業

施策532 男女共同参画を推進する

- 男女共同参画推進事業
- 女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランス推進事業
- DV予防啓発事業

施策533 国際理解を深め、平和への意識を高める

- 海外諸都市との交流推進事業
- 国際交流ボランティア団体の支援・育成事業
- 「26万人の平和メッセージ」事業
- 次代に継ぐ平和のかたりべ事業

政策を取り巻く現状

震災と戦災という二度の大禍を経験している本区は、悲惨な被災体験と、そのつど復興を成し遂げた先人たちの経験を次世代に継承していく使命があります。そこで、未来に向かって世界の平和と人々の福祉向上の実現に努力することを目的として、1989(平成元)年1月に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行い、東京大空襲のあった3月には、毎年平和祈念行事を開催しています。また、国際理解に資するため、スポーツや文化芸術による海外友好都市等との交流に取り組んでいます。

21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、女性、子ども、高齢者、障害者や外国人等にかかる人権問題、同和問題などはいまだになくなったとは言えません。2002(平成14)年9月には、区の人権施策の方向を示した「墨田区人権啓発基本計画」(2011(平成23)年4月改定)を策定し、人権が尊重される社会の実現をめざして、すべての区民が心豊かに安心して暮らせるまちの取り組みを進めてきました。

一方、男女共同参画については、2005(平成17)年12月に、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定したほか、2014(平成26)年3月に「男女共同参画推進プラン(第4次)」を策定し、男女共同参画社会実現のための取り組みを行っています。

政策実現に向けての課題

すべての区民が世界平和を願い、平和の尊さを次世代に伝えるために、本区の戦災体験を語り継ぎ、平和を希求する心を育むことが大切です。

また、さまざまな機会を通して外国人と積極的に交流することにより、国際感覚を身につけ、さらなる国際交流を深めていく必要があります。

誰もがお互いの人権を尊重し認めあって暮らしていくためには、区民一人ひとりへの意識の啓発を図るとともに、区、区民、事業者、関係団体等が連携しながら、社会状況の変化等により生ずる新たな課題を含めたさまざまな人権課題に取り組む必要があります。

また、男女共同参画社会の実現のためには、職場や家庭・地域社会での固定的な役割分担意識や慣行、性別による異なる扱いなどを解消する必要があります。

これとともに、ワーク・ライフ・バランス[※]を推進し、性別に関わりなく、みずからの意思によってあらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮できるよう、社会全体で推進していくことが重要となっています。

※ ワーク・ライフ・バランスとは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、みずから希望するバランスで展開できる状態を指します。



施策531

人権教育・啓発を進める



—10年後のすみだ—

区民や区内の事業者が人権に対しての知識や意識を高め、人権尊重の考え方が浸透した社会となっています。

現状とこれまでの取り組み

本区では、人権尊重の社会づくりのため、人権週間等における講演会、人権啓発冊子の発行、広報紙による啓発など、区民、事業者に対するさまざまな人権啓発事業に取り組んできました。また、人権擁護委員会や人権啓発センター等と連携した人権教育・啓発を行ってきました。

しかし、今なお女性、子ども、高齢者、障害者や外国人等にかかる人権問題、同和問題などが存在しています。

今後の課題

すべての人々の人権が等しく尊重される地域社会をつくるためには、区民一人ひとりが正しく人権問題を理解し、行動することが重要です。そのためには、区、区民、事業者や、人権擁護委員会、人権啓発センターなどの人権啓発に取り組む団体が連携し、人権教育・啓発に取り組む必要があります。



施策の達成をはかる指標

●「日常生活で差別がある」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
41.1%	38.0%	35.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
73.4%	75.0%	78.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

人権尊重の考えが浸透した社会の実現をめざし、意識啓発活動に取り組みます。

区が取り組む主な事業

人権普及啓発事業

すべての人の人権が守られる社会の実現を図るため、普及啓発冊子の作成・配布や資料の収集・提供、研修会・講演会の開催及び広報紙による啓発などを行います。

人権啓発連携事業

さまざまな人権問題に対する理解を深めるため、人権擁護委員会等の関連団体と連携して人権週間事業をはじめとする各種イベントや講演会等を実施します。

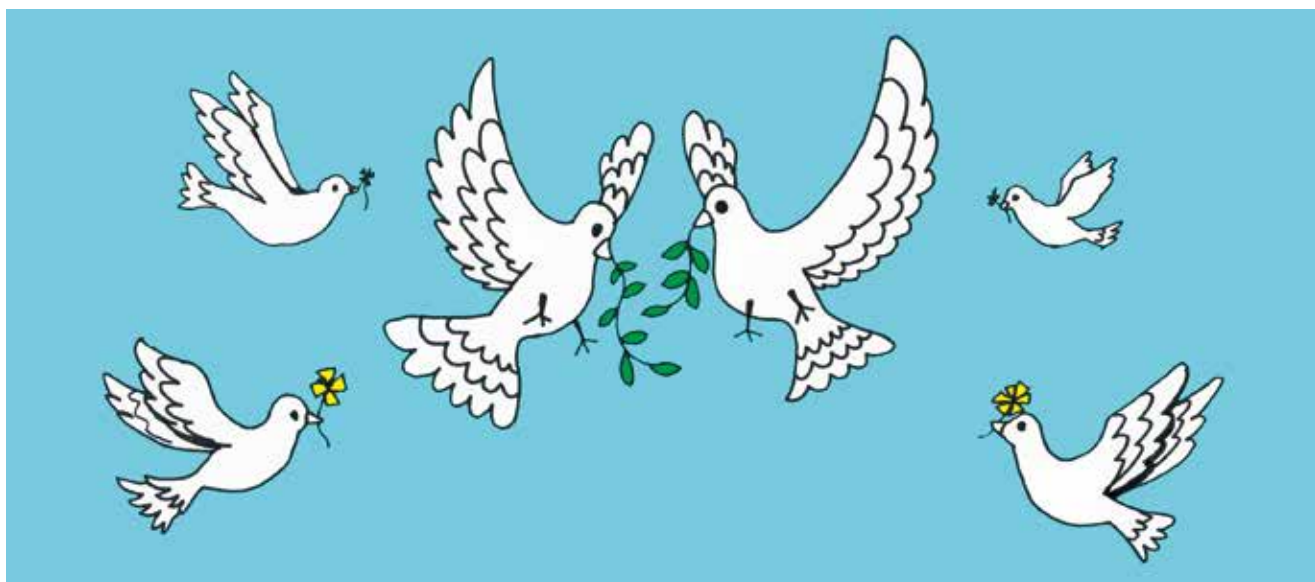
人権教育推進事業

人権尊重教育推進校をはじめ、学校や地域における人権教育の諸課題に系統的、組織的に取り組み、さまざまな人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、生活のなかで人権に配慮した行動をとります。

事業者は、従業員に対して人権にかかわる研修会の実施や講演会等への参加を促し、人権尊重の理念を業務に反映させるよう努めます。



施策532

男女共同参画を推進する



—10年後のすみだ—

女性と男性が互いにその人権を尊重し、責任を分かちあい、性別に関わりなく、仕事、家庭、地域のあらゆる分野で参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる社会となっています。

現状とこれまでの取り組み

家庭、職場、学校、地域社会等において、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行が今なお存在しており、女性のあらゆる場面における参画の妨げとなっています。また、重大な人権侵害であるDV^{*}(ドメスティック・バイオレンス)は、社会的に大きく取り上げられている反面、被害の潜在化が問題となっています。

区は、2006(平成18)年4月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を施行し、男女共同参画社会を実現するための理念、性別による差別の禁止、区・区民・事業者・地域団体の責務と協働などを規定しました。また、情報誌の発行や講座・講演会等の実施、女性のための相談窓口を設置するなど、男女共同参画意識を高める取り組みを行ってきました。

今後の課題

区民、事業者、地域団体に対して、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」の理念を広め、地域全体で男女共同参画を推進していくことが求められています。

また、既に働いている女性はもちろんのこと、これから働こうとしている女性も含めて、その個性と能力を十分に発揮し活躍できるしくみづくりが必要です。それとともに、ワーク・ライフ・バランス推進により、すべての人にとって暮らしやすく、活躍し続けられる環境の整備も課題となっています。

これらのことを踏まえながら、国や都などと連携を図り、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

※ DVとは、配偶者や親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力を指します。

施策の達成をはかる指標

●「男女共同参画が進んでいる」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
49.2%	55.0%	60.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「家庭や社会での役割が、性別で固定されている」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
65.6%	62.5%	60.0%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発・人材育成を行います。また、地域の実情を踏まえた女性活躍推進に取り組みます。

区が取り組む主な事業

男女共同参画推進事業

講座や講演会の開催、情報誌等さまざまな媒体による情報提供を行い、地域から男女共同参画を推進する意識の向上に努めます。また、区民との協働により、男女共同参画を推進します。

女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランス推進事業

「女性が働き続けるための支援」「女性が再び仕事をするための支援」「男性の育児参画の支援」「区内企業向けワーク・ライフ・バランス推進」など、女性も男性も輝き活躍できるよう、さまざまな事業を展開します。

DV予防啓発事業

DVの予防啓発事業として、区内の施設にDV防止啓発カードを配置するほか、すみだ女性センター内に相談室を設置し、DVに関する相談を行うとともに、啓発講座を実施します。

区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者は、固定的な性別役割分担意識や制度・慣行等を見直し、区民一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画を推進します。

事業者は、「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍推進、男女ともに働きやすい職場づくり、男性の家庭生活への参画促進等に取り組みます。



施策533

国際理解を深め、 平和への意識を高める



—10年後のすみだ—

すべての区民が世界平和の大切さを理解し、国際交流の重要性を認識するとともに、さまざまな国の各都市との間で、文化、教育、スポーツ等の幅広い分野にわたって、友好交流を深めています。

現状とこれまでの取り組み

本区では、1989(平成元)年1月に、世界の平和と人々の福祉の向上の実現に努力することを誓う「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行いました。この宣言に基づき、毎年、東京大空襲のあった3月10日にあわせて平和メッセージ事業を行っています。また、2015(平成27)年3月に平和首長会議への加盟都市となり、これを契機に、より一層平和と命の尊さを区民に広く伝えていく意思を示しました。この一環として、終戦70周年にあたる2015(平成27)年には、墨田区東京大空襲記録集「戦争から学ぶ平和の意味」の発行をはじめ、横網町公園での「すみだ平和と鎮魂の灯」など、さまざまな平和祈念事業を実施しました。

海外諸都市との交流では、中華人民共和国北京市石景山区や大韓民国ソウル特別市西大門区との間で、さまざまな分野における区民交流を進めています。また、近年、セーヌ川が流れエッフェル塔があるなど、本区と共通点があるフランス共和国パリ市7区と文化交流を開始しました。

今後の課題

より多くの人々に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨を訴え、平和を祈念する事業を推進するなど、国内外の平和実現に向けた努力を継続していく必要があります。また、戦災を経験された方々が高齢化していることから、体験の記録をいかに収集し継承していくかが課題となっています。

海外諸都市との交流は、自然や都市景観の類似性、歴史上のつながり、人の交流や文化の接点等、何らかの「縁」があり、双方の住民がその「縁」を大きく育てていきたいという、共通の願いをもつことが大切です。区には、それら区民の願いを受け止め、自主的な友好交流活動につなげていけるような側面からの支援が求められています。

施策の達成をはかる指標

●「過去1年間に外国人とコミュニケーションを行う機会があった」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
44.8%	55.0%	65.0%

データ出所：区民アンケート調査

●「地域で平和の重要性や戦争体験を語り継ぐことが重要だ」と思う区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
91.6%	95.0%	100%

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

さまざまな国の各都市との友好交流を推進するとともに、平和の大切さの普及・啓発及び発信に努めます。

区が取り組む主な事業

海外諸都市との交流推進事業

文化・スポーツ分野を中心とした国際交流事業を推進することにより、海外諸都市との友好関係を築き、両国民の国際理解を深めます。

国際交流ボランティア団体の支援・育成事業

区内で国際化の推進または外国人の支援を目的に活動している団体が行う事業に対して支援するとともに、協働して事業を実施します。

「26万人の平和メッセージ」事業

本区の歴史や文化を踏まえながら、「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨を人々に伝えます。

次代に継ぐ平和のかたりべ事業

墨田区老人クラブ連合会の事業を通じて、小中学生の平和を愛する心を育てます。

区民、事業者が取り組むこと

区民は、海外諸都市との友好的交流事業に参加するとともに、平和に対する意識を醸成し、戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぎます。

事業者は、平和に対する意識を醸成するとともに、海外諸都市との友好交流や国際協力、国際交流に関するイベントなどを支援します。



政策540

多様な主体が参加する 区政のしくみをつくる



区民一人ひとりが、すみだへの愛着と誇りをもち、「すみだの魅力」を発信しています。また、区民・事業者などと区は、それぞれの役割のもとで、地域のさまざまな課題を解決するために協働しています。そして区は、より開かれた区政を展開するとともに、行財政改革に努め、公正・公平で満足度の高いサービスを提供しています。

施策の体系

政策540 多様な主体が参加する区政のしくみをつくる

施策541 情報を戦略的に発信し、多様な主体と共有する

- シティプロモーション展開事業
- 区民等とのコラボレーションによる区報制作事業
- 職員のPR力向上事業 ●PR動画の制作及び放映事業
- 自由投稿型SNSによる情報提供事業
- 姉妹都市・友好都市等との交流促進事業

施策542 区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する

- 地域力育成・支援事業 ●タウンミーティング事業
- 行財政改革推進事務 ●公共施設等マネジメント推進事務
- 電子自治体推進事業

政策を取り巻く現状

今日の社会は、少子高齢化・情報化の急速な進展や、グローバル社会の到来などに伴って、区民ニーズも多様化、複雑化しています。そのため、行政だけでは公共サービスの需要に十分対応することが困難となっており、区民・地域・NPO・企業など多様な主体との協働を積極的に進めていく必要があります。一方で、自己の価値観に基づいたさまざまな活動を通して、社会貢献や自己実現を図りたいという区民が着実に増えてきています。このような社会状況を踏まえ、本区では、2005(平成17)年11月に策定した墨田区基本構想において、協治(ガバナンス)の考えを区政運営の基軸とし、以降、2011(平成23)年4月に「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」を施行し、まちづくりを推進しています。

このようななか、各自治体は、国が2014(平成26)年11月に制定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、それぞれの特徴を活かし、自律的かつ持続的な社会の創生をめざすための5か年戦略(平成27年度～31年度)を策定しています。その結果、地域間競争が一層厳しいものとなる反面、共存共栄の道を模索する動きも試みられています。

また、区の行財政運営においては、限られた財源のなかで、多様化・高度化するさまざまな住民ニーズに的確に対応するため、行財政改革実施計画に基づき、効率的かつ効果的な取り組みを着実に進めるとともに、特別区民税等の収納率の向上等、歳入の確保に努めています。

政策実現に向けての課題

区民・地域・NPO・企業など多様な主体が区政に参画するためには、各主体がそれぞれの情報を積極的に提供・共有するとともに、すみだへの愛着と誇りをもち、かつ、協治(ガバナンス)によるまちづくりや協働を実践できる人材の育成が重要となります。

区政に関わる情報の提供にあたっては、多様化するソーシャル・メディア等への対応など、より一層区民にわかりやすい情報発信に努めることが求められています。

また、地域間競争を勝ち抜いていくためには、まちづくり施策を着実に推進していくとともに、すみだの魅力を積極的にプロモーションしていく必要があります。

今後、区の施策を推進していくにあたっては、より強固な財政基盤が必要となります。そのため、不断の行財政改革に取り組み、財源を確保することが求められています。一方で、2016(平成28)年1月に導入されたマイナンバー制度を活用し住民サービスの向上を図るなど、より効果的かつ効率的な行政運営が求められています。



つながる
墨田区

施策541

情報を戦略的に発信し、 多様な主体と共有する



—10年後のすみだ—

区民やすみだに関わる人に、まちへの愛着が育まれ、すみだでの暮らしや活動に誇りをもっています。さらに、すみだを愛する人がシティプロモーションの担い手となって情報発信し、「すみだの魅力」に共感が生まれています。

現状とこれまでの取り組み

地域間競争を勝ち抜くために、シティプロモーションに取り組む自治体が増加しています。本区においても定住人口の増加、産業振興、観光客のさらなる獲得のため、シティプロモーションに取り組んでいます。また、スピード感のある、区民に開かれた区政を展開するために、公式ホームページのリニューアルや公式フェイスブック、オープンデータのコンテンツを開発しました。さらに、区報については、読者層を意識した分かりやすいものへとリニューアルを行いました。

今後の課題

すみだに愛着や誇りをもつ区民、すみだを魅力的だと思う人を増やすためには、区民・事業者との協働で区の資源や魅力を掘り起こし、さまざまな機会をとらえて情報発信をしていくシティプロモーションの展開が必要です。このためには、全庁一丸となってすみだをPRしていく必要があります。全職員の広報マインドの醸成や媒体特性に応じた戦略的な情報提供、メディア掲載機会を増やしていくこと等が求められています。



施策の達成をはかる指標

●「自分にとって必要な区の情報が入手できている」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
52.9%	60.0%	70.0%

データ出所：区民アンケート調査

●墨田区のホームページ訪問者数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
15,904,068人	20,000,000人	22,000,000人

データ出所：所管課データ

施策達成のために区が取り組むこと

さまざまな媒体を活用した戦略的な情報発信を行うとともに、多様な主体がシティプロモーションを担える環境を整えます。

区が取り組む主な事業

シティプロモーション展開事業

職員の広報マインドの醸成を図り、区と区民等が一体となったシティプロモーションを展開していきます。

区民等とのコラボレーションによる区報制作事業

「区民レポーター」、「フォトギャラリー」、「ジュニア編集員」など、区民等とのコラボレーションにより区報を制作します。

職員のPR力向上事業

職員それぞれが多様化するニーズを捉え、あなたが選ぶ一押し事業コンテスト等の実施を通じて、事業または業務内容をわかりやすく、的確に伝えるPR力を向上し、これまでの情報発信をさらに強化します。

PR動画の制作及び放映事業

さまざまな区の事業についてPR動画を制作・放映するなど、本区の魅力を発信します。

自由投稿型SNSによる情報提供事業

本区に愛着や興味のあるユーザーが自由に記事を投稿できるページを用意し、必要に応じて区からも返信を行うことで双方向の情報伝達を行います。

姉妹都市・友好都市等との交流促進事業

広報紙やホームページ、フェイスブックなどさまざまな媒体を活用した相互情報発信をはじめ、各自治体相互の祭りへの参加など、姉妹都市や友好都市との交流を拡大させ、それぞれの住民が他都市の歴史や文化、自然やスポーツなどにふれる機会を創出するなど、地方との交流や提携を強化促進します。

区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者は、身近にあるすみだの魅力を発掘し、共有します。また、他都市の住民や事業者との交流や連携を図るなかで、さまざまなすみだの魅力を発信していきます。

施策542

区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する



—10年後のすみだ—

区民や事業者は、協治(ガバナンス)によるまちづくりの主体として積極的に区政に参画し、地域の課題解決に取り組んでいます。区は、新たな課題に対応するため行政のスリム化並びに「選択と集中」により、一層の効率的な行財政運営を進めています。

現状とこれまでの取り組み

2011(平成23)年に施行された「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」により、区民の区政への参画のしくみは一層充実しました。

一方、区の行財政運営は、事務事業の見直しや民間委託、指定管理者制度の導入、公共施設等マネジメントの推進など、行財政改革に積極的に取り組んできました。また、組織や職員定数の適正化、さらに特別区民税等の収納率の向上への取り組みなど、歳出の抑制と歳入の確保に努めてきたことにより、2014(平成26)年度には目標としてきた経常収支比率[※]85.0%を達成しました。

※ 経常収支比率とは、財政の弾力性を示す指標で、人件費や扶助費などの経常的な経費に、区民税や特別区交付金(普通交付金)などの経常的な一般財源がどれだけ充当されているかを示す指標です。この数値が低いほど、行政需要の変化に柔軟に対応できます。

今後の課題

区と区民が協働していくためには、より一層の情報公開や区政情報の入手機会の拡充など広報活動の充実を図るとともに、住民への説明責任を果たしていくことが求められています。また、協働を担う人材の育成が重要となっています。

区の行財政運営については、安定した財政基盤の強化を図り、多様化・高度化する住民ニーズに迅速・的確に対応していくことが必要です。そのため、行財政改革実施計画に基づき、「スピード感をもった経営改善と区民に開かれた区政の推進」「機動的な区政運営のための意識改革と環境の整備」「持続可能な財政基盤の確立」等について、積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の達成をはかる指標

●「区と一緒に、区の事業やイベントなどを企画したり、実施したことがある」区民の割合

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
9.5%	20.0%	30.0%

データ出所：区民アンケート調査

●区政全般に対する区民の満足度の点数

現状値	中間目標値(平成32年度)	最終目標値(平成37年度)
57.4	65.0	70.0

データ出所：区民アンケート調査

施策達成のために区が取り組むこと

区民にとって開かれた区政を実現するとともに、区民ニーズの把握に努め、持続可能な行財政運営の実現へ向けた事務事業の「選択と集中」を行います。

区が取り組む主な事業

地域力育成・支援事業【再掲：施策511】

「地域力日本一」をめざすため、さまざまな団体で活動する地域人材の発掘と育成を行います。また、地域活動における先進的な事例や、特徴的な取り組みを応援します。さらに、ボランティア活動など社会に役立つ体験を通じて、地域に愛着や関心をもつ若い世代を育てます。

タウンミーティング事業

区民と区長の直接対話の場として、タウンミーティングを実施します。区民の主体的な参加により、「協治(ガバナンス)のまちづくり」を実現します。

行財政改革推進事務

業務改善プロジェクト等による事務事業の見直しや、公会計制度の活用等を進め、効率的・効果的な行財政改革を進めます。

公共施設等マネジメント推進事務

多くの施設が、今後老朽化等による大規模修繕や建て替えの時期を迎えることから、公共施設等の全体保有量の圧縮や維持管理費の適正化を進めます。

電子自治体推進事業

「安全に」「いつでも」「どこでも」「だれでも」「簡単に」を基本に、電子申請の拡充のほか、マイナンバーカードを活用し、全国のコンビニエンスストアで証明書等を受け取れるサービスなど、住民サービスの向上を図るとともに、行政運営の効率化・高度化を進めます。

区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者・NPO等は、それぞれの役割分担のもとで、区政に積極的に参画します。また、納税や受益者負担による財源の適切な使い方について考え、協働の理念のもと、それぞれが担うべき役割を果たします。